

除染特別地域における
除染等工事暫定積算基準

(第 18 版)

令和 7 年 4 月

環境省

改訂履歴

改訂版数	改訂日	改訂箇所・改訂項目
初版	平成 24 年 5 月	初版制定
第 1 版	平成 24 年 10 月	8.1.2.2-(2) 「吸引作業車による表土の削り取り」を追加 8.2.2.2-(2) 「吸引作業車による表土の削り取り」を追加 8.3.2.1-(2) 「吸引作業車による表土の削り取り」を追加
第 2 版	平成 25 年 1 月	歩掛調査結果等による改訂及び、共通仮設費(営繕費)の改訂
第 3 版	平成 25 年 2 月	1.4.2.5 / 2.4.6.5 / 3.4.6.5 / 4.4.6.5 / 5.4.6.5 / 6.1.2.3 「プラスト」を追加。 6.2.1.2 「表土の削り取り」を追加、6.2.1.3 「土地表面の被覆」を修正。 14.1.2.2-③、14.1.3.1-③ 「放射線の事前測定データ整理作業」を修正。
第 4 版	平成 25 年 4 月	共通仮設費(安全費)を改訂。 「8. 農地」、「15. 排水処理」を改訂。 歩掛調査結果等により 16.1.2.1 「タグの取付け」を追加。
第 5 版	平成 25 年 6 月	共通仮設費(営繕費)の改訂
第 6 版	平成 25 年 9 月	「表 1-3 共通仮設費の区分と積算内容」を一部改訂。「11. 森林」を改訂。「13.1 仮置場造成工」「15.1 排水処理」「16.1 除去土壌等の運搬」「17.1 草木等の破碎」「18. 仮設等」「19. 防護具等」に項目を追加、一部改訂。「2.5 遊具等」「20.1 除染等の措置時の放射線量測定」の摘要を追加。項目番号及び名称を整理。
第 7 版	平成 26 年 4 月	歩掛調査結果等による見直し及び、共通仮設費率・現場管理費率の補正値を改訂。材料単価の決定方法を改訂。時間的制約を受ける場合の補正割増し係数を追加。 「1.住宅地等」、「2.学校」、「6.道路」、「11.森林」、「16.除去土壌等の運搬」、「17.減容化」、「18.仮設等」、「19.防護具等」の一部改訂、項目追加。「12.現場保管」を削除。「13.仮置場」の項目番号を整理、名称変更、一部追加。「21.諸経費対象外項目」を新規に追加。
第 8 版	平成 27 年 3 月	現場管理費率及び一般管理費等率の算定式に係る率並びに変数値を改訂。 「積算書及び契約数量表等の端数処理について」を「除染等工事数量算出要領」へ移行。 「1.4.1.16 屋外機器の拭き取り」、「1.4.1.17 住宅廻りの支障物の撤去」、「3.6 墓地」、「8.3.1.2 緑化基盤材の吹付」、「13.2 仮置場等撤去工」、「18.5 屋根上作業の墜落防止設備の設置撤去」、「20.1.2.5 局所的に線量の高い箇所の調査」、「20.1.5 汚染土壌

		<p>等の放射能濃度測定]、「20.2 除染管理情報の作成に要する費用]を追加。</p> <p>「1.1.1.2 拭き取り」、「1.1.1.3 ブラシ洗浄」、「1.2.1.1 拭き取り」、「1.2.1.2 ブラシ洗浄」、「1.3.1.2 拭き取り」、「1.4.1.5 芝張り」、「1.4.2.2 ブラシ洗浄」、「1.4.2.3 吸引式高圧洗浄機による洗浄」、「2.4.6.3 吸引式高圧洗浄機による洗浄」、「2.4.6.6 超高压水洗浄」、「2.5 遊具等」、「6.3.1.1 ブラシ洗浄」、「6.3.1.3 拭き取り」、「6.4.1.1 底質の除去」、「7.1 法面」、「8.1.2.7 地力回復」、「8.3.2.5 地力回復」、「8.5.1.3 畦畔復旧」、「11.1.1 堆積有機物」、「11.1.2.1 再拡散防止(土のう積み)」、「11.2.1 堆積有機物」、「13.1.1.9 下部シート・上部シート設置」、「13.1.1.15 側面の遮へい」、「13.1.1.16 上面の遮へい」、「18.3.1.2 敷鉄板の高圧水洗浄」、「18.3.1.4 敷鉄板の返却時のセルフスクリーニング」、「19.1.1.3 除染電離則に係る安全講習費]を改訂。</p> <p>「18 仮設等]の項目番号を整理。</p>
第9版	平成28年3月	<p>目次を追加。各歩掛に適用範囲を追加。施工手順を一部改訂。</p> <p>「1.3.2.2 拭き取り」、「1.4.1.14 支障木の伐根」、「2.3.2.2 拭き取り」、「2.4.5.4 支障木の伐根」、「3.3.2.2 拭き取り」、「3.4.5.4 支障木の伐根」、「4.3.2.2 拭き取り」、「4.4.5.4 支障木の伐根」、「5.3.2.2 拭き取り」、「5.4.5.4 支障木の伐根」、「8.1.2.2-(3)-①、②、③ベルトコンベアー内蔵型削り取り機を使用した表土の削り取り・土のう袋への袋詰め・小運搬」、「8.1.2.2-(4)-①、②、③牽引式削り取り機を使用した表土の削り取り・土のう袋への袋詰め・小運搬」、「8.1.3 柳の刈倒し～除根」、「8.1.4 柳の引抜き」、「8.1.5 竹類の全伐処理」、「8.1.6 支障木の処理」、「8.2.2.2-(3)-①、②、③ベルトコンベアー内蔵型削り取り機を使用した表土の削り取り・土のう袋への袋詰め・小運搬」、「8.2.2.2-(4)-①、②、③牽引式削り取り機を使用した表土の削り取り・土のう袋への袋詰め・小運搬」、「8.2.3 柳の刈倒し～除根」、「8.2.4 柳の引抜き」、「8.2.5 竹類の全伐処理」、「8.2.6 支障木の処理」、「8.3.1.1-(2)、(3)土のう袋への袋詰め・小運搬」、「8.4.1.1-(3)小運搬」、「8.5.1.2-(3)小運搬」、「9.3.1 竹類の間伐」、「10.1.3.5 支障木の伐根」、「19.1.1.7 元方安全衛生管理者を補助する者に要する費用]を追加。</p> <p>「6.2.1.3 土地表面の被覆」、「8.1.2.5 深耕」、「8.1.2.7-(1)地力回復(土壌改良材散布)」、「8.1.2.7-(3)2 回耕起」、「13.1.1.1 保管場所地下水調査」、「13.1.1.18 付帯設備の設置」、「19.1.1.1-(1)、(2)防護具 A・B]を一部改訂。</p> <p>「13.1.1.17 端部処理]の参照先を改訂。</p>

		<p>「13.1.1.6 整地」、「13.1.1.7 切土・盛土」を削除。</p> <p>「8.1.2.7-(3)2 回耕起」、「19.1.1.2-(1)、(2)使用済み防護具処理費」の付番を移行。</p> <p>「13.1.1.1 保管場所地下水調査」に歩掛表を追加。</p> <p>「20.2.1.1 除染管理情報の作成に要する費用」に参考算定式を追加。</p>
第9版 (改訂版)	平成28年6月	<p>共通仮設費率及び現場管理費率の算定式に係る率並びに変数値を改訂。</p> <p>「図1-3 直接工事費の構成」を一部改訂。</p> <p>「表1-3 共通仮設費の区分と積算内容」を一部改訂。</p> <p>「13.1.1.20 温度計設置」を改訂。</p> <p>「18.2.1.2 高所作業(雨樋)」、「19.1.1.7 元方安全衛生管理者を補助する者に要する費用」、「20.1.5.2 沈殿処理した水の放射能濃度測定」、「20.2.1.1 除染管理情報の作成に要する費用」を修正。</p>
第10版	平成29年4月	<p>共通仮設費率及び現場管理費率の補正を改訂。</p> <p>「表1-3 共通仮設費の区分と積算内容」を一部改訂。</p> <p>共通項目に1日未満で完了する小規模施工時の積算方法を追加。</p>
第11版	平成30年4月	<p>一般管理費等率を改訂。</p> <p>「14.仮置場等の工作物及び保管物の撤去並びに原状回復」を追加。</p>
第11版 (改訂版)	平成30年5月	<p>共通仮設費率及び現場管理費率の補正を改訂。</p>
第12版	平成31年4月	<p>「15.1.1.1 排水処理(沈殿処理)」、「16.1.1.1 クレーン付きトラックによる除去土壌等の運搬」を改訂。</p>
第12版 (改訂版)	令和元年9月	<p>当初設計時および設計変更時における単価適用時期を明記。</p> <p>材料単価の決定方法を改訂。これにあわせて特別調査による材料単価決定方法を追加。</p>
第13版	令和2年4月	<p>「8.1.1.1-(1)人力除草」、「8.1.2.2-(1)-①バックホウによる表土の削り取り(標準工法・30a以上)」、「8.1.2.2-(1)-②バックホウによる表土の削り取り(標準工法・30a未満)」、「14.1.3.1-(1)-①下部シート(遮水シート)の撤去(人力)」、「14.1.3.1-(2)下部シート(保護マット)の撤去(機械)」、「17.1.1.1 草木等の破碎」を改訂。</p> <p>「14.1.3.1-(1)-②下部シート(遮水シート)の撤去(機械)」を追加。</p>

第 14 版	令和 3 年 3 月	<p>「8.1.1.1-(2)機械除草」、「8.4.1.1-(1)底質の除去等（土砂上げ）」、「8.4.1.1-(2)底質の除去等（土のう袋への袋詰め）」を改訂。</p> <p>「14.1.4.1 保護層（集水補助層）撤去」、「14.1.4.2 浸出水集排水溝、集排水管撤去」を追加。</p>
第 15 版	令和 4 年 3 月	<p>3 工事費の構成 3.1 工事費の基本構成（一般管理費）の改訂 「14.1.4.1 保護層（集水補助層）撤去」、「17.1.1.1 草木等の破碎」、「19.1.1.6 放射線管理に要する費用」を改訂。</p> <p>「8.1.1.1-(6)除草の集草」、「8.1.2.5-(1)深耕（手押し）」、「8.1.2.5-(2)深耕（乗用）」、「8.3.2.6 石礫破碎」を追加</p>
第 16 版	令和 5 年 3 月	<p>3 工事費の構成「3.4 一般管理費等」を改訂。</p> <p>6 道路「6.1.2.6 路面清掃車による清掃」を改訂。</p> <p>8 農地「8.1.7.1-(1)石礫除去（人力）」を新規に追加。</p> <p>8 農地「8.1.7.1-(2)石礫除去（機械）」を新規に追加。</p> <p>8 農地「8.1.7.1-(3)土のう袋への袋詰め」を新規に追加。</p> <p>8 農地「8.1.7.1-(4)小運搬」を新規に追加。</p> <p>8 農地「8.2.7.1-(1)石礫除去（人力）」を新規に追加。</p> <p>8 農地「8.2.7.1-(2)石礫除去（機械）」を新規に追加。</p> <p>8 農地「8.2.7.1-(3)土のう袋への袋詰め」を新規に追加。</p> <p>8 農地「8.2.7.1-(4)小運搬」を新規に追加。</p> <p>18 仮設等「18.1.1.1-(1)足場」を改訂。</p> <p>18 仮設等「18.4.1.1 敷鉄板設置・撤去」を改訂。</p>
第 16 版 (改訂版)	令和 5 年 4 月	<p>1 住宅地「1.4.1.13 支障木の伐採」を改訂。</p> <p>1 住宅地「1.4.1.14 支障木の伐根」を改訂。</p> <p>1 住宅地「1.4.2.2 ブラシ洗浄」を改訂。</p> <p>18 仮設等「18.4.1.1 敷鉄板設置・撤去」を改訂。</p>
第 17 版	令和 6 年 4 月	<p>3 工事費の構成「3.1 工事費の基本構成」「表 1-1 設計工事費の基本構成（詳細）」の現場管理費の算出基準を改訂。</p> <p>3 工事費の構成「3.2 直接工事費」「(3) 直接経費」の特許使用料を改訂。</p> <p>3 工事費の構成「3.6 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整及びスライド条項の運用について」及び「3.7 工事積算における熱中症対策について」を新規に追加。</p> <p>18 仮設等「18.1.1.1 足場（2m以上の対象物に適用）」を改訂。</p> <p>18 仮設等「18.4.1.1 敷鉄板設置・撤去」を改訂。</p> <p>第 3 章 環境省積算基準等通知資料を新規に追加。</p>

第18版	令和7年4月	<p>第1章総則に「表1-1 設計工事費の基本構成（詳細）」の共通仮設費率及び現場管理費率の改訂</p> <p>2：現場管理費の補正の対象を明記</p> <p>「3.2 直接工事費」の（2）労務費の取扱いの積算方法の明記</p> <p>「3.3 間接工事費」「（1）共通仮設費」における「表1-3 共通仮設費の区分と積算内容」の技術管理費②積上げ計算による内容を追記</p> <p>「3.8 土木工事における現場環境改善費について」を明記</p> <p>第2章 積算基準に「13 仮置場等」「13.1.1.16 上面の遮へい（大型土のうによる遮へい）」のラフテレーンクレーンの日数を改訂。</p> <p>「21 諸経費対象外項目（本項は諸経費対象外の項目に計上する。）」「12.1.1.1 施工内容等の説明及び確認に要する費用」及び「21.1.1.2 除染結果の報告に要する費用」の特殊勤務手当については歩掛かり内から外だし計上に変更</p> <p>第3章 環境省積算基準等通知資料 「週休2日制工事の試行」に関する通知等を改正。</p>

目次（詳細版）

第1章 総則	25
1 適用範囲等	25
2 除染等工事における工事費積算の位置づけ	26
3 工事費の構成	27
3.1 工事費の基本構成	27
3.2 直接工事費	35
(1) 材料費	35
(2) 労務費	37
(3) 直接経費	38
3.3 間接工事費	43
(1) 共通仮設費	44
(2) 現場管理費	48
3.4 一般管理費等	50
(1) 一般管理費の項目及び内容	50
(2) 付加利益	51
3.5 消費税等相当額	51
3.6 随意契約方式により発注する場合の間接工事費等の調整及びスライド条項の運用について	51
3.7 工事積算における熱中症対策について	67
3.8 土木請負工事における現場環境改善費の積算について	71
第2章 積算基準	75
共通事項	75
数量等の積算基準	76
工事価格算出の端数処理について	76
歩掛単価表等における単位及び数位について	76
直接工事費編	77
1 住宅地等	78
1.1 屋根、屋上	78
1.1.1 屋根(コンクリート構造含む)	78
1.1.1.1 堆積物の除去	78
1.1.1.2 拭き取り	79
1.1.1.3 ブラシ洗淨	80
1.2 外壁、塀	81
1.2.1 土壁以外	81
1.2.1.1 拭き取り	81
1.2.1.2 ブラシ洗淨	82
1.2.2 土壁	83
1.2.2.1 拭き取り	83

1.3 雨樋	83
1.3.1 軒樋	83
1.3.1.1 堆積物の除去	83
1.3.1.2 拭き取り	84
1.3.1.3 高圧水洗浄	85
1.3.2 竪樋	86
1.3.2.1 高圧水洗浄	86
1.3.2.2 拭き取り	86
1.4 庭等	87
1.4.1 未舗装面	87
1.4.1.1 堆積物の除去	87
1.4.1.2 除草、芝刈り	87
1.4.1.3 芝の深刈り	88
1.4.1.4 草、芝の剥ぎ取り	89
1.4.1.5 芝張り	90
1.4.1.6 砂利、碎石の高圧水洗浄	91
1.4.1.7 砂利、碎石の除去	92
1.4.1.8 砂利、碎石の被覆	93
1.4.1.9 表土の削り取り	94
1.4.1.10 土地表面の被覆	95
1.4.1.11 樹木の根元付近等の表土の除去	96
1.4.1.12 庭木の枝払い	97
1.4.1.13 支障木の伐採	98
1.4.1.14 支障木の伐根	100
1.4.1.15 天地返し	102
1.4.1.16 屋外機器の拭き取り	103
1.4.1.17 住宅周りの支障物の撤去	103
1.4.2 舗装面	104
1.4.2.1 堆積物の除去	104
1.4.2.2 ブラシ洗浄	104
1.4.2.3 吸引式高圧洗浄機による洗浄	105
1.4.2.4 削り取り	106
1.4.2.5 プラスト	107
2 学校	108
2.1 屋根、屋上	108
2.1.1 屋根、屋上	108
2.1.1.1 堆積物の除去	108
2.1.1.2 拭き取り	108
2.1.1.3 ブラシ洗浄	108

2.1.1.4	高圧水洗浄	109
2.2	外壁・塀	110
2.2.1	外壁・塀	110
2.2.1.1	拭き取り	110
2.2.1.2	ブラシ洗浄	110
2.2.1.3	高圧水洗浄	110
2.3	雨樋	111
2.3.1	軒樋	111
2.3.1.1	堆積物の除去	111
2.3.1.2	拭き取り	111
2.3.1.3	高圧水洗浄	111
2.3.2	竪樋	111
2.3.2.1	高圧水洗浄	111
2.3.2.2	拭き取り	111
2.4	グラウンド等	112
2.4.1	堆積物	112
2.4.1.1	堆積物の除去	112
2.4.2	草、芝	113
2.4.2.1	除草、芝刈り	113
2.4.2.2	芝の深刈り	114
2.4.2.3	草、芝の剥ぎ取り	115
2.4.2.4	芝張り	116
2.4.3	砂利、碎石	116
2.4.3.1	砂利、碎石の高圧水洗浄	116
2.4.3.2	砂利、碎石の除去	117
2.4.3.3	砂利、碎石の被覆	118
2.4.4	土壌	119
2.4.4.1	排水口、軒下付近等の表土の除去	119
2.4.4.2	表土の削り取り	119
2.4.4.3	土地表面の被覆	120
2.4.4.4	天地返し	121
2.4.5	植栽	122
2.4.5.1	樹木の根元付近等の表土の除去	122
2.4.5.2	植栽の枝払い	122
2.4.5.3	支障木の伐採	122
2.4.5.4	支障木の伐根	122
2.4.6	舗装面	122
2.4.6.1	堆積物の除去	122
2.4.6.2	ブラシ洗浄	122

2.4.6.3	吸引式高圧洗浄機による洗浄	123
2.4.6.4- (1)	削り取り (施工面積 4,000m ² 未満)	124
2.4.6.4- (2)	削り取り (施工面積 4,000m ² 以上)	125
2.4.6.5	ブラスト	126
2.4.6.6- (1)	超高圧水洗浄 (2スピン: 標準仕様)	127
2.4.6.6- (2)	超高圧水洗浄 (1スピン)	128
2.4.6.7	再舗装	129
2.5	遊具等	130
2.5.1	遊具等	130
2.5.1.1	拭き取り、洗浄、削り取り	130
3	公園 (小)	131
3.1	屋根・屋上	131
3.1.1	屋根・屋上	131
3.1.1.1	堆積物の除去	131
3.1.1.2	拭き取り	131
3.1.1.3	ブラシ洗浄	131
3.1.1.4	高圧水洗浄	131
3.2	外壁・塀	131
3.2.1	外壁・塀	131
3.2.1.1	拭き取り	131
3.2.1.2	ブラシ洗浄	131
3.2.1.3	高圧水洗浄	131
3.3	雨樋	131
3.3.1	軒樋	131
3.3.1.1	堆積物の除去	131
3.3.1.2	拭き取り	131
3.3.1.3	高圧水洗浄	131
3.3.2	竪樋	132
3.3.2.1	高圧水洗浄	132
3.3.2.2	拭き取り	132
3.4	グラウンド等	132
3.4.1	堆積物	132
3.4.1.1	堆積物の除去	132
3.4.2	草、芝	132
3.4.2.1	除草、芝刈り	132
3.4.2.2	芝の深刈り	132
3.4.2.3	草、芝の剥ぎ取り	132
3.4.2.4	芝張り	132
3.4.3	砂利、碎石	132

3.4.3.1	砂利、碎石の高圧水洗浄	132
3.4.3.2	砂利、碎石の除去	132
3.4.3.3	砂利、碎石の被覆	132
3.4.4	土壌	132
3.4.4.1	表土の削り取り	132
3.4.4.2	土地表面の被覆	133
3.4.4.3	天地返し	133
3.4.5	植栽	133
3.4.5.1	樹木の根元付近等の表土の除去	133
3.4.5.2	植栽の枝払い	133
3.4.5.3	支障木の伐採	133
3.4.5.4	支障木の伐根	133
3.4.6	舗装面	133
3.4.6.1	堆積物の除去	133
3.4.6.2	ブラシ洗浄	133
3.4.6.3	吸引式高圧洗浄機による洗浄	133
3.4.6.4	削り取り	133
3.4.6.5	ブラスト	133
3.5	遊具等	133
3.5.1	遊具等	133
3.5.1.1	拭き取り、洗浄、削り取り	133
3.6	墓地	134
3.6.1	墓地（区画内）	134
3.6.1.1	拭き取り	134
3.6.1.2	ブラシ洗浄	135
3.6.1.3	砂利、碎石の高圧水洗浄	136
3.6.1.4	砂利、碎石の除去	137
3.6.1.5	砂利、碎石の被覆	138
4	公園（大）	139
4.1	屋根・屋上	139
4.1.1	屋根・屋上	139
4.1.1.1	堆積物の除去	139
4.1.1.2	拭き取り	139
4.1.1.3	ブラシ洗浄	139
4.1.1.4	高圧水洗浄	139
4.2	外壁・塀	139
4.2.1	外壁・塀	139
4.2.1.1	拭き取り	139
4.2.1.2	ブラシ洗浄	139

4.2.1.3 高圧水洗浄	139
4.3 雨樋	139
4.3.1 軒樋	139
4.3.1.1 堆積物の除去	139
4.3.1.2 拭き取り	139
4.3.1.3 高圧水洗浄	139
4.3.2 竪樋	140
4.3.2.1 高圧水洗浄	140
4.3.2.2 拭き取り	140
4.4 グラウンド等	140
4.4.1 堆積物	140
4.4.1.1 堆積物の除去	140
4.4.2 草、芝	140
4.4.2.1 除草、芝刈り	140
4.4.2.2 芝の深刈り	140
4.4.2.3 草、芝の剥ぎ取り	140
4.4.2.4 芝張り	140
4.4.3 砂利、碎石	140
4.4.3.1 砂利、碎石の高圧水洗浄	140
4.4.3.2 砂利、碎石の除去	140
4.4.3.3 砂利、碎石の被覆	140
4.4.4 土壌	140
4.4.4.1 排水口、軒下付近等の表土の除去	140
4.4.4.2 表土の削り取り	141
4.4.4.3 土地表面の被覆	141
4.4.4.4 天地返し	141
4.4.5 植栽	141
4.4.5.1 樹木の根元付近等の表土の除去	141
4.4.5.2 植栽の枝払い	141
4.4.5.3 支障木の伐採	141
4.4.5.4 支障木の伐根	141
4.4.6 舗装面	141
4.4.6.1 堆積物の除去	141
4.4.6.2 ブラシ洗浄	141
4.4.6.3 吸引式高圧洗浄機による洗浄	141
4.4.6.4- (1) 削り取り(施工面積 4,000m ² 未満)	141
4.4.6.4- (2) 削り取り(施工面積 4,000m ² 以上)	141
4.4.6.5 ブラスト	142
4.4.6.6- (1) 超高圧水洗浄(2スピン：標準仕様)	142

4.4.6.6- (2) 超高压水洗浄(1スピン)	142
4.4.6.7 再舗装	142
4.5 遊具等	142
4.5.1 遊具等	142
4.5.1.1 拭き取り、洗浄、削り取り	142
5 大型施設	143
5.1 屋根・屋上	143
5.1.1 屋根・屋上	143
5.1.1.1 堆積物の除去	143
5.1.1.2 拭き取り	143
5.1.1.3 ブラシ洗浄	143
5.1.1.4 高压水洗浄	143
5.2 外壁・塀	143
5.2.1 外壁・塀	143
5.2.1.1 拭き取り	143
5.2.1.2 ブラシ洗浄	143
5.2.1.3 高压水洗浄	143
5.3 雨樋	143
5.3.1 軒樋	143
5.3.1.1 堆積物の除去	143
5.3.1.2 拭き取り	143
5.3.1.3 高压水洗浄	143
5.3.2 竪樋	144
5.3.2.1 高压水洗浄	144
5.3.2.2 拭き取り	144
5.4 グラウンド等	144
5.4.1 堆積物	144
5.4.1.1 堆積物の除去	144
5.4.2 草、芝	144
5.4.2.1 除草、芝刈り	144
5.4.2.2 芝の深刈り	144
5.4.2.3 草、芝の剥ぎ取り	144
5.4.2.4 芝張り	144
5.4.3 砂利、碎石	144
5.4.3.1 砂利、碎石の高压水洗浄	144
5.4.3.2 砂利、碎石の除去	144
5.4.3.3 砂利、碎石の被覆	144
5.4.4 土壌	144
5.4.4.1 排水口、軒下付近等の表土の除去	144

5.4.4.2	表土の削り取り	145
5.4.4.3	土地表面の被覆	145
5.4.4.4	天地返し	145
5.4.5	植栽	145
5.4.5.1	樹木の根元付近等の表土の除去	145
5.4.5.2	植栽の枝払い	145
5.4.5.3	支障木の伐採	145
5.4.5.4	支障木の伐根	145
5.4.6	駐車場（コンクリート、アスファルト）	145
5.4.6.1	堆積物の除去	145
5.4.6.2	ブラシ洗浄	145
5.4.6.3	吸引式高圧洗浄機による洗浄	145
5.4.6.4-（1）	削り取り（施工面積 4,000m ² 未満）	145
5.4.6.4-（2）	削り取り（施工面積 4,000m ² 以上）	145
5.4.6.5	プラスト	146
5.4.6.6-（1）	超高圧水洗浄（2 スピン：標準仕様）	146
5.4.6.6-（2）	超高圧水洗浄（1 スピン）	146
5.4.6.7	再舗装	146
5.5	遊具等	146
5.5.1	遊具等	146
5.5.1.1	拭き取り、洗浄、削り取り	146
6	道路	147
6.1	舗装された道路	147
6.1.1	堆積物	147
6.1.1.1	堆積物の除去	147
6.1.2	道路・歩道	147
6.1.2.1	吸引式高圧洗浄機による洗浄	147
6.1.2.2-（1）	削り取り削り取り（施工面積 4,000m ² 未満）	147
6.1.2.2-（2）	削り取り（施工面積 4,000m ² 以上）	147
6.1.2.3	プラスト	147
6.1.2.4-（1）	超高圧水洗浄（2 スピン：標準仕様）	147
6.1.2.4-（2）	超高圧水洗浄（1 スピン）	147
6.1.2.5	再舗装	147
6.1.2.6	路面清掃車による清掃	148
6.2	未舗装の道路	150
6.2.1	道路表面（土壌）	150
6.2.1.1-（1）	除草	150
6.2.1.1-（2）	堆積物の除去	150
6.2.1.2	表土の削り取り	151

6.2.1.3	土地表面の被覆	152
6.2.1.4	天地返し	153
6.2.2	道路表面（砂利、碎石道路）	153
6.2.2.1	堆積物の除去	153
6.2.2.2	砂利、碎石の高圧水洗浄	153
6.2.2.3	砂利、碎石の除去	153
6.2.2.4	砂利、碎石の被覆	154
6.3	ガードレール	155
6.3.1	ガードレール	155
6.3.1.1	ブラシ洗浄	155
6.3.1.2	高圧水洗浄	156
6.3.1.3	拭き取り	157
6.4	側溝等	158
6.4.1	側溝等	158
6.4.1.1	底質の除去等	158
6.5	歩道橋	159
6.5.1	歩道橋	159
6.5.1.1	堆積物の除去	159
6.5.1.2	高圧水洗浄	159
6.5.1.3	拭き取り	159
6.5.1.4	ブラシ洗浄	159
6.6	街路樹	159
6.6.1	堆積物	159
6.6.1.1	堆積物の除去	159
6.6.2	草	160
6.6.2.1	除草、芝刈り	160
6.6.3	街路樹	161
6.6.3.1	街路樹の根元付近の表土の除去	161
6.6.3.2	街路樹の枝払い	161
7	法面	162
7.1	法面	162
7.1.1	草、落葉、堆積物	162
7.1.1.1	草、落葉、堆積物の除去	162
8	農地	164
8.1	水田	164
8.1.1	草	164
8.1.1.1-（1）	人力除草	164
8.1.1.1-（2）	機械除草	164
8.1.1.1-（3）	除草した草類の集積	165

8.1.1.1- (4) 土のう袋への袋詰め	165
8.1.1.1- (5) 現場内の小運搬	166
8.1.1.1- (6) 除草の集草	166
8.1.2 土壌	167
8.1.2.1- (1) 不陸整正	167
8.1.2.1- (2) 表面固化材散布	168
8.1.2.2- (1)-① バックホウによる表土の削り取り(標準工法・30a 以上)	169
8.1.2.2- (1)-② バックホウによる表土の削り取り(標準工法・30a 未満)	170
8.1.2.2- (1)-③ 土のう袋への袋詰め	171
8.1.2.2- (1)-④ 小運搬	172
8.1.2.2- (2)-① バックホウによる表土の削り取り(汚泥吸排車使用)	173
8.1.2.2- (2)-② 土のう袋への袋詰め	174
8.1.2.2- (2)-③ 小運搬	174
8.1.2.2- (3)-① ベルトコンベアー内蔵型削り取り機による表土の削り取り	175
8.1.2.2- (3)-② 土のう袋への袋詰め	176
8.1.2.2- (3)-③ 小運搬	176
8.1.2.2- (4)-① 牽引式削り取り機による表土の削り取り	177
8.1.2.2- (4)-② 土のう袋への袋詰め	178
8.1.2.2- (4)-③ 小運搬	178
8.1.2.3 (削除)	178
8.1.2.4- (1) 反転耕 (耕起 30cm)	179
8.1.2.4- (2) 反転耕 (耕起 45cm)	179
8.1.2.4- (3) 基盤整地	180
8.1.2.5 深耕	181
8.1.2.5- (1) 深耕 (手押し)	182
8.1.2.5- (2) 深耕 (乗用)	183
8.1.2.6 客土	184
8.1.2.7- (1) 地力回復 (土壌改良材散布)	184
8.1.2.7- (2) 地力回復 (ゼオライト散布)	185
8.1.2.7- (3) 2 回耕起	186
8.1.2.8 天地返し	186
8.1.3 柳の刈倒し～除根	187
8.1.3.1- (1) 刈倒し・破碎	187
8.1.3.1- (2) 伐根・除根	188
8.1.4 柳の引抜き	189
8.1.4.1 掴み装置付きバックホウによる柳の引き抜き・集積	189
8.1.5 竹類の全伐処理	190
8.1.5.1 竹類の全伐	190
8.1.6 支障木の処理	191

8.1.6.1	支障木の伐採	191
8.1.6.2	支障木の伐根	191
8.1.7	石礫除去	192
8.1.7.1- (1)	石礫除去 (人力)	192
8.1.7.1- (2)	石礫除去 (機械)	193
8.1.7.1- (3)	土のう袋への袋詰め	193
8.1.7.1- (4)	小運搬	193
8.2	畑	194
8.2.1	草	194
8.2.1.1- (1)	人力除草	194
8.2.1.1- (2)	機械除草	194
8.2.1.1- (3)	除草した草類の集積	194
8.2.1.1- (4)	土のう袋への袋詰め	194
8.2.1.1- (5)	現場内の小運搬	194
8.2.2	土壌	194
8.2.2.1- (1)	不陸整正	194
8.2.2.1- (2)	表面固化材散布	194
8.2.2.2- (1)- ①	バックホウによる表土の削り取り (標準工法・30a 以上)	194
8.2.2.2- (1)- ②	バックホウによる表土の削り取り (標準工法・30a 未満)	194
8.2.2.2- (1)- ③	土のう袋への袋詰め	194
8.2.2.2- (1)- ④	小運搬	194
8.2.2.2- (2)- ①	バックホウによる表土の削り取り (汚泥吸排車使用)	194
8.2.2.2- (2)- ②	土のう袋への袋詰め	194
8.2.2.2- (2)- ③	小運搬	194
8.2.2.2- (3)- ①	ベルトコンベアー内蔵型削り取り機による表土の削り取り	195
8.2.2.2- (3)- ②	土のう袋への袋詰め	195
8.2.2.2- (3)- ③	小運搬	195
8.2.2.2- (4)- ①	牽引式削り取り機による表土の削り取り	195
8.2.2.2- (4)- ②	土のう袋への袋詰め	195
8.2.2.2- (4)- ③	小運搬	195
8.2.2.3	(削除)	195
8.2.2.4- (1)	反転耕 (耕起 30cm)	195
8.2.2.4- (2)	反転耕 (耕起 45cm)	195
8.2.2.4- (3)	基盤整地	195
8.2.2.5	深耕	195
8.2.2.6	客土	195
8.2.2.7- (1)	地力回復 (土壌改良材散布)	195
8.2.2.7- (2)	地力回復 (ゼオライト散布)	195
8.2.2.7- (3)	2 回耕起	195

8.2.2.8 天地返し	195
8.2.3 柳の刈倒し～除根	196
8.2.3.1- (1) 刈倒し・破碎	196
8.2.3.1- (2) 伐根・除根	196
8.2.4 柳の引き抜き～集積	196
8.2.4.1 掴み装置付きバックホウによる柳の引抜き・集積	196
8.2.5 竹類の全伐処理	196
8.2.5.1 竹類の全伐	196
8.2.6 支障木の処理	196
8.2.6.1 支障木の伐採	196
8.2.6.2 支障木の伐根	196
8.2.7 石礫除去	196
8.2.7.1- (1) 石礫除去(人力)	196
8.2.7.1- (2) 石礫除去(機械)	196
8.1.7.1- (3) 土のう袋への袋詰め	196
8.1.7.1- (4) 小運搬	196
8.3 牧草地	197
8.3.1 草	197
8.3.1.1- (1) 除草	197
8.3.1.1- (2) 土のう袋への袋詰め	198
8.3.1.1- (3) 現場内の小運搬	198
8.3.1.2 緑化基盤材の吹付	199
8.3.1.3- (1) 播種 (散布)	200
8.3.1.3- (2) 播種 (鎮圧)	201
8.3.2 土壌	202
8.3.2.1- (1)-① バックホウによる表土の削り取り(30a 以上)	202
8.3.2.1- (1)-② バックホウによる表土の削り取り(30a 未満)	202
8.3.2.1- (1)-③ 土のう袋への袋詰め	202
8.3.2.1- (1)-④ 小運搬	202
8.3.2.2- (1) 反転耕 (耕起 30cm)	202
8.3.2.2- (2) 反転耕 (耕起 45cm)	202
8.3.2.2- (3) 基盤整地	202
8.3.2.3 深耕	202
8.3.2.4 客土	202
8.3.2.5- (1) 地力回復 (土壌改良材散布)	203
8.3.2.5- (2) 地力回復 (ゼオライト散布)	203
8.3.2.5- (3) 2 回耕起	203
8.3.2.6 石礫破碎	204
8.4 水路	205

8.4.1 水路	205
8.4.1.1- (1) 底質の除去等 (土砂上げ)	205
8.4.1.1- (2) 底質の除去等 (土のう袋への袋詰め)	205
8.4.1.1- (3) 小運搬	206
8.5 畦畔	206
8.5.1 畦畔	206
8.5.1.1- (1) 堆積物の除去	206
8.5.1.1- (2) 除草	206
8.5.1.2- (1) 表土の削り取り	207
8.5.1.2- (2) 土のう袋への袋詰め	208
8.5.1.2- (3) 小運搬	208
8.5.1.3 畦畔復旧	209
9 草地、芝地	210
9.1 灌木 (密)	210
9.1.1 灌木 (密)	210
9.1.1.1 刈払	210
9.2 灌木 (粗)	211
9.2.1 灌木 (粗)	211
9.2.1.1 刈払	211
9.3 竹類の間伐	212
9.3.1 竹類の間伐	212
9.3.1.1 竹類の間伐処理	212
10 果樹園	213
10.1 果樹園	213
10.1.1 堆積物	213
10.1.1.1 堆積物の除去	213
10.1.2 草	214
10.1.2.1 除草	214
10.1.3 果樹	215
10.1.3.1 粗皮の剥ぎ取り	215
10.1.3.2 樹皮の高圧水洗浄	216
10.1.3.3 果樹の剪定	217
10.1.3.4 支障木の伐採	218
10.1.3.5 支障木の伐根	218
10.1.4 土壌	218
10.1.4.1 表土の削り取り	218
10.1.4.2 客土	218
11 森林	219
11.1 常緑針葉樹	219

11.1.1 堆積有機物	219
11.1.1.1- (1) 堆積有機物の除去 (スギ)	219
11.1.1.1- (2) 堆積有機物の除去 (ヒノキ)	220
11.1.1.1- (3) 堆積有機物の除去 (アカマツ等)	221
11.1.1.1- (4) 堆積有機物の除去 (非管理地)	222
11.1.1.1- (5) 伐り捨て材の整理	223
11.1.2 土壌	224
11.1.2.1 再拡散防止 (土のう積み)	224
11.1.2.2 再拡散防止 (板柵)	224
11.1.3 樹木	225
11.1.3.1- (1) 枝打ち、切り枝回収 (スギ)	225
11.1.3.1- (2) 枝打ち、切り枝回収 (ヒノキ)	226
11.1.3.1- (3) 枝打ち、切り枝回収 (アカマツ等)	227
11.1.4 下刈り	228
11.1.4.1 下草・灌木刈払い	228
11.1.5 堆積有機物残渣の除去	229
11.1.5.1 堆積有機物残渣の除去	229
11.2 落葉広葉樹等	230
11.2.1 堆積有機物	230
11.2.1.1 堆積有機物の除去 (ナラ等)	230
11.2.1.2 堆積有機物の除去 (非管理地)	231
11.2.2 土壌	231
11.2.2.1 再拡散防止 (土のう積み)	231
11.2.2.2 再拡散防止 (板柵)	231
11.2.3 樹木	231
11.2.3.1 粗朶結束	231
11.2.4 下刈り	232
11.2.4.1 下草・灌木刈払い	232
11.2.5 堆積有機物残渣の除去	232
11.2.5.1 堆積有機物残渣の除去	232
11.3 雑木林	232
11.3.1 堆積有機物	232
11.3.1.1 堆積有機物の除去	232
11.3.1.2 堆積有機物の除去 (非管理地)	232
11.3.2 土壌	232
11.3.2.1 再拡散防止 (土のう積み)	232
11.3.2.2 再拡散防止 (板柵)	232
11.3.3 樹木	232
11.3.3.1 粗朶結束	232

11.3.4	下刈り	232
11.3.4.1	下草・灌木刈払い	232
11.3.5	堆積有機物残渣の除去	232
11.3.5.1	堆積有機物残渣の除去	232
12	(削除)	233
13	仮置場等	234
13.1	仮置場等造成工(地上型)	234
13.1.1	仮置場等造成	234
13.1.1.1	保管場所地下水調査	234
13.1.1.2	除草	236
13.1.1.3	灌木(密)の刈払	236
13.1.1.4	灌木(粗)の刈払	236
13.1.1.5- (1)	伐木除根(伐木作業)	236
13.1.1.5- (2)	伐木除根(除根作業)	237
13.1.1.5- (3)	伐木除根(集積作業)	238
13.1.1.6	(削除)	238
13.1.1.7	(削除)	238
13.1.1.8	砂利、碎石の被覆	238
13.1.1.9- (1)- ①	下部シート(下層保護マット+遮水シート+上層保護マット)設置	239
13.1.1.9- (1)- ②	下部シート(保護マット)設置	240
13.1.1.9- (2)	保護層(集水補助層)設置	240
13.1.1.9- (3)- ①	上部シート(遮水シート)設置	241
13.1.1.9- (3)- ②	上部シート(遮水シート)設置	242
13.1.1.9- (3)- ③	上部シート(通気性防水シート)設置	243
13.1.1.9- (3)- ④	上部シート(通気性防水シート)設置	244
13.1.1.9- (3)- ⑤	上部シート(遮光シート)設置	245
13.1.1.9- (3)- ⑥	上部シート(遮光シート)設置	246
13.1.1.9- (3)- ⑦	上部シート(複合シート)設置	247
13.1.1.9- (3)- ⑧	上部シート(複合シート)設置	248
13.1.1.10	浸出水集排水溝、集排水管設置	249
13.1.1.11	浸出水集水設備設置	250
13.1.1.12	地表水集水設備設置	251
13.1.1.13	(削除)	254
13.1.1.14	保管物取込・設置	254
13.1.1.15	側面の遮へい(大型土のうによる遮へい)	255
13.1.1.16	上面の遮へい(大型土のうによる遮へい)	256
13.1.1.17	端部処理	256
13.1.1.18	付帯設備の設置	257
13.1.1.19	放熱管(ガス抜き管)・ガス抜き口設置	259

13.1.1.20 温度計設置	261
14 仮置場等の工作物及び保管物の撤去並びに原状回復	262
14.1 工作物の撤去	262
14.1.1 上部シートの撤去	262
14.1.1.1-① 上部シート（遮水シート、複合シート）の撤去	262
14.1.1.1-② 上部シート（通気性防水シート、遮光シート）の撤去	262
14.1.2 保管物の撤去・詰込・詰替	263
14.1.2.1 保管物（可燃物）の撤去・詰込・詰替	263
14.1.2.2 保管物（不燃物）の撤去・詰込・詰替	264
14.1.3 下部シート撤去	265
14.1.3.1-①-① 下部シート（遮水シート）の撤去（人力）	265
14.1.3.1-①-② 下部シート（遮水シート）の撤去（機械）	266
14.1.3.1-② 下部シート（保護マット）の撤去（機械）	267
14.1.4 付帯設備の撤去	268
14.1.4.1 保護層（集水補助層）撤去	268
14.1.4.2 浸出水集排水溝、集排水管撤去	269
14.2 仮置場等の土地の原状回復	270
14.2.1 撤去後の放射線測定	270
14.2.2 原状回復工	270
14.2.2.1-① 局所的な放射性物質汚染箇所の対策（表土の削り取り（30a 以上））	270
14.2.2.1-② 局所的な放射性物質汚染箇所の対策（表土の削り取り（30a 未満））	270
14.2.2.1-③ 局所的な放射性物質汚染箇所の対策（土のう袋への袋詰め）	270
14.2.2.1-④ 局所的な放射性物質汚染箇所の対策（小運搬）	270
14.2.2.2 畦畔復旧	270
14.2.2.3 高さの修復・調整（客土）	270
14.2.2.4-① 地力回復（土地改良材散布）	270
14.2.2.4-② 地力回復（ゼオライト散布）	270
14.2.2.5-① 整地・平坦化（反転耕（耕起 30cm）（水田・畑））	270
14.2.2.5-② 整地・平坦化（基盤整地）	270
14.2.2.5-③ 整地・平坦化（深耕）	270
14.2.2.5-④ 整地・平坦化（2 回耕起）	270
14.2.2.6 復旧後の線量測定	270
15 排水処理	271
15.1 排水処理	271
15.1.1 排水処理	271
15.1.1.1 排水の処理（沈殿処理）	271
15.1.1.2 沈殿土壌の袋詰め	272
15.1.1.3-① 濁水処理装置設置	273
15.1.1.3-② 濁水処理装置撤去	273

16 除去土壌等の運搬	274
16.1 除去土壌等の運搬	274
16.1.1 除去土壌等の運搬	274
16.1.1.1 クレーン付トラックによる除去土壌等の運搬	274
16.1.1.2 人肩による除去土壌等の運搬	275
16.1.1.3 小車による除去土壌等の運搬	276
16.1.1.4 小型不整地運搬車による除去土壌等の運搬	277
16.1.1.5 ダンプトラック(梱包あり)による草木類等の運搬	278
16.1.1.6 パッカー車による草木類等の運搬	279
16.1.1.7 汚泥吸排車による泥水等の運搬	280
16.1.2 タグの取付け	281
16.1.2.1 タグの取付け	281
17 減容化	282
17.1 草木等の破碎	282
17.1.1 草木等の破碎	282
17.1.1.1 草木等の破碎	282
17.2 草類・落葉等の減容化	283
17.2.1 草類・落葉等の減容化	283
17.2.1.1 吸引圧縮による減容化	283
18 仮設等	284
18.1 足場	284
18.1.1 足場	284
18.1.1.1- (1) 足場 (手摺先行型枠組足場、2m以上の対象物に適用)	284
18.1.1.1- (2) 足場 (削 除)	285
18.2 高所作業車	286
18.2.1 高所作業車	286
18.2.1.1 高所作業車	286
18.2.1.2 高所作業 (雨樋)	287
18.3 建設機械等の洗浄	288
18.3.1 建設機械・トラック等の高圧水洗浄	288
18.3.1.1 建設機械・トラック等の高圧水洗浄	288
18.3.1.2 敷鉄板の高圧水洗浄	289
18.3.1.3 建設機械等の返却時のセルフスクリーニング費	290
18.3.1.4 敷鉄板の返却時のセルフスクリーニング費	291
18.4 敷鉄板設置・撤去	292
18.4.1 敷鉄板設置・撤去	292
18.4.1.1 敷鉄板設置・撤去	292
18.5 屋根上作業の墜落防止設備の設置・撤去	293
18.5.1 屋根上作業の墜落防止設備の設置・撤去	293

18.5.1.1 屋根上作業の墜落防止設備の設置・撤去	293
間接工事費編	294
19 防護具等	295
19.1 防護具等（本項は安全費に計上する。）	295
19.1.1 防護具等	295
19.1.1.1 (1) 防護具 A	295
19.1.1.1 (2) 防護具 B	296
19.1.1.2 (1) 使用済み防護具の回収費（全身化学防護服を使用しない場合）	297
19.1.1.2 (2) 使用済み防護具の回収費（全身化学防護服を使用する場合）	298
19.1.1.3 除染電離則に係る安全講習費	299
19.1.1.4 健康診断費	300
19.1.1.5 セルフスクリーニング費	301
19.1.1.6 放射線管理に要する費用	302
19.1.1.7 元方安全衛生管理者を補助する者に要する費用	303
19.2 洗浄設備設置・撤去（本項は営繕費に計上する。）	304
19.2.1 洗浄設備設置・撤去	304
19.2.1.1 洗浄設備設置	304
19.2.1.2 洗浄設備撤去	306
20 放射線量測定（本項は技術管理費に計上する。）	307
20.1 除染等の措置時の放射線量測定	307
20.1.1 除染等の措置時の放射線量測定	307
20.1.1.1 事前測定（共通仕様書 4-1-2-2）	307
20.1.1.2 事後測定（共通仕様書 4-1-2-3）	309
20.1.1.3 局所的に線量の高い箇所の調査（共通仕様書 4-1-2-5）	310
20.1.2 仮置場の放射線量測定	311
20.1.2.1 事前測定（共通仕様書 4-1-3-1）	311
20.1.2.2 実施中の測定（共通仕様書 4-1-3-2）	312
20.1.2.3 事後測定（共通仕様書 4-1-3-3）	312
20.1.3 地下水及び浸出水調査	313
20.1.3.1 地下水の放射能濃度の測定	313
20.1.3.2 浸出水の放射能濃度の測定	314
20.1.4 汚染土壌等の放射能濃度測定	315
20.1.4.1 除染電離則に係る汚染土壌等の放射能濃度測定	315
20.1.4.2 沈殿処理した水の放射能濃度測定	316
20.2 除染管理情報の作成に要する費用	317
20.2.1 除染管理情報の作成に要する費用	317
20.2.1.1 除染管理情報の作成に要する費用	317
21 諸経費対象外項目（本項は諸経費対象外の項目に計上する。）	318
21.1 諸経費対象外項目	318

21.1.1 諸経費対象外項目	318
21.1.1.1 施工内容等の説明及び確認に要する費用.....	318
21.1.1.2 除染結果の報告に要する費用	319
第3章 環境省積算基準等通知資料	320
週休2日制工事の試行について	321
建設キャリアアップシステムの活用について	345
建設キャリアアップシステム義務化モデル工事及び活用推奨モデル工事の積算について..	353

第1章 総則

1 適用範囲等

本積算基準は、除染特別地域における除染等工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。

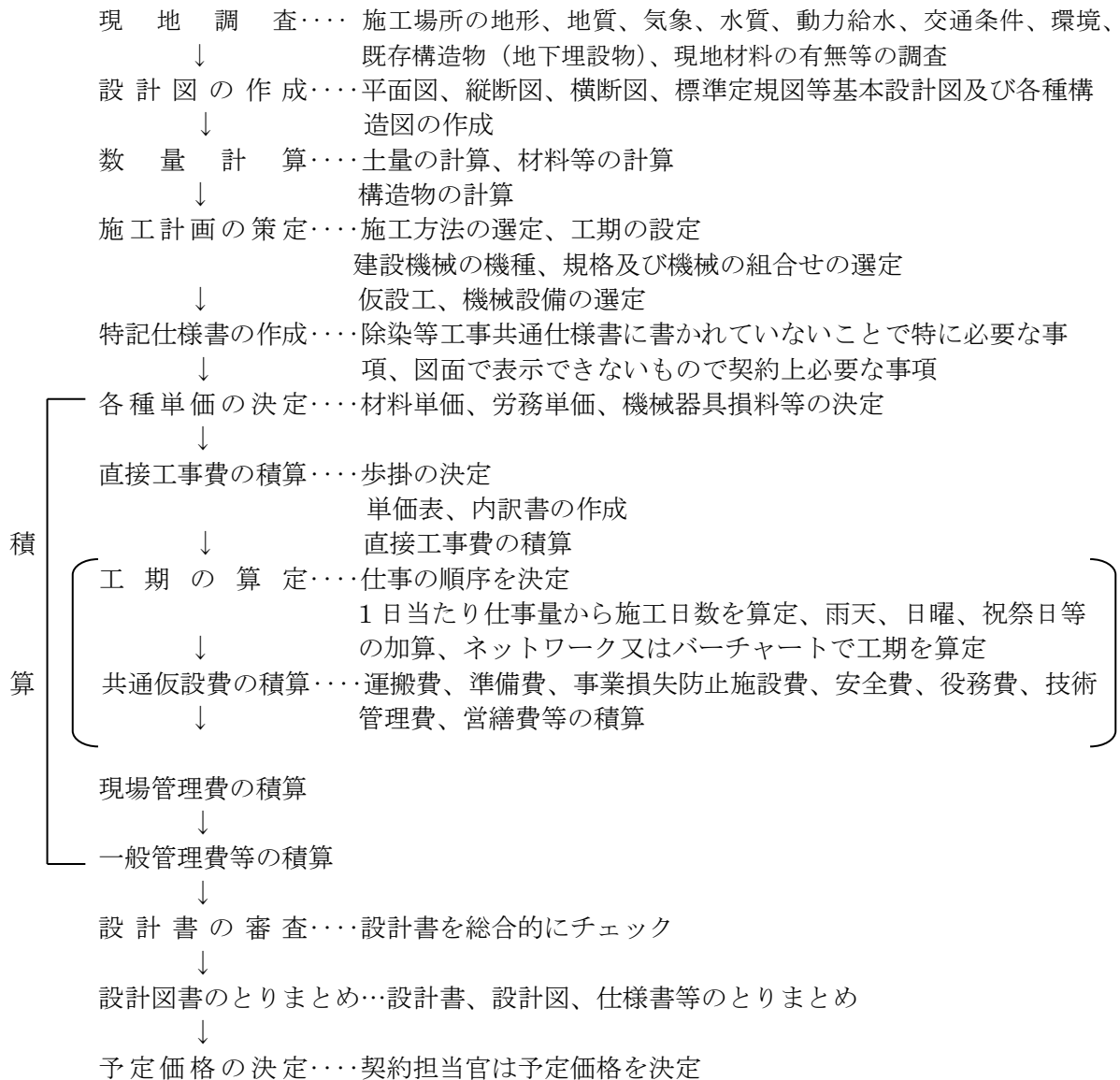
ただし、対象地は、立地条件や自然環境条件が千差万別で、特殊条件下に位置するところも多いため、この積算基準書によることが著しく不適當又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができるものとする。

2 除染等工事における工事費積算の位置づけ

積算は、通常設計書と呼ばれるものに相当し、計画（設計図、仕様書）に適合した施設を施工計画に従って建設するために要する費用を適正に算出するためのものである。具体的には、工事を行うに当たって必要とされる資材、労力、機械の単価、歩掛、経費等を設定し、それらを積み上げることとなる。

一連の建設工事における工事費積算の位置づけを示すと図1-1のとおりである。

図1-1 工事費積算の位置づけ



これらは一連の流れであるが、特にその中心となる直接工事費の積算に当たっては、流れを構成する各項目が相互に密接に関係している。たとえば、現場の施工条件などは、工事費の積算に大きく影響するものであり、設計工事費を左右するものである。

3 工事費の構成

3.1 工事費の基本構成

工事費の構成を図1-2に示す。また、当該構成の詳細を表1-1に示す。

図1-2 設計工事費の基本構成

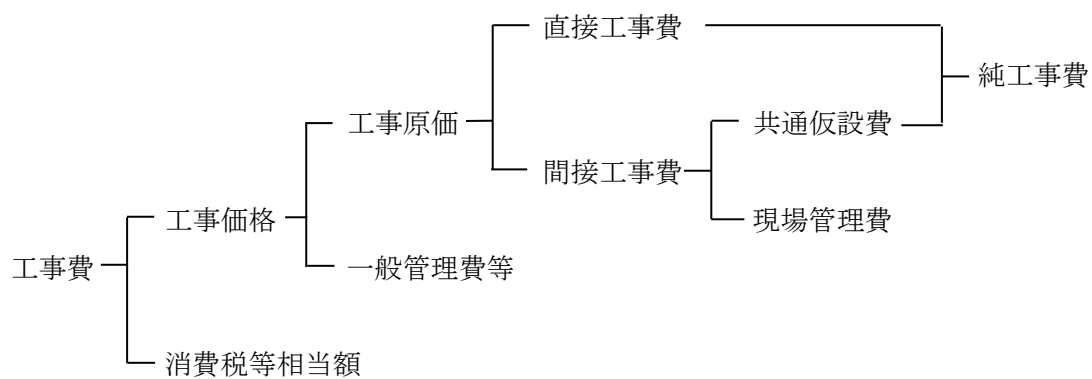


表 1 - 1 設計工事費の基本構成（詳細）

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 算定基準	6 内容	
工事費	工事価格	工事原価	1			<p>「工事費」とは工事価格並びにこれに対応する消費税等相当額の合計額をいう。「工事価格」とは事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な準備工を含む。以下「本工事」という。）の施工に必要な経費で次に掲げる経費の合計額をいう。</p> <p>直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算するものとする。</p> <p>本工事に直接必要なセメント、砂利、鋼材等資材の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業実施可能な単価とする。</p> <p>本工事に直接必要な賃金等の人件費をいう。この労務単価は、除染特別地域における除染工事労務単価を使用するものとする。</p> <p>工事を施工するために直接必要とする経費であり、次のものの合計額をいう。</p> <p>①特許権使用料 契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用</p> <p>②水道、光熱、電力料 工事を施工するために必要な電力電灯使用料及び用水使用料</p> <p>③機械経費 工事を施工するために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く）</p>
			直接工事費		当該年度摘要の積算基準、材料費及び労務費、本標準歩掛を基本とし、事業箇所の実情に即して算定。	
			(1) 材料費			
			(2) 労務費			
			(3) 直接経費	直接必要とする額		

		2 間 接 工 事 費			共通仮設費及び現場管理費の合計額をいう。			
			(1) 共通 仮設費	<p>(率計算の算定式)</p> $K r = A \cdot P^b$ <p>ただし</p> <p>K r : 共通仮設費率</p> <p>P : 対象額</p> <p>A、b : 変数値</p> <p>(注) K r の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>		<p>(1) 共通仮設費の算定は、所定の率計算による額と積上げ計算による額と加算して行うものとする。</p> <p>①率計算による部分(※1)</p> <p>下記に定める対象額ごとに求めた率に当該対象額を乗じて得た額とする。</p> <p>対象額(P) = 直接工事費 + (支給品費) + 事業損失防止施設費</p>		
			対象額	300万円以下	300万円を超え10億円以下		10億円を超えるもの	
			適用区分	下記の率とする	算定式より算出された率とする。ただし変数値は下記による。		下記の率とする。	
					A	b		
			率	13.28%	117.0	-0.1459	5.69%	
		<p>②積上げ計算による部分</p> <p>現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積み上げるものとする。</p>						

				(2) 現場 管理費	現場管理費は、次の算定式により算定した率を乗じて得た額の範囲内とする。 なお、資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象とする。 (率計算の算定式) $J_o = A \cdot N_p^b$ ただし J _o : 現場管理费率 (%) N _p : 純工事費 (単位円) A、b : 変数値 (注) J _o の値は小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。	請負業者が工事を施工するために必要な労務管理費、安全訓練に要する費用、外注経費、租税公課、保険料等の費用 (※2)				
					純工事費	300 万円以下	300 万円を超え 10 億円以下		10 億円を超えるもの	
					適用区分率	下記の率とする。	算定式より算出された率とする。ただし変数値は下記による。		下記の率とする	
							A	b		
					率	43.14%	227.2	-0.1114	22.58%	
					一般管理費	一般管理費は次の算定式により算出した額の範囲内とする。 なお、一般管理費等の算出の場合、支給品費及びヘリコプターの飛行経費は算出基準の対象としない。 ① 前払金支出割合が 35%を超える場合	請負業者が工事を施工するために必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費等の費用			
						工事原価	500 万円以下	500 万円を超え 30 億円以下	30 億円を超えるもの	
						一般管理費等率	23.57%	②の算定式により算出された率		9.74%

			<p>② 算定式</p> $G_p = -4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101 (\%)$ <p>ただし、</p> <p>G_p : 一般管理費等率</p> <p>C_p : 工事原価 (単位円)</p> <p>(注) G_p の値は、少数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。 (工事原価 = 純工事費 + 現場管理費)</p> <p>③ 一般管理費率の補正</p> <table border="1" data-bbox="795 512 1173 719"> <thead> <tr> <th>前払金支出割合区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0%から 5%以下</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>5%を超え 15%以下</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>15%を超え 25%以下</td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>25%を超え 35%以下</td> <td>1.01</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記①及び②で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。補正後の一般管理費等は上記③による補正係数に標準の一般管理費を乗じて得た額。</p> <table border="1" data-bbox="795 791 1408 1046"> <thead> <tr> <th>契約保証の方法</th> <th>補正值 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第 4 条を採用する場合)</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>発注者が役務的保証を必要とする場合</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>補正しない</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上記以外の場合の具体例は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 予算決算及び会計令第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合 2) 契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。 	前払金支出割合区分	補正係数	0%から 5%以下	1.05	5%を超え 15%以下	1.04	15%を超え 25%以下	1.03	25%を超え 35%以下	1.01	契約保証の方法	補正值 (%)	発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第 4 条を採用する場合)	0.04	発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09	上記以外の場合	補正しない
前払金支出割合区分	補正係数																				
0%から 5%以下	1.05																				
5%を超え 15%以下	1.04																				
15%を超え 25%以下	1.03																				
25%を超え 35%以下	1.01																				
契約保証の方法	補正值 (%)																				
発注者が金銭的保証を必要とする場合 (工事請負契約書第 4 条を採用する場合)	0.04																				
発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09																				
上記以外の場合	補正しない																				
	消費税等相当額		消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。																		

※1：共通仮設費率の補正

1) 下表の適用条件に該当する場合、共通仮設費率に補正係数を乗じるものとする。

適用条件		補正係数	優先順位
施工地域	対象		
市街地（1）	人口集中地域（D I D地区）及びこれに準ずる地区が施工箇所に含まれる場合。	1.3	1
一般交通影響有り （1）	2車線（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上 of 車道において規制を行う場合。ただし、常時全面交通止めの場合は対象外とする。	1.3	2
一般交通影響有り （2）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、規制を伴う場合。（常時全面交通止めの場合を含む。）	1.2	3
山間僻地及び離島	施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	4

（注）

- ・DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。
- ・適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

2) 「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」（平成26年2月3日付け国土交通省技建発第3号）に基づき、共通仮設費率に1.5を乗じるものとする。

※2：現場管理費の補正

1) 施工期間、施工時期等を考慮して現場管理費率を2%の範囲内で適切に加算することができる。ただし、重複する場合は、最高2%とする。

イ) 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合

a. 積雪寒冷地域の範囲……国家公務員の寒冷地手当に関する法律に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。

ただし、コンクリートダム、フィルダムの現場管理費率を適用する工事には適用しない。

b. 積雪寒冷地の施工期間を次のとおりとする。

施工時期	適用地域
12月1日～3月31日	福島県田村市、川内村、葛尾村、飯舘村

c. 工場製作工事及び冬期条件下で施工することが前提となっている除排雪工事等は適用しない。

d. 現場管理費率の補正率は次によるものとする。

補正值 (%) = 冬期率 × 補正係数

冬期率 = 12月1日～3月31日までの工事期間 / 工期

ただし、工期については実際に工事を施工するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。また、冬期工事期間に準備又は後片付けが掛かる場合は、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。

また、冬期工事期間に準備又は後片付けが掛かる場合は、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。

なお、工期に年末年始を含む工事では、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、工事事故等による不稼働期間、受注者の責によらず休工を余儀なくされる期間は含まない。

補正係数

積雪寒冷地域の区分	補正係数
4級地	1.20

(注) 1. 冬期率は小数第3位を四捨五入して第2位とする。

2. 補正值は小数第3位を四捨五入して第2位とする。

3. 施工地域が2つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。

ロ) 緊急工事の場合

緊急工事は2.0%の補正值を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第9条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第10条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。

2) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算

下表の適用条件に該当する場合、現場管理費率に補正係数を乗じるものとする。

適用条件		補正係数	優先順位
施工地域	対象		
市街地（1）	人口集中地域（D I D地区）及びこれに準ずる地区が施工箇所に含まれる場合。	1.1	1
一般交通影響有り （1）	2車線（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面交通止めの場合は対象外とする。	1.1	2
一般交通影響有り （2）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、規制を伴う場合。（常時全面交通止めの場合を含む。）	1.1	3
山間僻地及び離島	施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	4

（注）

- ・ DID 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。
- ・ 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。

3) 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。

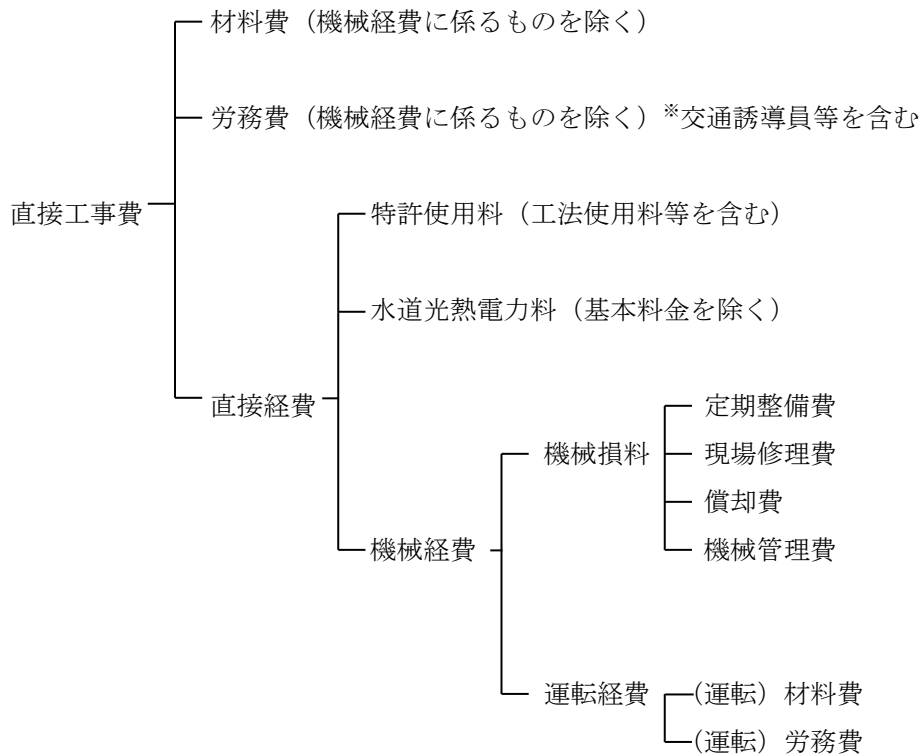
4) ヘリコプターの飛行経費は対象額に含めない。

5) 「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」（平成26年2月3日付け国土交通省技建発第3号）に基づき、現場管理費率に1.2を乗じるものとする。

3.2 直接工事費

直接工事費とは、工事目的物をつくるために直接投入される費用で、たとえば、擁壁では、コンクリート、型枠、足場、床掘り、直接的に用いられる機械経費等が含まれる。直接工事費の構成を図1-3に示す。

図1-3 直接工事費の構成



(1) 材料費

材料費は、その所要数量に材料単価を乗じて算出される。

1) 数量

数量は工事を施工するために直接必要となる標準使用量に運搬、貯蔵、施工中の損失量等を実情に即して加算する。

2) 材料単価

材料単価は原則として現場着単価（現場の材料置場までの着単価で現場内の小運搬は含まない。）とし、入札時における市場価格（予定価格算出作業時の最新価格）とし、施工期間中の物価の変動は予測しない。

現場着単価には、材料購入場所から現場までの運搬費用は含まれているので工事現場が山間地等特殊な場所のときは、運搬費用が材料の市場価格よりも大きくなることもある。

また、材料単価といった場合にそれが現場着単価であるのか、一般の市場価格（運搬費は含まない。）なのか二重の計上にならないように確認しておく必要がある。

3) 材料単価の決定

材料単価の決定方法には、発注機関ごとに定める統一単価によるものの他は、一般的には①物価資料による方法、②特別調査による方法、③見積りによる方法がある。

① 物価資料による方法

物価資料としては、現在、(財)経済調査会発行「積算資料」及び(財)建設物価調査会発行「建設物価」が一般的である。

各資料ともそれぞれの調査方法が異なるため、同一の品目でも必ずしも同じ価格とはなっていない。そのため積算に当たっては、各資料における価格の条件に十分留意して材料単価を決定すべきである。条件が同じような場合は、物価資料の平均値を採用する。

なお、実際の取引数量が物価資料における取引数量と大幅にかい離があるなど物価資料による方法により難しい場合は、②の方法によることとする。

② 特別調査による方法

上記①物価資料による方法により難しい場合は、特別調査として福島地方環境事務所担当課にて調査を行い材料単価を決定するものとする。特別調査による場合は、調達価格(材料価格×使用数量)が100万円以上、又は1資材の材料単価が10万円以上の場合とする。

なお、1工事において調達価格(材料単価×使用数量)が100万円未満の場合、かつ1資材の材料単価が10万円未満の場合等には、見積りによって決定することも可能とする。

③ 見積りによる方法

上記①物価資料による方法及び②特別調査による方法により難しい場合は、見積りによることとなる。

見積りは原則として3社以上から徴収し、異常値を除いた価格の平均価格とする。

見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、見積り依頼を行う。

4) 設計変更における材料単価の取扱について

① 当初契約工種、及びその類似工種、並びにこれらに関する工種について、現地の取り合い等の理由により数量を変更する場合や、同種材料で規格・寸法等が変更となった場合は旧単価(当初設計時点単価)とする。

② 当初契約工種の類似工種、または関連する工種と見なせない場合においても、当初契約工種で使用している材料、もしくはその規格・寸法のみが変更となった材料については旧単価とする。

それ以外の材料については、変更指示時点の単価とする。

(2) 労務費

労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の1)及び4)によるものとする。

1) 所要人員

所要人員は原則として第2章 積算基準 による。

なお、当該歩掛以外の歩掛を採用するときは、その根拠をだれにでも理解できるように明確にしておかなければならない。

2) 労務賃金

労務賃金は、労務者に支給される賃金であって、直接作業に従事した時間の労務費の基本給をいい、基本給は、「除染特別地域内における除染等工事に係る設計労務単価」等を使用するものとする。

基準作業時間外の作業及び特殊条件により作業に従事して支払われる賃金を割増賃金といい、割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

3) 夜間工事の労務単価

次に掲げる場合は、以下のとおり労務単価の割増しを行うものとする。

(イ) 通常勤務すべき時間帯(8時～17時)を超えて、作業を計画する場合は以下とする。

① 深夜時間(22時～5時)については、深夜時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.50)とする。

② 上記(イ)以外の通常勤務すべき時間帯(8時～17時)を超えた時間帯は、時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.25)とする。

なお、休憩は超過勤務4時間を超える毎に30分の休憩を与えるものとする。

(ロ) 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間(8時間)+休息时间(1時間)内は、基準額とする。そのうち、深夜部分(22時～5時)にかかる時間帯は、深夜割増し(基準額×割増対象賃金比×0.25)を加算するものとする。

ただし、2交替の場合にあって、所定労働時間を超える場合は、時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.25、及び深夜時間外割増し(基準額×割増対象賃金比×1.50)を加算する。〔例1〕、〔例2〕

(ハ) 現場条件により、やむを得ず、通常勤務すべき時間帯(8時～17時)を外して作業する場合は、次による。〔例3〕

① 所定労働時間内で17時～20時及び6時～8時にかかる時間帯は、基準額とする。

② 所定労働時間内で20時～6時にかかる時間帯は基準額に1.5を乗ずる。

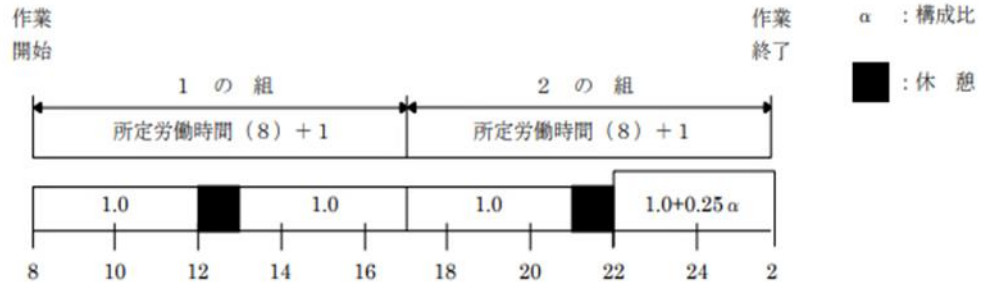
ただし、作業開始から所定労働時間内までとし、所定労働時間を超えた時間帯については、前の1)項による。

4) 休日作業の労務単価

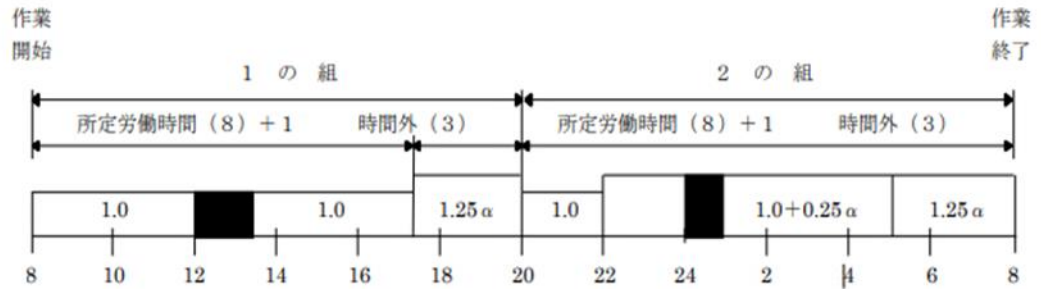
緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合には、休日割増し(基準額×割増対象賃金比×1.35)を計上するものとする。その内深夜部分(22時～5時)にかかる時間帯は、深夜割増し(基準額×割増対象賃金比×0.25)を加算するものとする。

法定休日とは、使用者の定める週1回、もしくは4週間のうちに4日の休日とする。

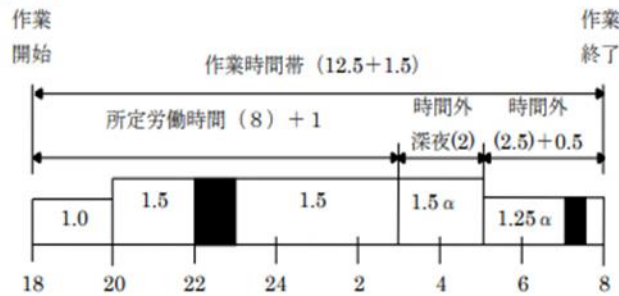
〔例-1〕



〔例-2〕



〔例-3〕



(3) 直接経費

直接経費は、1) 特許使用料、2) 水道光熱電力料、3) 機械経費に区分される。

1) 特許使用料

除染等工事費の積算において必要な特許使用料の算定については、次のとおりとする。ただし、これにより難しい場合は別途考慮するものとする。

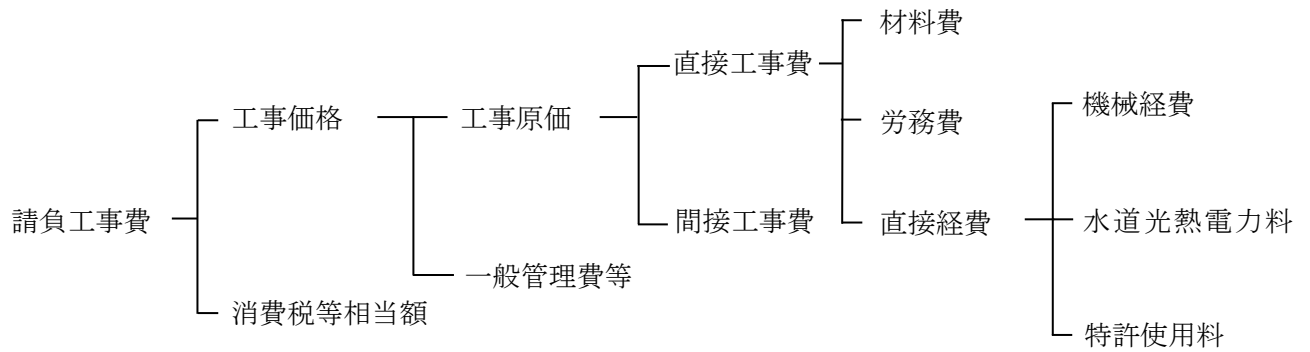
①特許使用料の適用

特許使用料の適用は、特許権等に係る施工法・試験法・製造法並びに特許権、実用新案権及び意匠権等を用いて施工・製作させた装置等、工業所有権等に係るもの全てを対象とした特許工法等とし、特許法に基づく手続きのうち、設定登録が完了している場合及び出願を完了し、かつ、設定登録が完了していない手続き期間において、当該工法等を使用する積算に適用する。また、特許使用料を計上するのは、共有特許及び民間特許工法等を使用する場合とする。

②特許使用料の積算

特許使用料は、工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は契約に基づき

使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とする。



(ア) 特許使用料の算出

共有特許工法等を使用する場合は、実施契約に基づく、民間企業等が有する特許権の持分に対応した特許使用料を計上し、民間特許工法等を使用する場合は、当該特許工法に係る全ての特許使用料を計上する。

なお、特許権、実用新案権及び意匠権等を用いて施工・製作させた装置等については、特許使用料が含まれている場合があるので留意されたい。

2) 水道光熱電力料等

水道光熱電力料等には、工事を施工するに必要とする電力、電灯使用料及び上下水道料金で、機械固有の時間当たり使用量から供給機関の規定に従って、個別に算定する。光熱電力料の使用料金は直接工事費で計上するが、基本料金は共通仮設費に計上する。

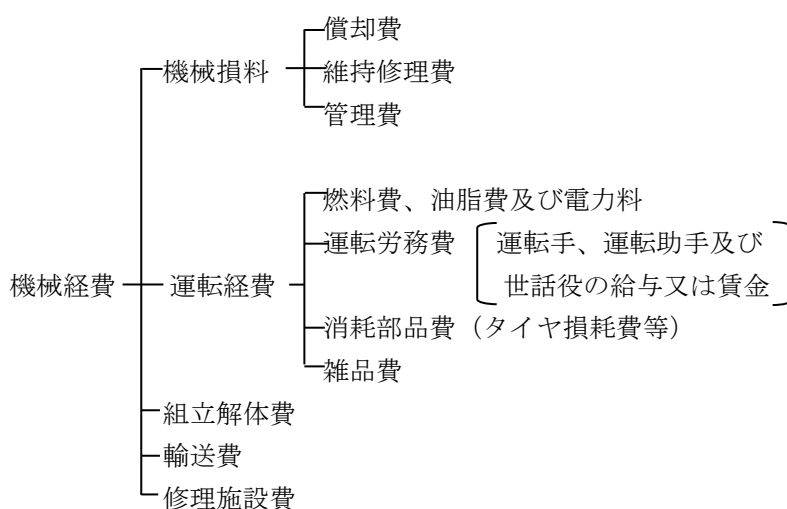
3) 機械経費

機械経費は、工事を施工するために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）で、その算定は「請負工事機械経費積算要領」（昭和49年3月15日付け建設省機発第44号）に基づいて積算する。

機械経費の構成を図に示すと、図1-4のとおりである。

機械経費の内訳について以下に示す。

図1-4 機械経費の構成



① 償却費

機械の使用又は経年による価値の減価格である。

② 維持修理費

機械の効用を持続するために必要な整備及び修理の費用で、運転経費以外のものである。

③ 管理費

機械の保有に伴い必要となる公租公課、保険料、格納保管等の経費である。

④ 燃料費

燃料費は、次の算式により求めた額とする。

$$\text{燃料費} = \text{燃料単価} \times \text{運転1時間当たり} \cdot 1 \text{kw (PS) 当たり燃料消費量} \\ \times \text{定格 (又は最高) 出力} \times \text{運転時間数}$$

この式において、運転1時間当たり・1kw (PS) 当たり燃料消費量は、実績又は推定により求めるものとし、定格 (又は最高) 出力は、算定表に掲げるところによる。

⑤ 油 脂 費

油脂費は、次の算式により求めた額とする。

$$\text{油脂費} = \text{燃料費} \times \text{油脂消費率}$$

この式において油脂消費率は、油脂費の燃料費に対する割合で、実績又は推定により求めるものとする。

⑥ 電 力 料

電力量は、電気事業者が定める電力供給規程をもとに、次の算式により求めた額とする。

$$\text{電力料} = \text{従量電力料単価} \times \text{使用電力量}$$

この式において使用電力量は、次式により求めるものとする。この場合の、負荷率は、定格（又は最高）出力に対する平均出力の割合とし、作業時間率については、運転時間数に対する実作業時間の割合とし、いずれも実績又は推定により求めるものとする。

$$\text{使用電力量} = \text{負荷設備容量} \times \text{負荷率} \times \text{作業時間率} \times \text{運転時間数}$$

⑦ 運 転 労 務 費

運転労務費は、運転手、運転助手及び世話役ごとに、次の算式により求めた額とする。

$$\text{運転労務費} = \text{労務単価} \times \text{運転 1 時間当たり 労務歩掛} \times \text{運転時間数} \times \text{就業率}$$

この式において就業率は、運転手を 1 とし、運転助手又は世話役については、運転手に対する仕事量の割合を実績又は推定により 1 以下の値で定める。

⑧ 消 耗 部 品 費

消耗部品費は、次の算式により求めた額とする。

$$\text{消耗部品費} = \text{運転 1 時間当たりの損耗費} \times \text{運転時間数}$$

この式において運転 1 時間当たりの損耗費は、実績又は推定により求める。

⑨ 組 立 解 体 費

組立解体費は、機械の使用に伴う組立及び工事の完了に伴う解体に必要な費用で、組立及び解体に使用する機械器具の損料及び運転経費並びに組立及び解体作業に従事する労務者の賃金及び雑材料費である。

⑩ 輸 送 費

輸送費は、機械を工事現場に搬入し、又は工事現場から搬出するために要する費用で、機械が所在すると推定される場所から工事現場までの最も経済的な通常の経

路及び方法による場合の運賃（自走する機械については、当該機械の機械損料及び運転経費）及び積卸しの費用である。

⑪ 修理施設費

大規模工事又は山間へき地における工事等で機械化施工の効率化を図るため、工事現場に修理施設を設ける必要があると認められるときは、機械の修理施設として、修理施設（工作機械を含む）の工事現場搬入搬出及び仮設撤去の費用である。

⑫ 機械損料の算定

機械損料は、償却費、維持修理費及び管理費について、次のア. の算式により求めた運転1時間当たり損料（運転時間の測定が困難な機械又は機械損料の計算を運転日単位で行うことが適当な機械（以下「運転日単位の機械」という。以下同じ）については、運転1日当たり損料に運転時間数（運転日単位の機械については、運転日数。以下同じ）を乗じて得た額と、次の「イ. 供用1日当たり損料」の算式により求めた供用1日当たり損料に供用日数を乗じて得た額とを合計して算定するものとする。ただし、予備用機械については、「イ. 供用1日当たり損料」の算式により求めた供用1日当たり損料に供用日数を乗じて得た額とする。

ア. 運転1時間当たり損料＝

$$\text{基礎価格} \times \left(\frac{1/2 \times \text{償却費率} + \text{維持修理費率}}{\text{耐用年数}} \right) \times \frac{1}{\text{年間標準運転時間（又は年間標準運転日数）}}$$

イ. 供用1日当たり損料

$$\text{基礎価格} \times \left(\frac{1/2 \times \text{償却費率}}{\text{耐用年数}} + \text{年間管理費率} \right) \times \frac{1}{\text{年間標準供用日数}}$$

前項の規定にかかわらず、運転日数の測定が困難な機械又は機械損料の計算を供用日単位で行うことが適当な機械（以下「供用日単位の機械」という。）の機械損料は、次の算定式により求めた供用1日当たりに供用日数を乗じて得た額とする。

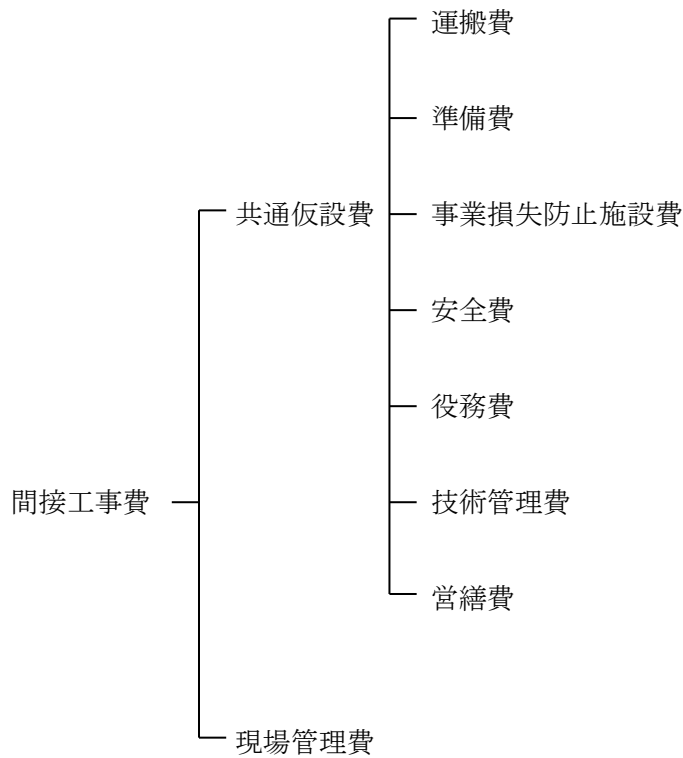
供用1日当たり損料＝

$$\text{基礎価格} \times \left(\frac{\text{償却費率} + \text{維持修理費率}}{\text{耐用年数}} + \text{年間管理費率} \right) \times \frac{1}{\text{年間標準供用日数}}$$

3.3 間接工事費

間接工事費とは、個々の工事目的物に専属的に投入される費用ではなく、工事全体を通じて共通的に必要とする費用で、たとえば、現場事務所の設置維持、安全管理及び安全対策に要する費用等がこれに含まれる。間接工事費の構成は図1-5に示すように、共通仮設費と現場管理費からなるが、直接積算できるものと直接に積算できないために直接工事費の比率によって積算するものがある。

図1-5 間接工事費の構成



(1) 共通仮設費

共通仮設費は、①率計算による金額と②積上げ計算による金額とを加算して求める。表1-3は共通仮設費の区分と積算内容を項目別に積上げ計算と率計算の内容に分けてまとめたものである。従来、共通仮設費に計上していた交通誘導員の費用については、直接工事費に計上する。

表 1-3 共通仮設費の区分と積算内容

項目	①率計算による内容	②積上げ計算による内容
運搬費	<ul style="list-style-type: none"> (1) 質量20 t未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬 (2) 器材等（型枠材、支保材、足場材、敷鉄板（敷鉄板設置・撤去工で積上げた分は除く）、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管、トンネル用スライディングセントル等）の搬入、搬出及び現場内小運搬 (3) 建設機械の自走による運搬 (4) 建設機械等の日々回送（分解・組立、輸送）に要する費用 (5) 質量20 t以上の建設機械の現場内小運搬 (6) 重建設機械の分解・組立及び輸送の中で、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型20～50t吊）、ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型20～70t吊）の分解・組立及び輸送に要する費用 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 質量20 t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬 (2) 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板等）の運搬。ただし、敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。 (3) 重建設機械の分解、組立及び輸送に要する費用{トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型20t～50t吊）、ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型20t～70t吊）を除く} (4) 賃料適用のトラッククレーン（油圧伸縮ジブ型80t吊以上）及びクローラクレーン（油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型35t吊以上）の分解組立時にかかる本体賃料及び運搬中の本体賃料
準備費	<ul style="list-style-type: none"> (1) 準備及び後片付けに要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ① 着手時の準備費用 ② 施工期間中における準備、後片付け費用 ③ 完成時の後片付け費用 (2) 調査・測量、丁張り等に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ① 工事着手前の基準測量等の費用 ② 縦、横断面図の照査等の費用 ③ 用地幅杭等の仮移設等の費用 ④ 丁張りの設置等の費用 (3) 準備作業に伴う伐開、除根、除草による現場内の集積・積込み及び整地、段切り、すりつけ等に要する費用 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 工事施工上必要な準備作業に要する費用 (2) 伐開、除根等に伴い発生する建設廃棄物等を工事現場外に搬出する運搬及び処分に要する費用
事業損失防止施設費	—	<ul style="list-style-type: none"> (1) 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事

		<p>業損失を未然に防止するための仮施設の設置費・撤去費及び当該仮施設の維持管理等に要する費用</p> <p>(2) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用</p>
安全費	<p>(1) 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用</p> <p>(2) 不稼働日の保安要員等の費用</p> <p>(3) 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置・撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料</p> <p>(4) 夜間工事その他、照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用{大規模な照明設備を必要とする広範な工事（ダム工事、トンネル工事）を除く}</p> <p>(5) 河川、海岸工事における救命艇に要する費用</p> <p>(6) 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用</p> <p>(7) 酸素欠乏症の予防に要する費用</p> <p>(8) 粉じん作業の予防に要する費用</p> <p>(9) 安全用品等の費用</p> <p>(10) 安全委員会等に要する費用</p>	<p>(1) 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理員等に要する費用</p> <p>(2) バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等の現場環境改善に要する費用</p> <p>(3) 高圧作業の予防に要する費用</p> <p>(4) 河川及び海岸の工事区域に隣接して航路がある場合の安全標識、警戒船運転に要する費用</p> <p>(5) ダム工事における岩石掘削時に必要な発破監視のための費用</p> <p>(6) トンネル工事における呼吸用保護具（電動ファン付粉じん用呼吸用保護具等）に要する費用</p> <p>(7) 放射線障害の予防に要する次の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射能防護服 ・防じんマスク ・個人線量計 ・安全講習費 ・健康診断費（内部被ばく検査、電離放射線健康診断、一般健康診断追加分） ・スクリーニングに要する費用 <p>(8) 除染等作業員の放射線管理を指揮監督する者（以下「放射線管理責任者」という。）に要する費用</p> <p>(9) その他、現場条件等により積上げを要する費用</p>
役務費	—	<p>(1) 土地の借上げ等に要する費用</p> <p>(2) 電力、用水等の基本料</p> <p>(3) 電力設備用工事負担金</p>
技術管理費	<p>(1) 品質管理基準に記載されている項目に要する費用</p> <p>(2) 出来形管理のための測量、図面作成、写真</p>	<p>(1) 特殊な品質管理に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土質等試験:品質管理基準に記載されている項目以外の試験

	<p>管理に要する費用</p> <p>(3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用</p> <p>(4) 完成図、マイクロフィルムの作成及び電子納品等（道路工事完成図等作成要領に基づく電子納品を除く）に要する費用</p> <p>(5) 建設材料の品質記録保存に要する費用</p> <p>(6) コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用</p> <p>(7) コンクリートの単位水量測定、ひび割れ調査、テストハンマーによる強度推定調査に要する費用</p> <p>(8) PC上部工、アンカー工等の緊張管理、グラウト配合試験等に要する費用</p> <p>(9) トンネル工(NATM)の計測Aに要する費用</p> <p>(10) 塗装膜厚施工管理に要する費用</p> <p>(11) 溶接試験における放射線透過試験に要する費用</p> <p>(12) 施工管理で使用するOA機器の費用</p> <p>(13) 品質証明に係る費用（品質証明費）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験 <p>(2) 現場条件等により積上げを要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軟弱地盤における計器の設置・撤去及び測定・とりまとめに要する費用 ・試験盛土等の工事に要する費用 ・トンネル(NATM)の計測Bに要する費用 ・下水道工事の目視による出来形確認が困難な場合に用いる特別な機器に要する費用 <p>(3) 施工合理化調査、施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用</p> <p>(4) 除染等の措置時の放射線量測定に要する費用</p> <p>(5) ICT建設機械に要する以下の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保守点検 (施工箇所が点在する工事においては、施工箇所毎の施工数量によるものとするため、箇所毎に必要な額を計上するものとする。) ・システム初期費 (1 工事当たり使用機種毎に一式計上とする。施工箇所は点在する工事の場合は、箇所毎に計上するのではなく、1 工事当たり使用機種毎に一式計上とする。) ・3次元起工測量 ・3次元設計データの作成費用 <p>(6) その他前記(1)～(5)に含まれない項目で特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用</p>
<p>営繕費</p>	<p>(1) 現場事務所、試験室等の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用</p> <p>(2) 労働者宿舍の営繕（維持・修繕）に要する費用</p> <p>(3) 倉庫及び材料保管場の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用</p> <p>(4) 労働者の輸送に要する費用</p>	<p>(1) 監督員詰所及び火薬庫の営繕（設置・撤去、維持・補修）に要する費用 監督職員詰所及び火薬庫等の設置は、工事帰還、工事場所、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して必要な経費を積上げるものとする。</p> <p>(2) 現場事務所、監督職員詰所等の美化、シャワーの設置、トイレの水洗化等</p>

	<p>(5) 上記(1)～(3)に係る土地・建物の借上げに要する費用</p> <p>(6) コンクリートダム、フィルダム工事では、監督職員詰所及び火薬庫等の設置・撤去、維持・補修に要する費用を含む。</p>	<p>に要する費用</p> <p>(3) 車両等の洗浄設備の営繕（設置・撤去）に要する費用</p> <p>(4) その他、現場条件等により積上げを要する費用</p>
--	---	--

(2) 現場管理費

現場管理費の項目及び内容は次のとおりとする。

(イ) 労務管理費

現場労働者に係る次の費用とする。

- (あ) 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）
- (い) 慰安、娯楽及び厚生に要する費用
- (う) 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用
- (え) 賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- (お) 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用

(ロ) 安全訓練等に要する費用

現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用

(ハ) 租税公課

固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。

(ニ) 保 険 料

自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）、工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料

(ホ) 従業員給料手当

現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与。ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。

(ヘ) 退 職 金

現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額

(ト) 法定福利費

現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額

(チ) 福利厚生費

現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用

(リ) 事務用品費

事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費

(ヌ) 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

(ル) 交 際 費

現場への来客等の応対に要する費用

(ヲ) 補償費

工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通等による事業損失に係る補償費

ただし、臨時にして巨額なものは除く。

(ワ) 外注経費

工事を専門工事業者等に外注する場合に必要な経費

(カ) 工事登録等に要する費用

工事实績の登録等に要する費用

(ヨ) 動力・用水光熱費

現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫及び材料保管庫で使用する電力、用水、ガス等の費用（基本料金を含む。）

(タ) 公共事業労務費調査に要する費用

(レ) 雑費

(イ)から(タ)までに属さない諸費

3.4 一般管理費等

(1) 一般管理費の項目及び内容

- イ 役員報酬
取締役及び監査役に対する報酬
- ロ 従業員給料手当
本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与
- ハ 退職金
退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金
- ニ 法定福利費
本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額
- ホ 福利厚生費
本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被覆、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用
- ヘ 修繕維持費
建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等
- ト 事務用品費
事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
- チ 通信交通費
通信費、交通費及び旅費
- リ 動力、用水光熱費
電力、水道、ガス、薪炭等の費用
- ヌ 調査研究費
技術研究、開発等の費用
- ル 広告宣伝費
広告、公告、宣伝に要する費用
- ヲ 交際費
本店及び支店などへの来客等の応対に要する費用
- ワ 寄付金
- カ 地代家賃
事務所、寮、社宅等の借地借家料
- ヨ 減価償却費
建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額
- タ 試験研究費償却
新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額
- レ 開発費償却
新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額

- ソ 租税公課
不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課
- ツ 保 険 料
火災保険及びその他の損害保険料
- ネ 契約保証費
契約の保証に必要な費用
- ナ 雑 費
電算等経費、社内打ち合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用

(2) 付加利益

- イ 法人税、都道府県民税、市町村民税等
- ロ 株主配当金
- ハ 役員賞与（損金算入分を除く）
- ニ 内部留保金
- ホ 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用

3.5 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

※工事原価に係る各費目の積算に使用する材料等の価格等は、消費税等相当分を含まないものとする。

3.6 随意契約方式により発注する場合の間接工事費等の調整及びスライド条項の運用について

随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整及びスライド条項の運用については、下記の国土交通省土木工事積算基準に基づき取り扱うこと。

- (1) 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

- 1 随意契約方式により工事を発注する場合の調整等について
随意契約方式により工事を発注する場合は、次のとおりとする。
- (1) 調整対象となる工事
- 1) 現工事の施工業者と随意契約方式にて発注する工事とする。
 - 2) 繰越、国債工事の取扱い
現工事が繰越又は国債で調整対象となる場合は全体工事を対象として調整する。
- (2) 追加工事の積算月は、当該追加工事の入札書(見積書)提出期限日の年月とし、現工事の落札率(合意率)を考慮するものとする。

(3) 調整対象となる現工事の設計金額は当該追加工事が発注される時点のものとし、その後現工事の設計金額に設計変更が生じた場合でも調整対象現工事の設計金額の変更は行わない額で調整するものとする。

(4) 前記(1)に該当する工事のうち、次に示す異種の工事の取扱いは下記のとおりとする。

1) 異種の工事とは次表のA～Iに区分される工事種別の異なる工事をいう。

工事種別	工事請負有資格業者名簿による種別
A	一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、河川しゅんせつ工事、杭打工事、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事
B	鋼橋上部工事、機械設備工事
C	プレストレスト・コンクリート工事
D	電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事
E	建築工事、木造建築工事、プレハブ工事
F	維持修繕工事、塗装工事、橋梁補修工事
G	造園工事
H	さく井工事
I	暖冷房衛生設備工事

2) 積算体系が同一(一般管理費等率の算出区分が同じもの)の異種の工事は次により調整する。

(イ) 共通仮設費・現場管理費については調整しない。

(ロ) 一般管理費等については調整する。

3) 積算体系が異なる(一般管理費等率の算出区分が異なる)異種の工事は調整しない。

2 総価契約単価合意方式における調整計算の方法

総価契約単価合意方式の対象工事の場合、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

なお、「総価契約単価合意方式実施要領の解説」により算出した当該追加工事の共通仮設費(調整計算額)と、当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

3 総価契約単価合意方式以外の場合における調整計算の方法

(1) 共通仮設費の調整計算の方法

1) 積上げ計算部分

実態に合わせ調整する。

2) 率計算部分

現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と追加工事の共通仮設費対象額の合計額に対するその主たる工種の共通仮設費率を適用する。

3) 調整計算の方法(率計算部分)

現工事と当該追加工事の共通仮設費対象額を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。

(イ) 調整の一般式は次のとおりとする。

$$A = (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$$

A: 当該追加工事の共通仮設費(調整計算額)

B: 現工事の共通仮設費対象額

D: 合算工事の共通仮設費対象額

$\gamma 1$: Dに相当する主たる工種の共通仮設費率

$\gamma 2$: Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。

また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

(ロ) 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は、次のとおりとする。なお、除雪工事で現場事務所、労働者宿舎、倉庫を貸与する場合の共通仮設費の調整計算も同様である。

$$A = (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A: 当該追加工事の共通仮設費(調整計算額)

B: 現工事の対象額

C: 当該追加工事の対象額

D: 合算工事の対象額

$\beta 1 = \beta \text{ ①} \cdot S r \text{ ①}$: Dに相当する主たる工種の補正後の共通仮設費率(%)

なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta \text{ ①}$: Dに相当する主たる工種の補正前の共通仮設費率

ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。

$$S r \text{ ①} = \frac{B \times S r \text{ ②} + C \times S r \text{ ③}}{B + C}$$

S r ① : (B + C)に相当する主たる工種の補正係数

S r ② : Bに相当する現工事の工種の補正係数

S r ③ : Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数

なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

$\beta 2 = \beta \text{ ②} \cdot S r \text{ ②}$: Bに相当する現工事の工種の補正後の共通仮設費率(%)

なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

$\beta \text{ ②}$: Bに相当する現工事の工種の補正前の共通仮設費率

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。

また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

4) 現場環境改善費

(イ) 積上げ計算部分

実態に合わせて調整する。

(ロ) 調整計算の方法(率計算部分)

i) 現工事及び追加工事も現場環境改善費の対象工事の場合

$$A = D \times \gamma 1 - B \times \gamma 2$$

A: 当該追加工事の現場環境改善費(調整計算額)

B: 現工事の現場環境改善費対象額

D: 合算工事の現場環境改善費対象額

$\gamma 1$: Dに相当する現場環境改善費率

$\gamma 2$: Bに相当する現工事の現場環境改善費率

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場環境改善費は計上しない。

また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

ii) 追加工事のみが現場環境改善費の対象工事の場合

追加工事の単独計算

(2) 現場管理費の調整計算の方法

1) 率計算部分

現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と追加工事の共通仮設費対象額の合計額に対するその主たる工種の共通仮設費率を適用する。

2) 調整計算の方法(率計算部分)

現工事と当該追加工事の純工事費を合算したもので率を算出し、各々の現場管理費を求め、現工事の現場管理費を控除したものの範囲内とする。

(イ) 調整の一般式は次のとおりとする。

$$A=(D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A: 当該追加工事の現場管理費(調整計算額)

B: 現工事の純工事費

D: 合算工事の対象額

$\beta 1$: Dに相当する「主たる工種」の現場管理費率

$\beta 2$: Bに相当する現工事の工種の現場管理費率

ただし、前記計算の場合にあって、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。

また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

(ロ) 補正率が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。

i) 現工事に補正があり、追加工事に補正がない場合

$$A=(D \times \beta 1 + B \times \gamma 1) - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$$

$\gamma 1$: 現工事の現場管理費補正率

ii) 現工事に補正がなく、追加工事に補正がある場合

$$A=(D \times \beta 1 + C \times \gamma 2) - B \times \beta 2$$

C: 当該追加工事の調整後の純工事費

$\gamma 2$: 当該追加工事の現場管理費補正率

iii) 現工事及び当該追加工事に補正がある場合

$$A= \{D \times (\beta 1 + \gamma 3)\} - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$$

$\gamma 3$: Dに相当する現場管理費補正率

B、Cに対する $\gamma 1$ 、 $\gamma 2$ が各々異なる場合は純工事費による加重平均補正率を $\gamma 3$ とする。

ただし、前記計算の場合にあって、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。

また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

(ハ)施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。

$$A=(D \times \beta 1 + C \times \delta 1) - B \times \beta 2$$

A:当該追加工事の現場管理費(調整計算額)

B:現工事の純工事費

C:当該追加工事の調整後の純工事費

D:合算工事の対象額

$\beta 1 = \beta \textcircled{1} \cdot S r \textcircled{1}$:Dに相当する主たる工種の補正後の現場管理費率(%)

なお、補正後の現場管理費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta \textcircled{1}$:Dに相当する主たる工種の補正前の現場管理費率

ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。

$$S r \textcircled{1} = \frac{B \times S r \textcircled{2} + C \times S r \textcircled{3}}{B + C}$$

$S r \textcircled{1}$: (B + C)に相当する主たる工種の補正係数

$S r \textcircled{2}$: Bに相当する現工事の工種の補正係数

$S r \textcircled{3}$: Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数

なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta 2 = \beta \textcircled{2} \cdot S r \textcircled{2}$: Bに相当する現工事の工種の補正後の現場管理費率(%)

なお、補正後の現場管理費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta \textcircled{2}$: Bに相当する現工事の工種の補正前の現場管理費率

$\delta 1$: 当該追加工事の現場管理費補正率(補正率が無い場合は0%とする。)

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場管理費は計上しない。

また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

(3) 一般管理費等の調整計算の方法

1) 調整計算の方法

現工事と当該追加工事の工事原価を合算したもので率を算出し、各々の一般管理費を求め、現工事の一般管理費等を控除したものの範囲内とする。

$$A=(D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$$

A:当該追加工事の一般管理費等(調整計算額)

B:現工事の工事原価(中止期間中の現場維持等の費用を含む)

C:当該追加工事の調整後の工事原価

D:合算工事の工事原価

$\alpha 1$:Dに相当する一般管理費等率

$\alpha 2$:Bに相当する現工事の一般管理費等率

β :当該追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值

$\delta 1$:前払金支出割合による補正係数

現工事と当該追加工事の前払金支出割合が異なる場合は、BとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数

$\delta 2$:現工事の前払金支出割合による補正係数

一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

4 設計変更について

随意契約方式により契約した追加工事において設計変更を行う場合には、当該随意契約の当初積算で用いた共通仮設費、現場管理費の算出方法を使用する。(調整計算額と単独計算額の比較は行わない。)

なお、総価契約単価合意方式の場合においても「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき算出するとともに、同様に扱うものとする。

(2) 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について(総価契約単価合意方式により工事を発注する場合を除く。)

1 共通仮設費の調整計算の一般式

$$A=(D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$$

A:当該追加工事の共通仮設費

B:現工事の共通仮設費対象額

D:合算工事の共通仮設費対象額

$\gamma 1$:Dに相当する「主たる工種」の改正基準による共通仮設費率

$\gamma 2$:Bに相当する現工事の工種の改正基準による共通仮設費率

なお、共通仮設費率の補正率もしくは補正係数が適用されている工事においては、「①随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について 3 総価契約単価合意方式以外の場合における調整計算の方法」に準拠して計算するものとする。

2 現場管理費の調整計算の一般式

$$A=(D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A:当該追加工事の現場管理費

B:現工事の純工事費

D:合算工事の純工事費

$\beta 1$:Dに相当する「主たる工種」の改正基準による現場管理費率

$\beta 2$:Bに相当する現工事の工種の改正基準による現場管理費率

なお、現場管理費率の補正率もしくは補正係数が適用されている工事においては、「①随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について 3 総価契約単価合意方式以外の場合における調整計算の方法」に準拠して計算するものとする。

3 一般管理費等の調整計算の一般式

$$A=(D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$$

A:当該追加工事の一般管理費等

B:現工事の工事原価(中止期間中の現場維持等の費用を含む)

C:当該追加工事の調整後の工事原価

D:合算工事の工事原価

$\alpha 1$:Dに相当する改正基準による一般管理費等率

$\alpha 2$:Bに相当する改正基準による一般管理費等率

β :追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值

$\delta 1$:当該追加工事の前払金支出割合による補正係数

$\delta 2$:現工事の前払金支出割合による補正係数

一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して

2位止めとする。

(3) 工事請負契約書第 26 条(スライド条項)の減額となる場合の運用について

1 適用対象工事

(1) 物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が、1,000 分の 30 以上変化していると予想されること。

なお、諸経費率の改正のみによる変動は、スライド変更の根拠とはならない。(諸経費率の改正のみによる変動とは、例えば、直接工事費が増額しているにも関わらず物価変動後の発注者の積算を基に計算した請負代金額が 1,000 分の 30 以上減額となる場合等であり、この場合は減額スライドの対象としない。)

(2) 物価変動後の積算額が請負代金額以下となっていること。

(3) 適用対象工事の確認時期は、12 月経過時点、その時点で対象外の場合は、次の 4 月及び 10 月等、労務単価もしくは機械損料改訂時を確認時期とする。

(4) 残工事の工期がスライド基準日から 2 月以上あること。

2 スライド額の算定

(1) 受注者と協議するためのスライド額は、次の式により算定する。

$$S=[P_2-P_1+(P_1\times 15/1,000)] \text{ (ただし、} P_1>P_2\text{)}$$

S:スライド額

P₁:請負代金から出来形部分に相応する請負代金を控除した額

P₂:変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出した P₁に相当する額

$$(P=\alpha\times Z, \alpha:\text{単価合意比率又は請負比率、} Z:\text{積算額})$$

(2) 賃金又は物価の変動による請負代金額を変更する場合のスライド算定額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

また、諸経費率の改正のみによる変動は、スライド変更の根拠とはならない。(諸経費率の改正のみによる変動とは、例えば、直接工事費が増額しているにも関わらずスライド額が 1,000 分の 15 以上減額となる場合等であり、この場合は減額スライドの対象としない。)

(3) 適用対象工事に該当し、交渉の結果 1,000 分の 15 以上のスライド額となる場合は、1,000 分の 15 を超える額をスライド額とする。

3 残工事量の算定

(1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。

(2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とする。

(3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱う。また、下記の材量等についても出来形数量として取り扱うことができるものとする。

1) 工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。

2) 基準日以前に配置済の現地据付型の建設機械及び仮設材料等(架設用クレーン、仮設鋼材など)も出来形の対象とできる。

3) 契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。

(4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。

(5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。

4 物価指数等

発注者としては、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

5 変更契約の時期

スライドの契約変更は、原則として、その必要が生じた都度遅滞なく行うものとするが、精算変更時点でも行うことができる。

6 スライド額の説明

スライド額の協議時においては、発注者は積算に用いた各種単価の変動資料や工事費構成書などを活用して、変更内容の説明を行うものとする。

(4) 工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)の運用について

1 主要な工事材料

単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」とは、当該工事に主に使用される鋼材類、燃料油又はその他工事材料をいう。

2 適用対象工事

(1) 単品スライド条項は、主要な工事材料の品目ごとに次式により算定した当該工事に係る各変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものについて適用することができる。

$$\text{変動額}_{\text{鋼}} = |M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}|$$

$$\text{変動額}_{\text{油}} = |M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}|$$

$$\text{変動額}_{\text{材料}} = |M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}|$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}、M_{\text{油}}^{\text{当初}}、M_{\text{材料}}^{\text{当初}} = \{p_1 \times D_1 \times k_1 + p_2 \times D_2 \times k_2 + \dots + p_m \times D_m \times k_m\} \times \text{消費税率}$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}、M_{\text{油}}^{\text{変更}}、M_{\text{材料}}^{\text{変更}} = \{p'_1 \times D_1 \times k_1 + p'_2 \times D_2 \times k_2 + \dots + p'_m \times D_m \times k_m\} \times \text{消費税率}$$

$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}、M_{\text{油}}^{\text{当初}}、M_{\text{材料}}^{\text{当初}}$: 価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他工事材料の金額

$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}、M_{\text{油}}^{\text{変更}}、M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$: 価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他工事材料の金額

p : 設計時点における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価

p' : 4.の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価

D : 5.の規定に基づき鋼材類、燃料油又はその他工事材料の数量

k : 単価合意比率又は請負比率。なお、総価契約単価合意方式実施要領(「総価契約単価合意方式の実施について」(平成28年3月14日付け国地契第79号、国官技第360号、国北予第33号。令和3年3月30日最終改正。))における単価個別合意方式による場合は、主要な工事材料についての同要領7.に規定する細別(レベル4)の比率(変更前の官積算単価に対する合意単価の比率をいう。以下同様。)、包括的単価個別合意方式による場合は、同要領9.に規定する主要な工事材料を用いた細別(レベル4)の比率とする。

消費税率: $1 + \text{消費税及び地方消費税の税率} / 100$

(2) 請負代金の部分払をした工事における(1)に規定する「請負代金額」は、当該工事の請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品(以下「出来形部分等」という。)に相応する請負代金相当額を控除した額とする。

ただし、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の工事請負契約書第38条第3項に規定する通知の書面において、7.の規定により、発注者又は受注者の求めに応じ、当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合にあっては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

3 スライド額の算定

(1) 請負代金の変更額(以下「スライド額」という。)の算定は、2.(1)の規定により単品スライド条項の適用対象となった主要な工事材料に該当する各工事材料(以下「対象材料」という。)の単価等に基づき、次式により行う。

$$S_{\text{増額}} = (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}) - P \times 1/100$$

$$S_{\text{減額}} = (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}) + P \times 1/100$$

$S_{\text{増額}}$ = スライド額 (増額変更の場合)

$S_{\text{減額}}$ = スライド額 (減額変更の場合)

$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ 、 $M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}$ 、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ 、 $M_{\text{油}}^{\text{当初}}$ 、 $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ 、 $M_{\text{材料}}^{\text{当初}}$: 2.(1)に同じ

P : 2. に規定する請負代金額

(2) 受注者が対象材料を実際に購入した際の代金額を対象材料の品目ごとに合計した金額(消費税等相当額を含む。以下「実際の購入金額」という。)を算定し、これら実際の購入金額が(1)の $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ 、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ 又は $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ を下回る場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、 $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者のその他工事材料の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

(3) 実際の購入金額が(1)の $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ 、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ 又は $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ を上回る場合にあっては、受注者が対象材料について、6.(1)に規定する書類に加え、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合に限り、(1)の規定にかかわらず、(1)の $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、 $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者のその他工事材料の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。

(4) (2)及び(3)の「実際の購入金額」は、次に定めるとおりとする。

① 6.の規定により確認される燃料油の受注者が証明する実際の購入数量が5.に規定する対象数量以下である場合は、実際の購入金額とし、燃料油以外の対象材料の受注者が証明する実際の購入数量が5.に規定する対象数量以下である場合は、契約書第26条第5項の適用対象外とする。

② 6.の規定により確認される対象材料の実際の購入数量が5.に規定する対象数量を上回る場合は、対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに実際の購入金額を乗じて得た金額。

③ 燃料油について、6.(5)の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を5.に規定する対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、4.(1)②ロの平均価格を乗じて得た金額。

(5) スライド額の算定は、対象材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

4 価格変動後における単価の算定方法

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の対象材料の単価(p')は、次に定めるとおりとする。

①鋼材類及びその他工事材料

対象材料を現場に搬入した月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格)とする。ただし、減額変更する場合には、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格)とする。

②燃料油

イ 対象材料を購入した月の実勢価格(対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格)とする。

ロ 対象材料のうち、6.(5)の規定により、受注者が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても5.の対象数量とすることとした場合、又は減額変更する場合で発注者が有する情報では購入月ごとの購入数量が判断できない場合にあっては、イの規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

(2) (1)①及び②イに規定する対象材料の搬入又は購入(以下「搬入等」という。)の月及び数量は、工事請負契約書第13条第2項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

5 対象数量の算出方法

(1) スライド額の算定の対象とする数量(D)(以下「対象数量」という。)は、対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

①設計図書に記載された数量があるときは、当該数量。

②数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあっては、発注者の設計数量。

③設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油については、発注者の積算において使用材料一覧として集計された数量。

④その運搬に燃料油を用いる各種資材であって、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不適当となるもの(運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。)にあっては、当該運搬に要する燃料油の数量で客観的に確認できるもの。

(2) 請負代金の部分払をした工事にあつては、7 .の規定により単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、(1)に規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

6 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認又は受注者との協議

(1) 受注者が単品スライド条項の適用を請求したとき又は発注者が減額変更を請求した場合で発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

(2) 増額変更を行う場合で、受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の適用対象とはしないものとする。

(3) 減額変更を行う場合で、受注者が(1)の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について(1)に規定する事項を確認できない場合には、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。

(4) (1)の規定にかかわらず、鋼材類については、当該対象材料を実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、実際に購入した際の単価は搬入等した月の実勢価格(対象材料を複数の月に現場へ搬入等した場合にあつては、各搬入等の月の実勢価格を搬入等の月ごとの搬入等数量で加重平均した価格)を用いてスライド額を算定することができる。

(5) (1)の規定にかかわらず、燃料油については、当該対象材料を実際に購入した際の数量、単価、購入先及び購入時期の全てを証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認める場合においては、受注者が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、受注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、受注者が証明した数量以外の数量についても5.の対象数量とすることができる。

7 部分払時の取扱い

工事請負契約書第38条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不相当となるおそれがあると認めるときは、発注者又は受注者の求めに応じ、当該通知を行う書面に、発注者又は受注者は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

8 部分引渡し

工事請負契約書第39条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

9 請負代金額の変更手続

- (1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期(部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。)が2月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。
- (2) (1)に規定する請求が受注者からあったとき又は発注者が請求を行ったときは、工事請負契約書第26条第8項の規定に基づき、発注者は受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」と定め、これを(1)の請求があった日又は請求を行った日から7日以内に受注者に通知するものとする。
- (3) この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。ただし、維持工事で年度ごとに完済部分検査を行うものについては、各年度末に行うものとする。この場合において、(1)中「残工期」とあるのは「当該年度末までの工期」と、(2)中「工期末」とあるのは「当該年度末」と読み替えるものとする。

10 全体スライドを行う場合の特則

工事請負契約書第26条第1項から第4項までの規定(以下「全体スライド条項」という。)を適用して請負代金額を変更した契約については、2.(1)中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価」とあるのは「設計時点における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価(工事請負契約書第26条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価)」とし、3.(1)中「請負代金額」とあるのは「請負代金額から工事請負契約書第26条第3項の変動後残工事代金額を控除した額(同項の基準の日以降については、0とする。)」とする。

3.7 工事積算における熱中症対策について

「工事積算における熱中症対策について」は、下記の国土交通省土木工事積算基準に基づき取り扱うこと。

国官技第 35 号

令和元年 5 月 22 日

各地方整備局 企画部長
北海道開発局 事業振興部長 } あて

大臣官房技術調査課長

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費に関して、下記のとおり現場管理費の補正を試行することとしたので通知する。

記

1. 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が 30 度以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30 度以上の場合とする。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

2. 対象工事等

(1) 対象工事

主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

(2) 対象地域

全ての地域を対象とする。

令和元年5月22日

各地方整備局 技術調整管理官 } あて
北海道開発局 技術管理企画官 }

大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行についての運用について

工事現場の熱中症対策に係る現場管理費の補正について、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」（令和元年5月22日付け国官技第35号）が通知されたところである。

この運用にあたっての考え方について、別紙のとおり通知する。

熱中症対策に資する現場管理費の補正にあたっての考え方

1. 気温の計測方法等

(1) 計測方法

工事着手前に受注者より提出される施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載させる。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走等、体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減又は中止
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人:体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

ただし、これにより難しい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

(2) 計測結果の報告

施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出させるものとする。

2. 積算方法等

受注者より提出された計測結果の資料を基に、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」（令和元年 5 月 22 日付け国官技第 35 号）に基づき、真夏日率を算出し現場管理費率に加算するものとする。

なお、積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても最高 2 % とする。

3. 既契約工事における変更

(1) 気温の計測期間

本通知日以降に受発注者協議により「基準日」を定め、当該基準日から工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を計測するものとする。

なお、計測方法等については、1. に準じること。

(2) 積算方法等

既契約工事における真夏日率の算出方法は、以下の式によるものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

その他の積算方法は、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」（令和元年 5 月 22 日付け国官技第 35 号）の 3. 積算方法等によるものとする。

4. 対象工事である旨等の明示

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である旨等を入札説明書、特記仕様書等に明示するものとする。

5. 施工箇所点在型への適用

施工箇所点在型工事については、点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。

6. その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合については、これらによらないことができる。

3.8 土木請負工事における現場環境改善費の積算について

「土木請負工事における現場環境改善費の積算について」は、下記の国土交通省土木工事積算基準に基づき取り扱うこと。

国官技第305号

平成29年3月15日

各 地 方 整 整 備 局 長 殿
北 海 道 開 発 局 長 殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所 長 殿

大臣官房技術審議官

土木請負工事における現場環境改善費の積算要領

土木請負工事におけるイメージアップ経費の積算要領（案）については、平成19年3月29日付け国官技発第354号にて通知したところであるが、別紙のとおり改定を行うこととしたので、遺漏なきよう取扱われたい。

下記の通知は、平成29年3月31日をもって廃止する。

(1) 平成19年3月29日付け国官技第354号

- ・「土木請負工事におけるイメージアップ経費の積算要領（案）」

土木工事における現場環境改善費の積算要領

I. 目的

本要領は、公共事業の円滑な執行を図るべく、地域との連携の下に行う工事の現場環境改善費の算定について、必要な事項を定めることにより、当該工事の適正な積算に資することを目的とする。

II. 対象となる現場環境改善費

別表のとおり

III. 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、農家との調整、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、全ての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等で実施が困難なもの及びは効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。

IV. 積算方法

1. 基本的な考え方

- (1) 現場環境改善に要する費用は、原則として当初設計から計上するものとする。
また、標準的な実施内容を契約図書に明示するものとする。
- (2) 費用が巨額となるため現場環境改善費率で計上することが適当でない判断されるものは、実施内容を設計図書に明示するとともに、その費用を「物価資料」又は見積り等を参考に適切に計上するものとする。

2. 積算方法

イ. 算出方法は以下のとおりとする。

算出式

$$K = i \cdot Pi + \alpha$$

ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000円未満切り捨て）

i：現場環境改善費率（単位：%、小数第3位四捨五入2位止め）

Pi：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額）

α ：積上げ計上分（単位：円、1,000円未満切り捨て）

対象額：Pi		現場環境改善費率：i（%）	
		大都市 市街地	左記以外
直接工事費（処分費等を除く） + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i=56.6 \cdot Pi^{-0.174}$	$i=39.9 \cdot Pi^{-0.201}$
	5億円を超える場合	1.73	0.71

ロ. 率の計上されるものは、別表第1の内容のうち、原則として、各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）毎に1内容ずつ（ただし、いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組合せ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ハ. 積上げ計上分（ α ）に計上されるものは、現場環境改善費率で計上することが適切でない判断されるものの費用である。

ニ. なお、経費率は現場環境改善費率の各費目を1本化した全体での率である。

ホ. 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

V. 設計変更について

条件明示（積上げ積算計上分）がなされているもので、内容に変更が生じた場合は発注者と協議するものとする。

[別表－1]

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働者宿舎の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等

安全関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等） 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	<ol style="list-style-type: none"> 1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献

第2章 積算基準

共通事項

- 労務費については、拘束時間9時間、作業時間8時間を標準とする。
- 時間的制約を受ける場合(作業時間が7時間/日を超え7.5時間/日以下)は、公共工事設計労務単価に1.06の補正割増し係数を乗じる。
- 時間的制約を著しく受ける場合(作業時間が4時間/日以上～7時間/日以下)は、公共工事設計労務単価に1.14の補正割増し係数を乗じる。
- 特殊勤務手当は諸雑費率の対象外とする。
- 労務費の単位の「人」は、「人日」とする。
- 高所作業のうち、高所作業車が入る場所は、原則、高所作業車を使用とし、それ以外は、足場を組立てるものとする。
- 雑品として扱う項目及び計上する金額については、各々の内訳書に示す。
- 施工実施にあたり、1日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、本積算基準と乖離が認められる場合は、「1日未満で完了する作業の積算について」(平成29年3月15日付け国官技第306号)の考え方を、準用できることとする。

数量等の積算基準

工事価格算出の端数処理について

- ① 単価表及び代価表の各構成要素の数量×単価＝金額は、1円単位(1円未満切捨て)とする。
単価表及び代価表の合計金額及び単位数量当りの金額は、1円単位(1円未満切捨て)とする。
- ② 内訳書及び明細書の各構成要素の数量×単価＝金額は、1円単位(1円未満切捨て)とする。
- ③ 共通仮設費の率計上の金額は、1,000円単位(1,000円未満切捨て)とする。
- ④ 現場管理費の金額は、1,000円単位(1,000円未満切捨て)とする。
- ⑤ 一般管理費の金額は10,000円未満の範囲で切捨てし、工事価格の金額は、10,000円単位とする。

歩掛単価表等における単位及び数位について

項目	種別	単位	数位	摘要
労務	一般労務	人	小数位以下2位止め	3位四捨五入
	運転労務	人	〃	〃
機械経費	機械経費(時間)	h	小数位以下2位止め	3位四捨五入
	機械経費(日)	日	〃	〃
	燃料	L	小数位以下1位止め	2位四捨五入
材料費	一般資材(指定のないもの)	—	小数位以下1位止め	2位四捨五入

直接工事費編

1 住宅地等

1.1 屋根、屋上

1.1.1 屋根(コンクリート構造含む)

1.1.1.1 堆積物の除去

1. 適用範囲

本歩掛は箒等を用いて屋根、屋上に堆積した落葉、苔、泥等を除去する工程に適用する。除去物の回収(大型土のう袋への袋詰め)を含む。大型土のう積込み箇所までの回収物の小運搬を必要とする場合は、16.1.1「除去土壌等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 落葉、苔、泥等の除去
- ② 除去物の大型土のう袋への袋詰め

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.50	
普通除染作業員		人	3.20	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	1.0	労務費の1%
計				

※1 諸雑費は、箒等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

1.1.1.2 拭き取り

1. 適用範囲

本歩掛はウエス等を用いて屋根、屋上を拭き取る工程に適用する。ウエス等の回収(大型土のう袋への袋詰め)を含む。大型土のう積み箇所までの回収物の小運搬を必要とする場合は、16.1.1「除去土壌等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① ウエス等を用いた拭き取り
- ② ウエス等の回収(大型土のう袋への袋詰め)

130m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.30	
普通除染作業員		人	2.20	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	3.0	労務費の3%
計				

※1 諸雑費は、ウエス等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

1.1.1.3 ブラシ洗浄

1. 適用範囲

本歩掛は洗浄水を使用し、ブラシ等を用いて屋根、屋上を洗浄する工程に適用する。洗浄水の回収を含む。回収水の水処理施設までの運搬に係る費用については、16.1.1.7「汚泥吸排車による泥水等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① ブラシ等を用いた洗浄
- ② 排水回収

130m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.60	
普通除染作業員		人	3.60	
●機械経費				
運転手（除染一般）		人	0.40	
散水車	タンク容量 3800L	供用日	0.60	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	9.9	
●材料費				
水		m ³	1.0	
●諸雑費				
諸雑費		%	3.0	労務費の3%
計				

※1 諸雑費は、デッキブラシ、タワシ等の費用及び、排水回収のための仮設等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

1.2 外壁、塀

1.2.1 土壁以外

1.2.1.1 拭き取り

1. 適用範囲

本歩掛はウエス等を用いて外壁、塀を拭き取る工程に適用する。ウエス等の回収(大型土のう袋への袋詰め)を含む。大型土のう積込み箇所までの回収物の小運搬を必要とする場合は、16.1.1「除去土壌等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① ウエス等を用いた拭き取り
- ② ウエス等の回収(大型土のう袋への袋詰め)

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	2.60	
普通除染作業員		人	17.20	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	3.0	労務費の3%
計				

※1 諸雑費は、ウエス等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

1.2.1.2 ブラシ洗浄

1. 適用範囲

本歩掛は洗浄水を使用し、ブラシ等を用いて外壁、塀を洗浄する工程に適用する。
 洗浄水の回収を含む。回収水の水処理施設までの運搬に係る費用については、
 16.1.1.7「汚泥吸排車による泥水等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① ブラシ等を用いた洗浄
- ② 排水回収

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	4.20	
普通除染作業員		人	28.10	
●機械経費				
運転手（除染一般）		人	8.30	
散水車	タンク容量 3800L	供用日	12.50	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	205.9	
●材料費				
水		m ³	10.4	
●諸雑費				
諸雑費		%	3.0	労務費の3%
計				

※1 諸雑費は、デッキブラシ、タワシ等の費用及び、排水回収のための仮設等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

1.2.2 土壁

1.2.2.1 拭き取り

1.2.2.1.1 項参照

1.3 雨樋

1.3.1 軒樋

1.3.1.1 堆積物の除去

1. 適用範囲

本歩掛は箒等を用いて軒樋に堆積した落葉、苔、泥等を除去する工程に適用する。除去物の回収(大型土のう袋への袋詰め)を含む。大型土のう積込み箇所までの回収物の小運搬を必要とする場合は、16.1.1「除去土壌等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 落葉、苔、泥等の除去
- ② 除去物の大型土のう袋への袋詰め

1,300m 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.50	
普通除染作業員		人	3.20	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	1.0	労務費の1%
計				

※1 諸雑費は、箒、ブラシ等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

1.3.1.2 拭き取り

1. 適用範囲

本歩掛はウエス等を用いて軒樋を拭き取る工程に適用する。ウエス等の回収(大型土のう袋への袋詰め)を含む。大型土のう積込み箇所までの回収物の小運搬を必要とする場合は、16.1.1「除去土壌等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① ウエス等を用いた拭き取り
- ② ウエス等の回収(大型土のう袋への袋詰め)

130m 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.20	
普通除染作業員		人	1.10	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	3.0	労務費の3%
計				

※1 諸雑費は、ウエス等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

1.3.1.3 高圧水洗浄

1. 適用範囲

本歩掛は高圧洗浄機を用いて軒樋を高圧水で洗浄する工程に適用する。洗浄水の回収を含む。回収水の水処理施設までの運搬に係る費用については、16.1.1.7「汚泥吸排車による泥水等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 高圧洗浄機を用いた洗浄
- ② 排水回収

130m 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.40	
普通除染作業員		人	2.10	
●機械経費				
運転手（除染一般）		人	0.40	
散水車	タンク容量 3800L	供用日	0.60	
高圧洗浄機	モーター駆動、出力 3.7kw	供用日	1.90	
発動発電機	定格容量 17/20kVA 排対型(1次)	供用日	1.90	
軽油	小型ローリー パトロール給油	L	36.4	
●材料費				
水		m ³	0.3	
●諸雑費				
諸雑費		%	3.0	労務費の 3%
計				

※1 諸雑費は、排水回収のための仮設等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

1.3.2 堅樋

1.3.2.1 高圧水洗浄

1. 適用範囲

本歩掛は高圧洗浄機を用いて堅樋を高圧水で洗浄する工程に適用する。洗浄水の回収を含む。回収水の水処理施設までの運搬に係る費用については、16.1.1.7「汚泥吸排車による泥水等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 高圧洗浄機を用いた洗浄
- ② 排水回収

130m 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.50	
普通除染作業員		人	2.20	
●機械経費				
運転手（除染一般）		人	1.10	
散水車	タンク容量 3800L	供用日	1.70	
高圧洗浄機	モーター駆動、出力 3.7kw	供用日	1.40	
発動発電機	定格容量 17/20kVA 排対型(1次)	供用日	1.40	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	46.1	
●材料費				
水		m ³	0.3	
●諸雑費				
諸雑費		%	3.0	労務費の 3%
計				

※1 諸雑費は、排水回収のための仮設等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

1.3.2.2 拭き取り

1.3.1.2 項参照

1.4 庭等

1.4.1 未舗装面

1.4.1.1 堆積物の除去

1.1.1.1 項参照

1.4.1.2 除草、芝刈り

1. 適用範囲

本歩掛は草刈機等を用いて雑草等を刈払う工程に適用する。除去した雑草等の回収(大型土のう袋への袋詰め)を含む。大型土のう積込み箇所までの回収物の小運搬を必要とする場合は、16.1.1「除去土壌等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 草刈機等を用いた除草、芝刈り
- ② 除去物の大型土のう袋への袋詰め

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	1.80	
特殊除染作業員		人	10.20	
普通除染作業員		人	1.5	
●機械経費				
草刈機	肩掛け式 カッター径 255mm	供用日	18.90	
ガソリン	混合ガソリン、スタンド給油	L	46.20	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	0.5	労務費、機械経費の0.5%
計				

※1 諸雑費は、切刃損耗等の費用であり、労務費と機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

1.4.1.3 芝の深刈り

1. 適用範囲

本歩掛はハンドガイド式芝刈り機等を用いて芝を深刈りする工程に適用する。芝の目土かけ及び除去した芝の回収(大型土のう袋への袋詰め)を含む。大型土のう積込み箇所までの回収物の小運搬を必要とする場合は、16.1.1「除去土壌等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① ハンドガイド式芝刈り機等を用いた芝の深刈り
- ② 目土かけ
- ③ 除去物の大型土のう袋への袋詰め

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	3.80	
特殊除染作業員		人	10.00	
普通除染作業員		人	15.00	
●機械経費				
ハンドガイド式・芝用	刈幅 55～65cm	供用日	18.80	
ガソリン	混合ガソリン、スタンド給油	L	63.0	
●材料費				
客土材	芝目土	m ³	6.50	
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	0.5	労務費、機械経費の0.5%
計				

※1 諸雑費は、切刃損耗等の費用であり、労務費と機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

1.4.1.4 草、芝の剥ぎ取り

1. 適用範囲

本歩掛は草、芝の刈払いを行った後に人力にて草、芝を剥ぎ取る工程に適用する。除去した草、芝の回収(大型土のう袋への袋詰め)を含む。大型土のう積込み箇所までの回収物の小運搬を必要とする場合は、16.1.1「除去土壌等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 草、芝の剥ぎ取り(5cm程度)
- ② 除去物の大型土のう袋への袋詰め

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	6.10	
普通除染作業員		人	40.70	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	0.5	労務費の0.5%
計				

※1 諸雑費は、スコープ等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

1.4.1.5 芝張り

1. 適用範囲

本歩掛は芝を剥ぎ取った後に芝張りする工程に適用する。芝の目土かけ作業を含む。

2. 施工手順

- ① 芝の張り替え
- ② 目土かけ

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	6.80	
普通除染作業員		人	34.00	
樹木除染工		人	11.00	
●材料費				
客土材	芝目土	m ³	36.00	
芝	高麗芝	m ²	1,300.0	
●諸雑費				
諸雑費		%		※1
計				

※1 芝串を必要とする場合のみ、芝串、スコップ等の費用として労務費に 5.5%の率を乗じた諸雑費を上限として計上する。芝串を必要としない場合は、スコップ等の費用として労務費に 0.5%の率を乗じた諸雑費を上限として計上する。

1.4.1.6 砂利、碎石の高圧水洗浄

1. 適用範囲

本歩掛は人力にて除去した砂利、碎石(5cm程度)を水槽に入れ、高圧洗浄機を用いて洗浄し、砂利、碎石を取り出すまでの一連の工程に適用する。砂利、碎石の除去及び被覆作業は含まない。回収水の水処理施設までの運搬に係る費用については、16.1.1.7「汚泥吸排車による泥水等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 砂利、碎石の水槽への投入
- ② 高圧洗浄機を用いた洗浄
- ③ 砂利、碎石の水槽からの取出し

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	5.70	
普通除染作業員		人	33.30	
●機械経費				
運転手(除染一般)		人	4.80	
水槽	容量 20m ³	供用日	7.60	
散水車	タンク容量 3800L	供用日	7.60	
高圧洗浄機	モーター駆動、出力 3.7kw	供用日	19.50	
発動発電機	定格容量 17/20kVA 排対型(1次)	供用日	19.50	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	388.3	
●材料費				
水		m ³	27.0	
●諸雑費				
諸雑費			3.0	労務費の3%
計				

※1 諸雑費は、スコップ等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※2 砂利、碎石の除去厚さが異なる場合は別途考慮する。

1.4.1.7 砂利、碎石の除去

1. 適用範囲

本歩掛は人力にて砂利、碎石を均一の厚さ(5cm程度)で除去する工程に適用する。除去した砂利、碎石の回収(大型土のう袋への袋詰め)を含む。大型土のう積み箇所までの回収物の小運搬を必要とする場合は、16.1.1「除去土壌等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 砂利、碎石の除去(5cm程度)
- ② 除去物の大型土のう袋への袋詰め

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	7.70	
普通除染作業員		人	51.40	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	3.0	労務費の3%
計				

※1 諸雑費は、スコープ等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※2 砂利、碎石の除去厚さが異なる場合は別途考慮する。

1.4.1.8 砂利、碎石の被覆

1. 適用範囲

本歩掛は人力にて砂利、碎石を均一の厚さ(仕上がり厚 5cm 程度)で被覆する工程に適用する。被覆材の小運搬を必要とする場合は、16.1.1「除去土壌等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 砂利、碎石の敷均し
- ② 締固め(仕上がり厚 5cm 程度)

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	4.10	
特殊除染作業員		人	2.50	
普通除染作業員		人	24.90	
●機械経費				
振動ローラ	ハンドガイド式 質量 0.5~0.6t	供用日	3.40	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	7.4	
●材料費				
碎石	RC-40	m ³	78.0	
●諸雑費				
諸雑費		%	3.0	労務費の3%
計				

※1 諸雑費は、スコップ等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※2 砂利、碎石の被覆厚さが異なる場合は別途考慮する。

1.4.1.9 表土の削り取り

1. 適用範囲

本歩掛は人力にて均一の厚さ(5cm 程度)で表土を削り取る工程に適用する。除去した表土の回収(大型土のう袋への袋詰め)を含む。大型土のう積み箇所までの回収物の小運搬を必要とする場合は、16.1.1「除去土壌等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 表土の削り取り(5cm 程度)
- ② 除去物の大型土のう袋への袋詰め

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	5.00	
普通除染作業員		人	33.40	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	3.0	労務費の3%
計				

※1 諸雑費は、鋤簾等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※2 表土の削り取り厚さが異なる場合は別途考慮する。

1.4.1.10 土地表面の被覆

1. 適用範囲

本歩掛は人力にて客土材を均一の厚さ(仕上がり厚 5cm 程度)で被覆する工程に適用する。被覆材の小運搬を必要とする場合は、16.1.1「除去土壌等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 客土材の敷均し
- ② 締固め(仕上がり厚 5cm 程度)

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	3.30	
特殊除染作業員		人	11.50	
普通除染作業員		人	10.70	
●機械経費				
振動ローラ	ハンドガイド式 質量 0.8~1.1 t	供用日	15.80	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	56.0	
●材料費				
客土材	埋戻し用	m ³	72.2	
●諸雑費				
諸雑費		%	3.0	労務費の 3%
計				

※1 諸雑費は、スコープ等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※2 表土の被覆厚さが異なる場合は別途考慮する。

1.4.1.11 樹木の根元付近等の表土の除去

1. 適用範囲

本歩掛は樹木の根元付近の落葉や表土を除去する工程に適用する。除去物の回収(大型土のう袋への袋詰め)を含む。大型土のう積み箇所までの回収物の小運搬を必要とする場合は、16.1.1「除去土壌等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 表土の除去
- ② 除去物の大型土のう袋への袋詰め

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	2.00	
普通除染作業員		人	13.30	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	1.0	労務費の1%
計				

※1 諸雑費は、熊手、スコップ等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

1.4.1.12 庭木の枝払い

1. 適用範囲

本歩掛は庭木や生垣の枝払い・刈込み等を行い、枝の裁断～葉及び裁断した枝の回収(大型土のう袋への袋詰め)までの一連の工程に適用する。回収した枝を破砕処理する場合は、17.1.1.1「草木等の破砕」により別途計上する。大型土のう積込み箇所までの回収物の小運搬を必要とする場合は、16.1.1「除去土壌等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 庭木、生垣の枝払い
- ② 枝の裁断
- ③ 除去物(葉・枝)の大型土のう袋への袋詰め

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	2.10	
樹木除染工		人	13.80	
●機械経費				
チェーンソー	鋸長 350mm 排気量 34cc	供用日	6.50	
ガソリン	スタンド給油	L	7.0	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	6.0	労務費の6%
計				

※1 諸雑費は、切刃損耗、鋤簾等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

1.4.1.13 支障木の伐採

1. 適用範囲

本歩掛は、胸高径が6cm以上の支障木を根元から伐採し、除去物を回収（大型土のう袋へ袋詰め）するまでの一連の工程に適用する。回収した枝及び幹を破砕処理する場合は、17.1.1.1「草木等の破砕」により別途計上する。大型土のう積み箇所までの回収物の小運搬を必要とする場合は、16.1.1「除去土壌等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 支障木の伐採
- ② 枝払い
- ③ 枝の裁断
- ④ 幹の玉切
- ⑤ 除去物（葉・枝・幹）の大型土のう袋への袋詰め

10本当たり

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	注1	
特殊除染作業員		人	注1	
普通除染作業員		人	注1	
●機械経費				
特殊除染作業員		人	注1	
チェーンソー	ガソリンエンジン 鋸長 600mm	日	注1	
ガソリン	スタンド給油	L	注1	
ラフテレーンクレーン	排対型(1次)油圧伸縮ジブ型	日		※2
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	3.0	機械経費の3.0%
計				

注1. 労務費及び機械経費に係る数量は、下記の【歩掛表】により計上する。

※1 諸雑費は、切刃損耗費等の費用であり、機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※2 ラフテレーンクレーン等を必要とする場合は、現場に応じた規格のものを選定し、賃料を計上する。

※3 胸高径が6cm未満の支障木については、1.4.1.2「除草、芝刈り」を適用し、胸高径が6cm前後の支障木が混在している場合は、1.4.1.2「除草、芝刈り」の面積と1.4.1.13「支障木の伐採」の本数の両方を計上する。

【 歩掛表 】

名称	胸高径 (cm)			
	6cm 以上 10cm 未満	10cm 以上 20cm 未満	20cm 以上 30cm 未満	30cm 以上
●労務費				
作業指揮者(人)	0.18	0.73	1.82	3.67
特殊除染作業員 (人)	0.65	2.60	6.45	13.00
普通除染作業員(人)	0.56	2.25	5.67	11.45
●機械経費				
特殊除染作業員(人)	0.12	0.37	0.89	1.25
チェーンソー(日)	0.12	0.37	0.89	1.25
ガソリン(L)	0.30	1.00	2.40	3.40

1.4.1.14 支障木の伐根

1. 適用範囲

本歩掛は、胸高径が 6cm 以上の支障木を伐採した後、除去した根の回収（大型土のう袋への袋詰め）するまでのまでの一連の工程に適用する。回収した根を破砕処理する場合は、17. 1. 1. 1 「草木等の破砕」により別途計上する。大型土のう積込み箇所までの回収物の小運搬を必要とする場合は、16. 1. 1 「除去土壌等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 根鉢の切断
- ② 伐根
- ③ 集積
- ④ 除去物（根）の大型土のう袋への袋詰め
- ⑤ 堀越し箇所の復旧(埋戻し～整地～転圧)

10 本当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	注 1	
普通除染作業員		人	注 1	
●機械経費 (I)				
運転手 (除染特殊)		人	注 1	
トラック	クレーン装置付 2t 積 2.9t 吊り	時間	注 1	
軽油	パトロール給油	L	注 1	
●機械経費 (II)				
特殊除染作業員			注 1	
チェーンソー			注 1	
ガソリン	スタンド給油		注 1	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	3.0	機械経費(II)の 3.0%
計				

注 1 労務費及び機械経費に係る数量は、下記の【歩掛表】により計上する。

※1 諸雑費は、切刃損耗費等の費用であり、機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※2 胸高径が 6cm 未満の支障木の伐根については計上しない。

【 歩掛表 】

名称	胸高径(cm)			
	6cm 以上 10cm 未満	10cm 以上 20cm 未満	20cm 以上 30cm 未満	30cm 以上
●労務費				
作業指揮者(人)	0.12	0.55	2.07	5.91
普通除染作業員(人)	0.78	3.65	13.80	39.40
●機械経費(I)				
運転手(除染特殊)(人)	0.05	0.22	0.81	2.00
クレーン装置付トラック(時間)	0.27	1.27	4.76	11.80
軽油(L)	1.80	8.40	34.40	77.90
●機械経費(II)				
特殊除染作業員(人)	0.08	0.34	1.30	3.20
チェーンソー(日)	0.08	0.34	1.30	3.20
ガソリン(L)	0.20	0.90	3.50	8.60

1.4.1.15 天地返し

1. 適用範囲

本歩掛は人力にて表層土と下層土を置き換える(天地返え)工程に適用する。

2. 施工手順

- ① 表層土の掘削(10cm 程度)～仮置き
- ② 下層土の掘削(20cm 程度)～仮置き
- ③ 表層土の敷均し締固め(下層部の施工)
- ④ 下層土の敷均し締固め(表層部の施工)
- ⑤ 表層面の整地

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	26.00	
普通除染作業員		人	173.00	
●諸雑費				
諸雑費		%	3.0	労務費の3%
計				

※1 諸雑費は、スコップ、締固め機械(タンパー)、養生等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

1.4.1.16 屋外機器の拭き取り

1.2.1.1 項参照

(給湯器・エアコンの室外機等については、対象物の種類・大きさ・形状に関わらず、1基当たりの表面積を5.0m²と定め、対象物の個数を乗じて拭き取り数量を算出する。)

1.4.1.17 住宅周りの支障物の撤去

1. 適用範囲

本歩掛は住宅周りにおいて除染等作業の妨げとなる支障物を収集し、運搬～回収(大型土のう袋への袋詰め)までの一連の工程に適用する。袋詰め出来ないものについては敷地内に集積する。

2. 施工手順

- ① 人力による収集・運搬
- ② 回収物の大型土のう袋への袋詰め(集積)

10袋(10空m³)当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.45	
普通除染作業員		人	2.50	
軽作業員(除染)		人	0.29	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
計				

※1 本歩掛には、運搬距離30m程度の現場内の小運搬作業を含む。

※2 袋詰めしたものについては起算数量を10袋当たりとし、袋詰め出来ないものについては10空m³当たりとして本歩掛を使用する。

1.4.2 舗装面

1.4.2.1 堆積物の除去

1.1.1.1 項参照

1.4.2.2 ブラシ洗浄

1. 適用範囲

本歩掛は洗浄水を使用し、デッキブラシ等を用いて舗装面を洗浄する工程に適用する。洗浄水の回収を含む。回収水の水処理施設までの運搬に係る費用については、16.1.1.7「汚泥吸排車による泥水等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① デッキブラシ等を用いた洗浄
- ② 排水回収

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	4.20	
普通除染作業員		人	28.10	
●機械経費				
運転手（除染一般）		人	8.30	
散水車	タンク容量 3800L	供用日	12.50	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	205.9	
●材料費				
水		m ³	10.4	
●諸雑費				
諸雑費		%	3.0	労務費の3%
計				

※1 諸雑費は、デッキブラシ、タワシ等の費用及び、排水回収のための仮設等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

1.4.2.3 吸引式高圧洗浄機による洗浄

1. 適用範囲

本歩掛は吸引式高圧洗浄機を用いて宅地等の規模の小さな舗装面を高圧水で洗浄する工程に適用する。洗浄水の回収を含む。回収水の水処理施設までの運搬に係る費用については、16.1.1.7「汚泥吸排車による泥水等の運搬」により別途計上する

2. 施工手順

- ① 吸引式高圧洗浄機を用いた洗浄
- ② 排水回収

300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	1.00	
特殊除染作業員		人	1.00	
普通除染作業員		人	3.00	
●機械経費				
運転手(除染一般)		人	2.00	
吸引式高圧洗浄機	吐出圧 20.5MPa 真空ポンプ	日	1.00	
回転吸引除去装置	φ 300	日	1.00	
散水車	タンク容量 3800L	日	1.00	
クレーン付トラック	2t 積み 2.9t 吊り	日	1.00	
汚水フィルター	200L	日	1.00	
汚水タンク	1m ³ ポリエチレン製	日	6.00	
給水タンク	1m ³ ポリエチレン製	日	1.00	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	53.3	
●材料費				
水		m ³	6.0	
●諸雑費				
諸雑費		%	0.5	労務費の 0.5%
計				

※1 諸雑費は、回転吸引除去装置等の消耗品の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

1.4.2.4 削り取り

1. 適用範囲

本歩掛はハンディ型集塵機能付きコンクリートカンナ等を用いてコンクリート表面を削り取る(5mm程度)工程に適用する。除去物の回収(大型土のう袋への袋詰め)を含む。大型土のう積込み箇所までの回収物の小運搬を必要とする場合は、16.1.1「除去土壌等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① コンクリート表面の削り取り(5mm程度)
- ② 廃材の大型土のう袋への袋詰め

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	7.50	
特殊除染作業員		人	25.00	
普通除染作業員		人	25.00	
●機械経費				
発動発電機	定格容量 20/25kVA 排対型(1次)	供用日	25.00	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	472.8	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	8.0	労務費の 8.0%
計				

※1 諸雑費はハンディ型集塵機能付きコンクリートカンナ等の損料及び切刃損耗費、スコップ、ホウキ等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

1.4.2.5 ブラスト

1. 適用範囲

本歩掛はショットブラスト機を用いて宅地等の規模の小さな舗装表面を削り取る工程に適用する。除去物の回収(大型土のう袋への袋詰め)を含む。大型土のう積込み箇所までの回収物の小運搬を必要とする場合は、16.1.1「除去土壌等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① ショットブラスト機を用いた舗装表面の削り取り
- ② 廃材の大型土のう袋への袋詰め

350m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	1.00	
普通除染作業員		人	2.00	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	2.00	
運転手 (除染一般)		人	1.00	
ショットブラスト機	研掃幅 700mm	時間	6.50	
発動発電機	定格容量 100/125kVA 排対型(1次)	供用日	1.09	
集塵機	研掃幅 700・1000mm 用 風速 75m ³	時間	6.50	
クレーン付トラック	4t 積 2.9t 吊り	供用日	1.23	
トラック	4t 積	供用日	1.13	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	192.0	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	65.0	労務費、機械経費の 65.0%
計				

※1 諸雑費はショットブラスト、集塵機の損耗費等の費用であり、労務費と機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

2 学校

2.1 屋根、屋上

2.1.1 屋根、屋上

2.1.1.1 堆積物の除去

1.1.1.1 項参照

2.1.1.2 拭き取り

1.1.1.2 項参照

2.1.1.3 ブラシ洗浄

1.1.1.3 項参照

2.1.1.4 高圧水洗浄

1. 適用範囲

本歩掛は高圧洗浄機を用いて屋根、屋上を高圧水で洗浄する工程に適用する。洗浄水の回収を含む。回収水の水処理施設までの運搬に係る費用については、16.1.1.7「汚泥吸排車による泥水等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 高圧洗浄機を用いた洗浄
- ② 排水回収

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	2.10	
普通除染作業員		人	7.90	
●機械経費				
運転手（除染一般）		人	6.20	
高圧洗浄機	エンジン駆動、出力 18kw	供用日	4.20	
側溝清掃車	ブロー式 ホッパ容量 3.1m ³ 風量 20m ³ /min	供用日	4.00	
散水車	タンク容量 3800L	供用日	4.90	
発動発電機	定格容量 17/20kvA 排対型(1次)	供用日	4.20	
工事用水中モーターポンプ	口径 50mm、全揚程 20m	供用日	4.20	
水槽	一般工事用、3m ³	供用日	4.20	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	196.2	
●材料費				
水		m ³	27.0	
●諸雑費				
諸雑費		%	3.0	労務費の 3%
計				

※1 諸雑費は、設備設営、排水回収のための仮設等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

2.2 外壁・塀

2.2.1 外壁・塀

2.2.1.1 拭き取り

1.2.1.1 項参照

2.2.1.2 ブラシ洗浄

1.2.1.2 項参照

2.2.1.3 高圧水洗浄

1. 適用範囲

本歩掛は高圧洗浄機を用いて外壁、塀を高圧水で洗浄する工程に適用する。洗浄水の回収を含む。回収水の水処理施設までの運搬に係る費用については、16.1.1.7「汚泥吸排車による泥水等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 高圧洗浄機を用いた洗浄
- ② 排水回収

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	2.10	
普通除染作業員		人	7.90	
●機械経費				
運転手（除染一般）		人	6.20	
高圧洗浄機	エンジン駆動、出力 18kw	供用日	4.20	
側溝清掃車	ブロー式 ホッパ容量 3.1m ³ 風量 20m ³ /min	供用日	4.00	
散水車	タンク容量 3800L	供用日	4.90	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	183.9	
●材料費				
水		m ³	27.0	
●諸雑費				
諸雑費		%	3.0	労務費の 3%
計				

※1 諸雑費は、設備設営、排水回収のための仮設等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

2.3 雨樋

2.3.1 軒樋

2.3.1.1 堆積物の除去

1. 3. 1. 1 項参照

2.3.1.2 拭き取り

1. 3. 1. 2 項参照

2.3.1.3 高圧水洗浄

1. 3. 1. 3 項参照

2.3.2 竪樋

2.3.2.1 高圧水洗浄

1. 3. 2. 1 項参照

2.3.2.2 拭き取り

1. 3. 1. 2 項参照

2.4 グラウンド等

2.4.1 堆積物

2.4.1.1 堆積物の除去

1. 適用範囲

本歩掛は熊手等を用いてグラウンド等に堆積した落葉等を除去し、運搬～集積～除去物の回収(大型土のう袋への袋詰め)までの一連の工程に適用する。

2. 施工手順

- ① 堆積物の除去
- ② 除去物の運搬・集積
- ③ 除去物の大型土のう袋への袋詰め

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.50	
普通除染作業員		人	3.20	
●機械経費				
運転手 (除染一般)		人	0.37	
ダンプトラック(普通・ ディーゼル)	積載質量 2t 積	供用日	0.43	
タイヤ消耗費及び補修費	ダンプトラック、2t	供用日	0.43	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	9.7	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	1.0	労務費の1%
計				

※1 諸雑費は、熊手等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

2.4.2 草、芝

2.4.2.1 除草、芝刈り

1. 適用範囲

本歩掛は草刈機等を用いて雑草等の刈払いを行い、運搬～集積～除去物の回収(大型土のう袋への袋詰め)までの一連の工程に適用する。

2. 施工手順

- ① 草刈機を用いた除草、芝刈り
- ② 除去物の運搬・集積
- ③ 除去物の大型土のう袋への袋詰め

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	1.80	
特殊除染作業員		人	10.20	
普通除染作業員		人	1.50	
●機械経費				
運転手 (除染一般)		人	0.10	
ダンプトラック (普通・ディーゼル)	積載質量 2t 積	供用日	0.10	
タイヤ消耗費及び補修費	ダンプトラック、2t	供用日	0.10	
草刈機	肩掛け式 カッター径 255mm	供用日	19.00	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	2.6	
ガソリン	スタンド給油	L	46.2	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	0.5	労務費、機械経費の0.5%
計				

※1 諸雑費は、切刃損耗等の費用であり、労務費と機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

2.4.2.2 芝の深刈り

1. 適用範囲

本歩掛はハンドガイド式芝刈り機等を用いて芝の深刈りを行い、運搬～集積～除去物の回収(大型土のう袋への袋詰め)までの一連の工程に適用する。芝の目土かけ作業を含む。

2. 施工手順

- ① 大型芝刈り機を用いた芝の深刈り
- ② 目土かけ
- ③ 除去物の運搬・集積
- ④ 除去物の大型土のう袋への袋詰め

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.60	
特殊除染作業員		人	0.60	
普通除染作業員		人	1.30	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	1.30	
運転手 (除染一般)		人	0.60	
バックホウ	クローラ型、排対型(2次)、標準バケット容量 山積み 0.28m ³ (平積み 0.2m ³)	供用日	2.10	
ダンプトラック(普通・ディーゼル)	積載質量 2t 積	供用日	0.70	
タイヤ消耗費及び補修費	ダンプトラック、2t	供用日	0.70	
ハンドガイド式・芝用	刈幅 55～65cm	供用日	1.10	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	73.5	
ガソリン	スタンド給油	L	3.7	
●材料費				
客土材	芝目土	m ³	6.50	
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	0.5	労務費、機械経費の0.5%
計				

※1 諸雑費は、切刃損耗等の費用であり、労務費と機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

2.4.2.3 草、芝の剥ぎ取り

1. 適用範囲

本歩掛はバックホウ等を用いて芝の剥ぎ取りを行い、運搬～集積～除去物の回収（大型土のう袋の袋詰め）までの一連の工程に適用する。

2. 施工手順

- ① バックホウ等を用いた草、芝の剥ぎ取り(5cm 程度)
- ② 除去物の運搬・集積
- ③ 除去物の大型土のう袋への袋詰め

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	4.30	
普通除染作業員		人	19.30	
●機械経費				
運転手（除染特殊）		人	5.50	
運転手（除染一般）		人	3.70	
バックホウ	クローラ型、排対型(2次)、標準 バケット容量 山積み 0.28m ³ (平 積み 0.2m ³)	供用日	9.00	
ダンプトラック（普 通・ディーゼル）	積載質量 2t 積	供用日	4.30	
タイヤ消耗費及び補修費	ダンプトラック、2t	供用日	4.30	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	344.9	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	0.5	労務費、機械経費 の 0.5%
計				

※1 諸雑費は、熊手等の費用であり、労務費と機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

2.4.2.4 芝張り

1. 4. 1. 5 項参照

2.4.3 砂利、碎石

2.4.3.1 砂利、碎石の高圧水洗浄

1. 適用範囲

本歩掛はバックホウ等を用いて除去した砂利、碎石を水槽に入れ、高圧洗浄機を使用して洗浄し、砂利、碎石を取り出すまでの一連の工程に適用する。砂利、碎石の除去及び被覆作業は含まない。回収水の水処理施設までの運搬に係る費用については、16. 1. 1. 7 「汚泥吸排車による泥水等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 砂利、碎石の水槽への投入
- ② 高圧洗浄機を用いた洗浄
- ③ 砂利、碎石の水槽からの取出し

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	8.60	
特殊除染作業員		人	2.40	
普通除染作業員		人	40.50	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	4.80	
運転手 (除染一般)		人	4.80	
バックホウ	クローラ型、排対型(2次)、標準 バケット容量山積み 0.08m ³ (平積み 0.06m ³)	供用日	8.50	
水槽	容量 20m ³	供用日	7.60	
散水車	タンク容量 3800L	供用日	7.60	
高圧洗浄機	モーター駆動、出力 3.7kw	供用日	19.50	
発動発電機	定格容量 17/20kVA 排対型(1次)	供用日	19.50	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	479.0	
●材料費				
水		m ³	27.0	
●諸雑費				
諸雑費		%	3.0	労務費の3%
計				

※1 諸雑費は、スコープ等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

2.4.3.2 砂利、碎石の除去

1. 適用範囲

本歩掛はバックホウ等を使用して砂利、碎石を均一の厚さ(5cm 程度)で除去し、回収(大型土のう袋への袋詰め)するまでの一連の工程に適用する。

2. 施工手順

- ① 砂利、碎石の除去(5cm 程度)
- ② 除去物の集積
- ③ 除去物の大型土のう袋への袋詰め

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	1.70	
普通除染作業員		人	11.10	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	8.10	
バックホウ	クローラ型、排対(2次)、 山積 0.45m ³ (平積 0.35m ³)	日	1.40	
バックホウ	クローラ型、排対(2次)、 山積 0.28m ³ (平積 0.20m ³)	日	3.90	
バックホウ	クローラ型、排対(2次)、 山積 0.13m ³ (平積 0.10m ³)	日	2.80	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	360.1	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	3.0	労務費の3%
計				

※1 諸雑費は、スコップ等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

2.4.3.3 砂利、碎石の被覆

1. 適用範囲

本歩掛はバックホウ等を使用して砂利、碎石を均一の厚さ(仕上がり厚 5cm 程度)で被覆する工程に適用する。

2. 施工手順

- ① 砂利、碎石の敷均し
- ② 締固め(仕上がり厚 5cm 程度)

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.80	
特殊除染作業員		人	0.40	
普通除染作業員		人	5.10	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	2.80	
運転手 (除染一般)		人	1.60	
バックホウ	クローラ型、排対(2次)、 山積 0.28m ³ (平積 0.20m ³)	日	1.20	
振動ローラ	コハ [°] イント [°] 型 質量 3.0~4.0t	日	1.60	
振動ローラ	ハト [°] ガ [°] ト [°] 式 質量 0.5~0.6t	日	0.40	
ダンプトラック (普通・ディーゼル)	積載質量 2t 積	供用日	1.90	
タイヤ消耗費及び補修費	ダンプトラック、2t	供用日	1.90	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	114.8	
●材料費				
碎石	RC-40	m ³	60.0	
●諸雑費				
諸雑費		%	3.0	労務費の3%
計				

※1 諸雑費は、スコップ等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※2 砂利、碎石の被覆厚さが異なる場合は、材料費に設計厚さに見合う数量を計上する。

2.4.4 土壌

2.4.4.1 排水口、軒下付近等の表土の除去

1. 4. 1. 11 項参照

2.4.4.2 表土の削り取り

1. 適用範囲

本歩掛はバックホウ等を使用して均一の厚さ(5cm程度)で表土の削り取り、回収(大型土のう袋への袋詰め)するまでの一連の工程に適用する。

2. 施工手順

- ① 表土の削り取り(5cm程度)
- ② 除去物の集積
- ③ 除去物の大型土のう袋への袋詰め

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	1.00	
普通除染作業員		人	6.50	
●機械経費				
運転手(除染特殊)		人	4.90	
バックホウ	クローラ型、排対(2次)、 山積 0.45m ³ (平積 0.35m ³)	日	2.70	
バックホウ	クローラ型、排対(2次)、 山積 0.28m ³ (平積 0.20m ³)	日	2.00	
バックホウ	クローラ型、排対(2次)、 山積 0.13m ³ (平積 0.10m ³)	日	0.20	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	284.0	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	3.0	労務費の 3.0%
計				

※1 諸雑費は、スコップ等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

2.4.4.3 土地表面の被覆

1. 適用範囲

本歩掛はバックホウ等を使用して客土材を均一の厚さ(仕上がり厚 5cm 程度)で被覆する工程に適用する。

2. 施工手順

- ① 客土材の敷均し
- ② 締固め(仕上がり厚 5cm 程度)

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.70	
特殊除染作業員		人	0.40	
普通除染作業員		人	4.70	
●機械経費				
運転手(除染特殊)		人	2.60	
運転手(除染一般)		人	1.50	
バックホウ	クローラ型、排対(2次)、 山積 0.28m ³ (平積 0.20m ³)	日	1.10	
振動ローラ	排対型(1次)コンバインド型 3~4t	日	1.50	
振動ローラ	排対型ハッドガット式 0.5~0.6t	日	0.40	
ダンプトラック (普通・ディーゼル)	積載質量 2t 積	供用日	1.80	
タイヤ消耗費及び補修費	ダンプトラック、2t	供用日	1.80	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	106.6	
●材料費				
客土材	埋戻し用	m ³	55.5	
●諸雑費				
諸雑費		%	3.0	労務費の 3.0%
計				

※1 諸雑費は、スコップ等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※2 土地表面の被覆厚さが異なる場合は、材料費に設計厚さに見合う数量を計上する。

2.4.4.4 天地返し

1. 適用範囲

本歩掛はバックホウ等を使用して表層土と下層土を置き換える(天地返え)工程に適用する。

2. 施工手順

- ① 表層土の掘削(10cm 程度)～仮置き
- ② 下層土の掘削(20cm 程度)～仮置き
- ③ 表層土の敷均し締固め(下層部の施工)
- ④ 下層土の敷均し締固め(表層部の施工)
- ⑤ 表層面の整地

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	1.30	
特殊除染作業員		人	6.20	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	8.50	
バックホウ	クローラ型、排対型(2次)、標準バケット容量 山積み 0.28m ³ (平積み 0.2m ³)	供用日	7.90	
バックホウ	クローラ型、排対型(2次)、標準バケット容量 山積み 0.45m ³ (平積み 0.35m ³)	供用日	6.10	
振動ローラ	排対型(1次)コンバインド型 3～4t	供用日	7.90	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	549.9	
●諸雑費				
諸雑費		%	0.5	労務費、機械経費の0.5%
計				

※1 諸雑費は、スコップ、養生等の費用であり、労務費と機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

2.4.5 植栽

2.4.5.1 樹木の根元付近等の表土の除去

1. 4. 1. 11 項参照

2.4.5.2 植栽の枝払い

1. 4. 1. 12 項参照

2.4.5.3 支障木の伐採

1. 4. 1. 13 項参照

2.4.5.4 支障木の伐根

1. 4. 1. 14 項参照

2.4.6 舗装面

2.4.6.1 堆積物の除去

2. 4. 1. 1 項参照

2.4.6.2 ブラシ洗浄

1. 4. 2. 2 項参照

2.4.6.3 吸引式高圧洗浄機による洗浄

1. 適用範囲

本歩掛は吸引式高圧洗浄機を用いて学校等の規模の大きな舗装面を高圧水で洗浄する工程に適用する。洗浄水の回収を含む。回収水の水処理施設までの運搬に係る費用については、16.1.1.7「汚泥吸排車による泥水等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 吸引式高圧洗浄機を用いた洗浄
- ② 排水回収

350m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	1.00	
特殊除染作業員		人	1.00	
普通除染作業員		人	3.00	
●機械経費				
運転手(除染一般)		人	2.00	
吸引式高圧洗浄機	吐出圧 20.5MPa 真空ポンプ	日	1.00	
回転吸引除去装置	φ 450	日	1.00	
散水車	タンク容量 3800L	日	1.00	
クレーン付トラック	2t 積み 2.9t 吊り	日	1.00	
汚水フィルター	200L	日	1.00	
汚水タンク	1m ³ ポリエチレン製	日	7.00	
給水タンク	1m ³ ポリエチレン製	日	1.00	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	53.3	
●材料費				
水		m ³	7.0	
●諸雑費				
諸雑費		%	1.0	労務費の 1.0%
計				

※1 諸雑費は、回転吸引除去装置等の消耗品の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

2.4.6.4-(1) 削り取り (施工面積 4,000m²未満)

1. 適用範囲

本歩掛は路面切削機を用いてアスファルト舗装路面を 3cm 程度切削する工程に適用する。帯状切削には適用できない。

2. 施工手順

- ① 路面切削機を用いた路面切削 (3cm 程度)
- ② ダンプトラックへの廃材積込み
- ③ 路面清掃
- ④ 段差摺付け
- ⑤ 移動(自走)

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.71	
特殊除染作業員		人	0.71	
普通除染作業員		人	2.86	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	0.71	
運転手 (除染一般)		人	0.71	
路面切削機	ホイール式 2 m級	供用日	1.09	
路面清掃車	ブラシ式 1.5m ³ 四輪式	供用日	0.99	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	222.2	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	35.0	労務費、機械経費の 35%
計				

※1 諸雑費は下記事項の費用であり、労務費と機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

- (1) 切削作業に使用する雑器具(スコップ、ホウキ、レーキ等)の費用
- (2) 路面切削機のビットの損耗費
- (3) 路面清掃車のブラシの損耗費
- (4) 切削に伴う段差摺付けの設置にかかる費用

※2 ダンプトラックの運搬に係る費用、大型土のう袋への袋詰めに係る費用については別途考慮する。

2.4.6.4-(2) 削り取り (施工面積 4,000m² 以上)

1. 適用範囲

本歩掛は路面切削機を用いてアスファルト舗装路面を 3cm 程度切削する工程に適用する。帯状切削には適用できない。

2. 施工手順

- ① 路面切削機を用いた路面切削 (3cm 程度)
- ② ダンプトラックへの廃材積み込み
- ③ 路面清掃
- ④ 段差摺付け
- ⑤ 移動(自走)

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.56	
特殊除染作業員		人	0.56	
普通除染作業員		人	2.22	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	0.56	
運転手 (除染一般)		人	0.56	
路面切削機	ホイール式 2 m級	供用日	0.86	
路面清掃車	ブラシ式 1.5m ³ 四輪式	供用日	0.78	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	175.3	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	45.0	労務費、機械経費の 45%
計				

※1 諸雑費は下記事項の費用であり、労務費と機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

- (1) 切削作業に使用する雑器具(スコップ、ホウキ、レーキ等)の費用
- (2) 路面切削機のビットの損耗費
- (3) 路面清掃車のブラシの損耗費
- (4) 切削に伴う段差摺付けの設置にかかる費用

※2 ダンプトラックの運搬に係る費用、大型土のう袋への袋詰めに係る費用については別途考慮する。

2.4.6.5 ブラスト

1. 適用範囲

本歩掛はショットブラスト機を用いて学校等の規模の大きな舗装表面を削り取り、回収(大型土のう袋への袋詰め)までの一連の工程に適用する。

2. 施工手順

- ① ショットブラスト機を用いた舗装表面の削り取り
- ② 廃材の大型土のう袋への袋詰め

500m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	1.00	
普通除染作業員		人	2.00	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	2.00	
運転手 (除染一般)		人	1.00	
ショットブラスト機	研掃幅 1000mm	時間	6.50	
発動発電機	定格容量 125/150kVA 排対型(1次)	供用日	1.09	
集塵機	研掃幅 700・1000mm 用 風速 75m ³	時間	6.50	
クレーン付トラック	8t 積 2.9t 吊り	供用日	1.23	
トラック	8t 積	供用日	1.13	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	255.0	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	65.0	労務費、機械経費の 65.0%
計				

※1 諸雑費はショットブラスト、集塵機の損耗費等の費用であり、労務費と機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

2.4.6.6-① 超高压水洗浄 (2スピン：標準仕様)

1. 適用範囲

本歩掛は超高压洗浄機 2 台を用いて舗装面を超高压水で削り取る工程に適用する。
洗浄水の回収を含む。回収水の水処理施設までの運搬に係る費用については、
16. 1. 1. 7 「汚泥吸排車による泥水等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

① 超高压洗浄機を用いた表面の削り取り(5mm 程度)

② 廃材の吸引回収

1000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	1.00	
特殊除染作業員		人	3.00	
普通除染作業員		人	5.00	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	2.00	
運転手 (除染一般)		人	2.00	
普通トラック	8ton 車	日	1.00	
超高压水発生装置	280MPa 22.7L/min	h	6.50	
空気圧縮機	3.5～3.7m ³ /min 排対 1 次	日	1.00	
発動発電機	2KVA	日	1.00	
水中ポンプ	口径 50mm 揚程 15.0m	日	1.00	
水槽	鋼板製簡易水槽 3.0m ³	供用日	1.00	
スピンジェット(1)	250MPa 42L/min	h	6.50	
スピンジェット(2)	250MPa 42L/min	h	6.50	
ハンディブラスト(1)	250MPa 25L/min	日	1.00	
ハンディブラスト(2)	250MPa 25L/min	日	1.00	
給水車	散水車 3800L	日	1.00	
側溝清掃車	9.0m ³ 40m ³ /min	日	1.00	
ガソリン	スタンド給油	L	8.40	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	398.30	
●材料費				
水		m ³	16.00	
●諸雑費				
諸雑費		%	35.00	労務費、機械経費の 35.0%
計				

※1 諸雑費は超高压水発生装置、スピンジェット、ハンディブラストのフィルター、ノズル、バルブ、ホース等の損耗費であり、労務費と機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

2.4.6.6-(2) 超高压水洗浄(1スピン)

1. 適用範囲

本歩掛は超高压洗浄機1台を用いて舗装面を超高压水で削り取る工程に適用する。洗浄水の回収を含む。本歩掛は施工幅が狭い等の理由により、2スピンの使用が困難な箇所に適用する。回収水の水処理施設までの運搬に係る費用については、16.1.1.7「汚泥吸排車による泥水等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 超高压洗浄機を用いた表面の削り取り(5mm程度)
- ② 廃材の吸引回収

500m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	1.00	
特殊除染作業員		人	2.00	
普通除染作業員		人	3.00	
●機械経費				
運転手(除染特殊)		人	2.00	
運転手(除染一般)		人	2.00	
普通トラック	8ton 車	日	1.00	
超高压水発生装置	280Mpa 22.7L/min	h	6.50	
空気圧縮機	3.5~3.7m ³ /min 排対1次	日	1.00	
発動発電機	2KVA	日	1.00	
水中ポンプ	口径 50mm 揚程 15.0m	日	1.00	
水槽	鋼板製簡易水槽 3.0m ³	供用日	1.00	
スピンジェット	250MPa 42L/min	h	6.50	
ハンディーブラスト	250MPa 25L/min	日	1.00	
給水車	散水車 3800L	日	1.00	
側溝清掃車	9.0m ³ 40m ³ /min	日	1.00	
ガソリン	スタンド給油	L	8.40	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	398.30	
●材料費				
水		m ³	8.00	
●諸雑費				
諸雑費		%	35.00	労務費、機械経費の35.0%
計				

※1 諸雑費は超高压水発生装置、スピンジェット、ハンディーブラストのフィルター、ノズル、バルブ、ホース等の損耗費であり、労務費と機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

2.4.6.7 再舗装

1. 適用範囲

本歩掛はアスファルトフィニッシャーを用いてアスファルト混合物を舗設する工程に適用する。施工条件は車道及び路肩、施工幅 3m 以上、オーバーレイ、舗装厚 $t = 3\text{cm}$ とする。条件の異なるものについては適用できない。

2. 施工手順

- ① 表面清掃
- ② 型枠設置
- ③ 瀝青材料散布
- ④ アスファルト混合物の舗設
- ⑤ 型枠材の撤去

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.43	
特殊除染作業員		人	1.30	
普通除染作業員		人	2.61	
●機械経費				
運転手（除染特殊）		人	1.29	
アスファルトフィニッシャ	ホイール排対型(2次) 2.4~6m	供用日	0.75	
ロードローラ	排対型(1次)マカダム 10~12t	供用日	0.70	
タイヤローラー	排対型(1次)8~20t	供用日	0.77	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	59.4	
●材料費				
アスファルト混合物	再生密粒度 As13、 $t = 3\text{cm}$	t	75.4	締固め後の密度 $2.35(\text{t}/\text{m}^3)$ 、ロス率 0.07 を想定
瀝青材料	タックコート	L	420	
●諸雑費				
諸雑費		%	19.0	労務費、機械経費の 19%
計				

※1 諸雑費は、瀝青材料（タックコート）の散布、舗装用器具、補助機械及び型枠材料、加熱燃料等の費用であり、労務費と機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

2.5 遊具等

2.5.1 遊具等

2.5.1.1 拭き取り、洗浄、削り取り

1. 適用範囲

本歩掛は洗浄水を使用し、遊具の表面をウエス、ブラシ、サンドペーパー等を用いて拭き取り～洗浄～削り取りまでの一連の工程に適用する。ウエス、サンドペーパー等の回収(大型土のう袋への袋詰め)を含む。

2. 施工手順

- ① 遊具の拭き取り、洗浄、削り取り
- ② ウエス、サンドペーパー、廃材等の大型土のう袋への袋詰め

1 基当り※2

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.10	
普通除染作業員		人	0.40	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	3.0	労務費の3%
計				

※1 諸雑費は、ウエス等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※2 本歩掛は、2連ブランコ(高 2.0m 幅 3.0m)、1方式滑台(高 2.0m 滑面 40cm×4.0m)等を想定している。起算数量は、遊具の種類・規格に応じ、下表を参考として定めること。

起算数量(参考)

名称	規格	起算数量	摘要
2連ブランコ	高 2.5m 幅 3.0m 安全柵高 60cm	1.0	
4連ブランコ	高 2.5m 幅 6.0m 安全柵高 60cm	0.5	
ジャングルジム	高 2.3m 幅 2.8m 5段 5 枠	0.5	
グローブジャングルジム	高 2.7m 回転径 2.0m	1.0	
1方式滑台	高 2.0m 滑面 40cm×4.0m	1.0	
2方式放射型滑台	高 2.0m 滑面 40cm×4.0m	0.5	
2連鉄棒	高 0.9/1.2m 幅 1.8m×2	4.0	
2連シーソー	高 0.5m 長 3.0m 幅 18cm	1.0	
山形ラダー	高 1.6~2.1m 長 5.5m 幅 60cm	1.0	
はん登棒(傘型)	高 3.2m 径 2.0m 登棒 6 本	1.0	

3 公園（小）

3.1 屋根・屋上

3.1.1 屋根・屋上

3.1.1.1 堆積物の除去

1. 1. 1. 1 項参照

3.1.1.2 拭き取り

1. 1. 1. 2 項参照

3.1.1.3 ブラシ洗浄

1. 1. 1. 3 項参照

3.1.1.4 高圧水洗浄

2. 1. 1. 4 項参照

3.2 外壁・塀

3.2.1 外壁・塀

3.2.1.1 拭き取り

1. 2. 1. 1 項参照

3.2.1.2 ブラシ洗浄

1. 2. 1. 2 項参照

3.2.1.3 高圧水洗浄

2. 2. 1. 3 項参照

3.3 雨樋

3.3.1 軒樋

3.3.1.1 堆積物の除去

1. 3. 1. 1 項参照

3.3.1.2 拭き取り

1. 3. 1. 2 項参照

3.3.1.3 高圧水洗浄

1. 3. 1. 3 項参照

3.3.2 堅樋

3.3.2.1 高圧水洗浄

1. 3. 2. 1 項参照

3.3.2.2 拭き取り

1. 3. 1. 2 項参照

3.4 グラウンド等

3.4.1 堆積物

3.4.1.1 堆積物の除去

1. 1. 1. 1 項参照

3.4.2 草、芝

3.4.2.1 除草、芝刈り

1. 4. 1. 2 項参照

3.4.2.2 芝の深刈り

1. 4. 1. 3 項参照

3.4.2.3 草、芝の剥ぎ取り

1. 4. 1. 4 項参照

3.4.2.4 芝張り

1. 4. 1. 5 項参照

3.4.3 砂利、碎石

3.4.3.1 砂利、碎石の高圧水洗浄

1. 4. 1. 6 項参照

3.4.3.2 砂利、碎石の除去

1. 4. 1. 7 項参照

3.4.3.3 砂利、碎石の被覆

1. 4. 1. 8 項参照

3.4.4 土壌

3.4.4.1 表土の削り取り

1. 4. 1. 9 項参照

3.4.4.2 土地表面の被覆

1. 4. 1. 10 項参照

3.4.4.3 天地返し

1. 4. 1. 15 項参照

3.4.5 植栽

3.4.5.1 樹木の根元付近等の表土の除去

1. 4. 1. 11 項参照

3.4.5.2 植栽の枝払い

1. 4. 1. 12 項参照

3.4.5.3 支障木の伐採

1. 4. 1. 13 項参照

3.4.5.4 支障木の伐根

1. 4. 1. 14 項参照

3.4.6 舗装面

3.4.6.1 堆積物の除去

1. 1. 1. 1 項参照

3.4.6.2 ブラシ洗浄

1. 4. 2. 2 項参照

3.4.6.3 吸引式高圧洗浄機による洗浄

1. 4. 2. 3 項参照

3.4.6.4 削り取り

1. 4. 2. 4 項参照

3.4.6.5 プラスト

1. 4. 2. 5 項参照

3.5 遊具等

3.5.1 遊具等

3.5.1.1 拭き取り、洗浄、削り取り

2. 5. 1. 1 項参照

3.6 墓地

3.6.1 墓地 (区画内)

3.6.1.1 拭き取り

1. 適用範囲

本歩掛はウエス等を用いて墓地区画内の墓石等を拭き取る工程に適用する。ウエス等の回収(大型土のう袋への袋詰め)を含む。大型土のう積込み箇所までの回収物の小運搬を必要とする場合は、16. 1. 1 「除去土壌等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① ウエス等を用いた墓石の拭き取り
- ② ウエス等の回収(大型土のう袋への袋詰め)

500m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	2.60	
普通除染作業員		人	17.20	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	3.0	労務費の3%
計				

※1 諸雑費はウエス等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※2 拭き取り面積の算出にあたっては、墓地区画内の標準的な墓石を基準とし、これに区画数を乗じることにより、数量算出の簡素化を図る。

3.6.1.2 ブラシ洗浄

1. 適用範囲

本歩掛は洗浄水を使用し、ブラシ等を用いて墓地区画内の墓石等を洗浄する工程に適用する。洗浄水の回収を含む。回収水の水処理施設までの運搬に係る費用については、16.1.1.7「汚泥吸排車による泥水等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① ブラシ等を用いた洗浄
- ② 排水回収

500m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	4.20	
普通除染作業員		人	28.10	
●機械経費				
運転手（除染一般）		人	8.30	
散水車	タンク容量 3800L	供用日	12.50	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	205.9	
●材料費				
水		m ³	10.4	
●諸雑費				
諸雑費		%	3.0	労務費の 3%
計				

※1 諸雑費は、ブラシ、タワシ等の費用及び、排水回収のための仮設等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※2 洗浄面積の算出にあたっては、墓地区画内の標準的な墓石を基準とし、これに区画数を乗じることにより、数量算出の簡素化を図る。

3.6.1.3 砂利、碎石の高圧水洗浄

1. 適用範囲

本歩掛は人力にて墓地区画内から除去した砂利、碎石(5cm程度)を水槽に入れ、高圧洗浄機を用いて洗浄を行い、砂利、碎石を取出すまでの一連の作業を行う工程に適用する。砂利、碎石の除去及び被覆作業は含まない。回収水の水処理施設までの運搬に係る費用については、16.1.1.7「汚泥吸排車による泥水等の運搬」により別途計上する。墓地内の通路部等における砂利、碎石の高圧水洗浄は、3.4.3.1「砂利、碎石の高圧水洗浄」を適用する。

2. 施工手順

- ① 砂利、碎石の水槽への投入
- ② 高圧洗浄機を用いた洗浄
- ③ 砂利、碎石の水槽からの取出し

350m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	5.70	
普通除染作業員		人	33.30	
●機械経費				
運転手 (除染一般)		人	4.80	
水槽	容量 20m ³	供用日	7.60	
散水車	タンク容量 3800L	供用日	7.60	
高圧洗浄機	モーター駆動、出力 3.7kw	供用日	19.50	
発動発電機	定格容量 17/20kvA 排対型(1次)	供用日	19.50	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	388.3	
●材料費				
水		m ³	27.0	
●諸雑費				
諸雑費			3.0	労務費の3%
計				

※1 諸雑費は、スコップ等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※2 高圧水洗浄面積の算出にあたっては、墓地区画内の標準的な墓石を基準とし、これに区画数を乗じることにより、数量算出の簡素化を図る。

※3 砂利、碎石の除去厚さが異なる場合は別途考慮する。

3.6.1.4 砂利、碎石の除去

1. 適用範囲

本歩掛は人力にて墓地区画内の砂利、碎石を均一の厚さ(5cm 程度)で除去する工程に適用する。除去した砂利、碎石の回収(大型土のう袋への袋詰め)作業を含む。墓地区画内の通路部等における砂利、碎石の除去は、3.4.3.2「砂利、碎石の除去」を適用する。大型土のう積み箇所までの回収物の小運搬を必要とする場合は、16.1.1「除去土壌等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 砂利、碎石の除去(5cm 程度)
- ② 除去物の大型土のう袋への袋詰め

350m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	7.70	
普通除染作業員		人	51.40	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	3.0	労務費の3%
計				

※1 諸雑費は、スコップ等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※2 砂利、碎石の除去面積の算出にあたっては、墓地区画内の標準的な墓石を基準とし、これに区画数を乗じることにより、数量算出の簡素化を図る。

※3 砂利、碎石の除去厚さが異なる場合は別途考慮する。

3.6.1.5 砂利、碎石の被覆

1. 適用範囲

本歩掛は人力にて墓地区画内の砂利、碎石を均一の厚さ(仕上がり厚 5cm 程度)で被覆する工程に適用する。墓地内の通路部等における砂利、碎石の被覆は、3.4.3.3「砂利、碎石の被覆」を適用する。被覆材の小運搬を必要とする場合は、16.1.1「除去土壌等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

① 砂利、碎石の敷均し

350m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
● 労務費				
作業指揮者		人	4.10	
普通除染作業員		人	24.90	
● 諸雑費				
諸雑費		%	3.0	労務費の 3%
計				

※1 諸雑費は、スコップ等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※2 規格が示されていない材料については、共通仕様書に記載されている内容に基づいて選定する。

※3 砂利、碎石の被覆面積の算出にあたっては、墓地区画内の標準的な墓石を基準とし、これに区画数を乗じることにより、数量算出の簡素化を図る。

※4 砂利、碎石の被覆厚さが異なる場合は別途考慮する。

4 公園（大）

4.1 屋根・屋上

4.1.1 屋根・屋上

4.1.1.1 堆積物の除去

1. 1. 1. 1 項参照

4.1.1.2 拭き取り

1. 1. 1. 2 項参照

4.1.1.3 ブラシ洗浄

1. 1. 1. 3 項参照

4.1.1.4 高圧水洗浄

2. 1. 1. 4 項参照

4.2 外壁・塀

4.2.1 外壁・塀

4.2.1.1 拭き取り

1. 2. 1. 1 項参照

4.2.1.2 ブラシ洗浄

1. 2. 1. 2 項参照

4.2.1.3 高圧水洗浄

2. 2. 1. 3 項参照

4.3 雨樋

4.3.1 軒樋

4.3.1.1 堆積物の除去

1. 3. 1. 1 項参照

4.3.1.2 拭き取り

1. 3. 1. 2 項参照

4.3.1.3 高圧水洗浄

1. 3. 1. 3 項参照

4.3.2 竖樋

4.3.2.1 高圧水洗浄

1. 3. 2. 1 項参照

4.3.2.2 拭き取り

1. 3. 1. 2 項参照

4.4 グラウンド等

4.4.1 堆積物

4.4.1.1 堆積物の除去

2. 4. 1. 1 項参照

4.4.2 草、芝

4.4.2.1 除草、芝刈り

2. 4. 2. 1 項参照

4.4.2.2 芝の深刈り

2. 4. 2. 2 項参照

4.4.2.3 草、芝の剥ぎ取り

2. 4. 2. 3 項参照

4.4.2.4 芝張り

1. 4. 1. 5 項参照

4.4.3 砂利、碎石

4.4.3.1 砂利、碎石の高圧水洗浄

2. 4. 3. 1 項参照

4.4.3.2 砂利、碎石の除去

2. 4. 3. 2 項参照

4.4.3.3 砂利、碎石の被覆

2. 4. 3. 3 項参照

4.4.4 土壌

4.4.4.1 排水口、軒下付近等の表土の除去

1. 4. 1. 11 項参照

4.4.4.2 表土の削り取り

2.4.4.2 項参照

4.4.4.3 土地表面の被覆

2.4.4.3 項参照

4.4.4.4 天地返し

2.4.4.4 項参照

4.4.5 植栽

4.4.5.1 樹木の根元付近等の表土の除去

1.4.1.11 項参照

4.4.5.2 植栽の枝払い

1.4.1.12 項参照

4.4.5.3 支障木の伐採

1.4.1.13 項参照

4.4.5.4 支障木の伐根

1.4.1.14 項参照

4.4.6 舗装面

4.4.6.1 堆積物の除去

2.4.1.1 項参照

4.4.6.2 ブラシ洗浄

1.4.2.2 項参照

4.4.6.3 吸引式高圧洗浄機による洗浄

2.4.6.3 項参照

4.4.6.4-(1) 削り取り(施工面積 4,000m² 未満)

2.4.6.4-(1) 項参照

4.4.6.4-(2) 削り取り(施工面積 4,000m² 以上)

2.4.6.4-(2) 項参照

4.4.6.5 ブラスト

2.4.6.5 項参照

4.4.6.6- (1) 超高压水洗浄(2 スピン : 標準仕様)

2.4.6.6- (1) 項参照

4.4.6.6- (2) 超高压水洗浄(1 スピン)

2.4.6.6- (2) 項参照

4.4.6.7 再舗装

2.4.6.7 項参照

4.5 遊具等

4.5.1 遊具等

4.5.1.1 拭き取り、洗浄、削り取り

2.5.1.1 項参照

5 大型施設

5.1 屋根・屋上

5.1.1 屋根・屋上

5.1.1.1 堆積物の除去

1. 1. 1. 1 項参照

5.1.1.2 拭き取り

1. 1. 1. 2 項参照

5.1.1.3 ブラシ洗浄

1. 1. 1. 3 項参照

5.1.1.4 高圧水洗浄

2. 1. 1. 4 項参照

5.2 外壁・塀

5.2.1 外壁・塀

5.2.1.1 拭き取り

1. 2. 1. 1 項参照

5.2.1.2 ブラシ洗浄

1. 2. 1. 2 項参照

5.2.1.3 高圧水洗浄

2. 2. 1. 3 項参照

5.3 雨樋

5.3.1 軒樋

5.3.1.1 堆積物の除去

1. 3. 1. 1 項参照

5.3.1.2 拭き取り

1. 3. 1. 2 項参照

5.3.1.3 高圧水洗浄

1. 3. 1. 3 項参照

5.3.2 竖樋

5.3.2.1 高圧水洗浄

1. 3. 2. 1 項参照

5.3.2.2 拭き取り

1. 3. 1. 2 項参照

5.4 グラウンド等

5.4.1 堆積物

5.4.1.1 堆積物の除去

2. 4. 1. 1 項参照

5.4.2 草、芝

5.4.2.1 除草、芝刈り

2. 4. 2. 1 項参照

5.4.2.2 芝の深刈り

2. 4. 2. 2 項参照

5.4.2.3 草、芝の剥ぎ取り

2. 4. 2. 3 項参照

5.4.2.4 芝張り

1. 4. 1. 5 項参照

5.4.3 砂利、碎石

5.4.3.1 砂利、碎石の高圧水洗浄

2. 4. 3. 1 項参照

5.4.3.2 砂利、碎石の除去

2. 4. 3. 2 項参照

5.4.3.3 砂利、碎石の被覆

2. 4. 3. 3 項参照

5.4.4 土壌

5.4.4.1 排水口、軒下付近等の表土の除去

1. 4. 1. 11 項参照

5.4.4.2 表土の削り取り

2.4.4.2 項参照

5.4.4.3 土地表面の被覆

2.4.4.3 項参照

5.4.4.4 天地返し

2.4.4.4 項参照

5.4.5 植栽

5.4.5.1 樹木の根元付近等の表土の除去

1.4.1.11 項参照

5.4.5.2 植栽の枝払い

1.4.1.12 項参照

5.4.5.3 支障木の伐採

1.4.1.13 項参照

5.4.5.4 支障木の伐根

1.4.1.14 項参照

5.4.6 駐車場（コンクリート、アスファルト）

5.4.6.1 堆積物の除去

2.4.1.1 項参照

5.4.6.2 ブラシ洗浄

1.4.2.2 項参照

5.4.6.3 吸引式高圧洗浄機による洗浄

2.4.6.3 項参照

5.4.6.4-（1）削り取り（施工面積 4,000m²未満）

2.4.6.4-（1）項参照

5.4.6.4-（2）削り取り（施工面積 4,000m²以上）

2.4.6.4-（2）項参照

5.4.6.5 ブラスト

2.4.6.5 項参照

5.4.6.6- (1) 超高压水洗浄(2 スピン : 標準仕様)

2.4.6.6- (1) 項参照

5.4.6.6- (2) 超高压水洗浄(1 スピン)

2.4.6.6- (2) 項参照

5.4.6.7 再舗装

2.4.6.7 項参照

5.5 遊具等

5.5.1 遊具等

5.5.1.1 拭き取り、洗浄、削り取り

2.5.1.1 項参照

6 道路

6.1 舗装された道路

6.1.1 堆積物

6.1.1.1 堆積物の除去

2.4.1.1 項参照

6.1.2 道路・歩道

6.1.2.1 吸引式高圧洗浄機による洗浄

2.4.6.3 項参照

6.1.2.2- (1) 削り取り削り取り(施工面積 4,000m²未満)

2.4.6.4-(1) 項参照

6.1.2.2- (2) 削り取り(施工面積 4,000m²以上)

2.4.6.4-(2) 項参照

6.1.2.3 ブラスト

2.4.6.5 項参照

6.1.2.4- (1) 超高圧水洗浄(2 スピン : 標準仕様)

2.4.6.6-(1) 項参照

6.1.2.4- (2) 超高圧水洗浄(1 スピン)

2.4.6.6-(2) 項参照

6.1.2.5 再舗装

2.4.6.7 項参照

6.1.2.6 路面清掃車による清掃

1. 適用範囲

本歩掛はブラシ式路面清掃車を用いて道路を清掃する工程に適用する。歩道の掃き出し作業、散水車による散水作業等は含まない。

2. 施工手順

- ① 人力清掃(路肩掃き出し)
- ② 機械清掃(給水、塵埃処理含む)
- ③ 移動

路面清掃作業 1.0km 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	注 1	
普通除染作業員		人	注 2	
●機械経費				
運転手 (除染一般)		人		注 3 の 0.15 倍
助手 (普通除染作業員)		人		注 3 の 0.15 倍
路面清掃車	ブラシリアダンプ・ ホッパ容量 2.5m ³ 四輪式	時間	注 3	
軽油	小型ローリー、パトロー ル給油	L		建設機械器具損料表確認
●諸雑費				
諸雑費		%	19.0	労務費、機械経費の 19.0%
計				

注 1 : $0.8 \times T1/T \times 1/L$

注 2 : $1.2 \times T1/T \times 1/L$

注 3 : $T1/L$

$T1 =$ 作業に必要な運転時間(h) = $L / V1 + \varnothing / V2$

$L =$ 清掃延長(km)

$V1 =$ 清掃速度(km/h) = 6.0km/h(塵埃搬出及び給水に係る時間を含む)

$\varnothing =$ 移動距離(km) = $\varnothing1 + \varnothing2 + \varnothing3 + \varnothing4$

$\varnothing1 =$ 現場と残土処理場との間の距離(km)

$\varnothing2 =$ 現場と給水場所との間の距離(km)

$\varnothing3 =$ 現場と現場との間の距離(km) (清掃を必要としない部分で 1 箇所の場合延長が 50m 以上の区間)

$\varnothing4 =$ 基地と現場との間の距離(km)

上記の移動距離(\varnothing)の算出にあたっては、次の諸元を考慮して決定する。

$\Delta L =$ 清掃車 1 台のホッパ当たり清掃延長(km) = (ホッパ容量×ホッパ係数) / 塵埃量
 $= (2.5 \times 0.74) / 0.1 = 18.50(\text{km})$

$V2 =$ 移動速度(km/h) = 30.0km/h

T = 路面清掃車運転日当たり運転時間 = 6.8h/日

- ※1 諸雑費は、スコップ、ほうき及びブラシの損耗費（ブラシ交換労務を含む）等の費用であり、労務費と機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
- ※2 歩道掃き出し及び散水車による散水を必要とする場合は、別途計上する。
- ※3 本歩掛の起算数量は 1.0km 当たりとするが、m² 当たりとして扱う場合は、施工上のラップ幅を考慮して作業幅を 2.50m とし、起算数量を 2,500m² 当たりとして扱う。

6.2 未舗装の道路

6.2.1 道路表面（土壌）

6.2.1.1－(1) 除草

2.4.2.1 項参照

6.2.1.1－(2) 堆積物の除去

2.4.1.1 項参照

6.2.1.2 表土の削り取り

1. 適用範囲

本歩掛はバックホウ等を使用して均一の厚さ(5cm程度)で表土の削り取り、回収(大型土のう袋への袋詰め)するまでの一連の工程に適用する。

2. 施工手順

- ① 表土の削り取り(5cm程度)
- ② 除去物の集積
- ③ 除去物の大型土のう袋への袋詰め

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	1.80	
普通除染作業員		人	11.80	
●機械経費				
運転手(除染特殊)		人	8.00	
バックホウ	クローラ型、排対(2次)、 山積 0.28m ³ (平積 0.20m ³)	日	8.00	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	362.9	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	1.0	労務費の 1.0%
計				

※1 諸雑費は、スコップ等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

6.2.1.3 土地表面の被覆

1. 適用範囲

本歩掛はバックホウ等を使用して客土材を均一の厚さ(仕上がり厚 5cm 程度)で被覆する工程に適用する。

2. 施工手順

- ① 客土材の敷均し
- ② 締固め(仕上がり厚さ 5cm 程度)

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	3.50	
特殊除染作業員		人	1.40	
普通除染作業員		人	6.90	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	3.00	
バックホウ	クローラ型、排対(2次)、 山積 0.28m ³ (平積 0.20m ³)	時間	19.00	
振動ローラ	排対(1次)コバイント型 3~4t	台/日	2.00	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	156.0	
●材料費				
客土材	埋戻し用	m ³	72.2	
●諸雑費				
諸雑費		%	0.5	労務費、機械経費 の 0.5%
計				

※1 諸雑費は、スコープ等の費用であり、労務費と機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※2 土地表面の被覆厚さが異なる場合は、材料費に設計厚さに見合う数量を計上する。

6.2.1.4 天地返し

2.4.4.4 項参照

6.2.2 道路表面（砂利、碎石道路）

6.2.2.1 堆積物の除去

2.4.1.1 項参照

6.2.2.2 砂利、碎石の高圧水洗浄

2.4.3.1 項参照

6.2.2.3 砂利、碎石の除去

1. 適用範囲

本歩掛はバックホウ等を使用して砂利、碎石を均一の厚さ(5cm 程度)で除去し、回収(大型土のう袋への袋詰め)するまでの一連の工程に適用する。

2. 施工手順

- ① 砂利、碎石の除去(5cm 程度)
- ② 除去物の集積
- ③ 除去物の大型土のう袋への袋詰め

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	2.70	
普通除染作業員		人	17.90	
●機械経費				
運転手（除染特殊）		人	16.80	
バックホウ	クローラ型、排対(2次)、 山積 0.28m ³ (平積 0.20m ³)	日	11.20	
振動ローラ	コンパクト型 質量 3.0~4.0t	日	5.60	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	575.2	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	0.5	労務費、機械経費の0.5%
計				

※1 諸雑費は、スコープ等の費用であり、労務費と機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

6.2.2.4 砂利、碎石の被覆

1. 適用範囲

本歩掛はバックホウ等を使用して砂利、碎石を均一の厚さ(仕上がり厚 5cm 程度)で被覆する工程に適用する。

2. 施工手順

- ① 砂利・碎石の敷均し
- ② 締固め(仕上がり厚さ 5cm 程度)

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	3.50	
特殊除染作業員		人	1.40	
普通除染作業員		人	6.90	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	3.00	
バックホウ	排対型 (2次) クローラ型 山積 0.28m ³ (平積み 0.2m ³)	運転 時間	19.00	
振動ローラ	排対型 (1次) コンバインド型 3~4 t	運転日	2.00	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	156.0	
●材料費				
舗装材 (碎石)	RC-40	m ³	60.0	
●諸雑費				
諸雑費		%	0.5	労務費、機械経費 の 0.5%
計				

※1 振動ローラコンバインド型は賃料とする。

※2 諸雑費は、スコップ等の費用であり、労務費と機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※3 砂利、碎石の被覆厚さが異なる場合は、材料費に設計厚さに見合う数量を計上する。

6.3 ガードレール

6.3.1 ガードレール

6.3.1.1 ブラシ洗浄

1. 適用範囲

本歩掛は洗浄水を使用し、ブラシ等を用いてガードレールを洗浄する工程に適用する。洗浄水の回収を含む。回収水の水処理施設までの運搬に係る費用については、16.1.1.7「汚泥吸排車による泥水等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① ブラシ等を用いた洗浄
- ② 排水回収

1,900m 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	4.20	
普通除染作業員		人	28.10	
●機械経費				
運転手（除染一般）		人	8.30	
散水車	タンク容量 3800L	供用日	12.50	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	205.9	
●材料費				
水		m ³	10.4	
●諸雑費				
諸雑費		%	3.0	労務費の3%
計				

※1 諸雑費は、デッキブラシ、タワシ等の費用及び、排水回収のための仮設等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

6.3.1.2 高圧水洗浄

1. 適用範囲

本歩掛は高圧洗浄機を用いてガードレールを高圧水で洗浄する工程に適用する。洗浄水の回収を含む。回収水の水処理施設までの運搬に係る費用については、16.1.1.7「汚泥吸排車による泥水等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 高圧洗浄機を用いた洗浄
- ② 排水回収

1,900m 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	2.10	
普通除染作業員		人	7.90	
●機械経費				
運転手（除染一般）		人	6.20	
高圧洗浄機	エンジン駆動、出力 18kw	供用日	4.20	
側溝清掃車	ブロー式 ホッパ容量 3.1m ³ 風量 20m ³ /min	供用日	4.00	
散水車	タンク容量 3800L	供用日	4.90	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	183.1	
●材料費				
水		m ³	27.0	
●諸雑費				
諸雑費		%	3.0	労務費の 3%
計				

※1 諸雑費は、排水回収のための仮設等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

6.3.1.3 拭き取り

1. 適用範囲

本歩掛はウエス等を用いてガードレールを拭き取る工程に適用する。ウエス等の回収(大型土のう袋への袋詰め)を含む。

2. 施工手順

- ① ウエス等を用いた拭き取り
- ② ウエス等の回収(大型土のう袋への袋詰め)

100m 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.10	
普通除染作業員		人	0.80	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	3.0	労務費の3%
計				

※1 諸雑費は、ウエス等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

6.4 側溝等

6.4.1 側溝等

6.4.1.1 底質の除去等

1. 適用範囲

本歩掛は側溝等の底質の除去～除去物の大型土のう袋への袋詰め～高圧水洗浄～洗浄水の吸引回収までの一連の工程に適用する。回収水の水処理施設までの運搬に係る費用については、16.1.1.7「汚泥吸排車による泥水等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 底質の除去
- ② 除去物の大型土のう袋への袋詰め
- ③ 側溝等の高圧水洗浄
- ④ 洗浄水の吸引回収

1,300m 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	4.10	
普通除染作業員		人	19.20	
●機械経費				
運転手（除染一般）		人	8.10	
側溝清掃車	ブロア式 ホッパ容量 10.3m ³ 風量 40m ³ /min	供用日	4.00	
側溝清掃車	ブロア式 ホッパ容量 3.1m ³ 風量 40m ³ /min	供用日	1.20	
排水管清掃車	タンク容量 2m ³ 圧力 14Mpa	供用日	5.30	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	457.6	
●材料費				
水		m ³	9.0	
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	2.0	労務費の 2%
計				

※1 諸雑費は、スコップ、ほうき等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

6.5 歩道橋

6.5.1 歩道橋

6.5.1.1 堆積物の除去

1.1.1.1 項参照

6.5.1.2 高圧水洗浄

1.4.2.3 項参照

6.5.1.3 拭き取り

1.1.1.2 項参照

6.5.1.4 ブラシ洗浄

1.2.1.2 項参照

6.6 街路樹

6.6.1 堆積物

6.6.1.1 堆積物の除去

1.1.1.1 項参照

6.6.2 草

6.6.2.1 除草、芝刈り

1. 適用範囲

本歩掛は草刈機等を用いて雑草等の刈払いを行い、運搬～集積～除去物の回収(大型土のう袋への袋詰め)までの一連の工程に適用する。

2. 施工手順

- ① 街路樹周りの除草
- ② 除去物の運搬・集積
- ③ 除去物の大型土のう袋への袋詰
- ④ 移動

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	1.30	
特殊除染作業員		人	3.20	
普通除染作業員		人	5.50	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	0.10	
草刈機	肩掛け式カッター径 255mm	供用日	6.00	
トラック(クレーン装置付)	積載質量 4t 積、2.9t 吊り	供用日	0.10	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	3.8	
ガソリン		L	14.5	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	0.5	労務費、機械経費の 0.5%
計				

※1 諸雑費は、切刃損耗等の費用であり、労務費と機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

6.6.3 街路樹

6.6.3.1 街路樹の根元付近の表土の除去

1.4.1.11 項参照

6.6.3.2 街路樹の枝払い

1. 適用範囲

本歩掛は街路樹の枝払い・刈込み等を行い、枝の裁断～葉及び裁断した枝の回収（大型土のう袋への袋詰め）までの一連の工程に適用する。回収した枝を破砕処理する場合は、17.1.1.1「草木等の破砕」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 街路樹の枝払い
- ② 枝の集積・裁断
- ③ 除去物(葉・枝)の大型土のう袋への袋詰め
- ④ 移動

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	4.20	
特殊除染作業員		人	9.00	
普通除染作業員		人	8.00	
●機械経費				
運転手（除染特殊）		人	10.70	
高所作業車	トラック架装リフト ブーム型 作業床高さ 9.7m	供用日	11.20	
チェーンソー	鋸長 350mm 排気量 34cc	供用日	20.00	
トラック(クレーン装置付)	積載質量 4t 積、2.9t 吊り	供用日	3.30	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	259.9	
ガソリン		L	21.6	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	6.0	労務費の 6%
計				

※1 諸雑費は、切刃損耗、鋤簾等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※2 本歩掛は、枝払い等に適用するものであり、根元からの伐採を伴う作業等については適用できない。

7 法面

7.1 法面

7.1.1 草、落葉、堆積物

7.1.1.1 草、落葉、堆積物の除去

1. 適用範囲

本歩掛は雑草を肩掛け式草刈り機により人力にて除草した後、落葉等の堆積物を除去し、運搬～集積～除去物の回収(大型土のう袋への袋詰め)までの一連の工程に適用する。

2. 施工手順

- ① 除草又は刈払
- ② 草、落葉、堆積物の除去
- ③ 除去物の運搬・集積
- ④ 除去物の大型土のう袋への袋詰め
- ⑤ 移動

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	注1	
特殊除染作業員		人	注1	
普通除染作業員		人	注1	
●機械経費				
運転手(除染特殊)		人	0.20	
草刈機	肩掛け式 カッター径 255mm	供用日	6.50	
トラック(クレーン装置付)	積載質量 4t 積、2.9t 吊り	供用日	0.20	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	7.4	
ガソリン	スタンド給油	L	18.6	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	1.0	労務費の1%
計				

注1 草・落葉・堆積物の除去の人工数は、下記の【歩掛表】により計上する。

※1 諸雑費は切刃損耗等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

【 歩掛表 】

傾斜角		
0° ~ 20°	21° ~ 30°	31° 以上
作業指揮者 1.8 人 特殊除染作業員 3.5 人 普通除染作業員 8.2 人	作業指揮者 2.3 人 特殊除染作業員 4.4 人 普通除染作業員 10.3 人	作業指揮者 2.7 人 特殊除染作業員 5.3 人 普通除染作業員 12.3 人

8 農地

8.1 水田

8.1.1 草

8.1.1.1-(1) 人力除草

1. 適用範囲

本歩掛は肩掛式草刈機等を用いて人力にて除草する工程に適用する。

2. 施工手順

- ① 肩掛式草刈機等を用いた人力による除草

100m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.02	
特殊除染作業員		人	0.20	
●諸雑費				
諸雑費	肩掛け式 カッター径 255mm	%	10.1	労務費の 10.1%
計				

※1 諸雑費は、肩掛式草刈機の賃料と燃料等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

8.1.1.1-(2) 機械除草

1. 適用範囲

本歩掛はオフセットシュレッダー等をトラクタで牽引して除草する工程に適用する。

2. 施工手順

- ① オフセットシュレッダー等を用いた機械による除草

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.06	
●機械経費				
運転手（除染特殊）		人	0.12	
農用トラクタ	95PS、ホイール式	時間	0.68	
オフセットシュレッダー	作業幅 200cm	日	0.10	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	7.18	
計				

8.1.1.1-(3) 除草した草類の集積

1. 適用範囲

本歩掛は除去物(草類)を集草機械、梱包機械等を使用してベール梱包して集積する工程に適用する。

2. 施工手順

- ① 除去物(草類)の集草、ベール梱包
- ② ベール梱包材の集積

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.06	
特殊除染作業員		人	1.16	
●機械経費				
集草機	ハンドガイド式、120cm	日	0.63	
草刈梱包機械	ハンドガイド式、φ500×700	日	0.59	
ガソリン		L	21.3	
計				

8.1.1.1-(4) 土のう袋への袋詰め

1. 適用範囲

本歩掛は除去物(草類)を人力にて回収(大型土のう袋への袋詰め)する工程に適用する。ベール梱包の有無に関係なく本歩掛を使用する。

2. 施工手順

- ① 除去物(草類)の大型土のう袋への袋詰め

10 袋当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.22	
普通除染作業員		人	0.22	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
計				

8.1.1.1-(5) 現場内の小運搬

1. 適用範囲

本歩掛は除去物(草類)を詰め込んだ大型土のう袋を場外へ運搬して仮置きする工程に適用する。

2. 施工手順

① 除去物(草類)を詰め込んだ大型土のう袋の運搬・仮置き

10 袋当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.20	
特殊除染作業員		人	0.21	
●機械経費				
キャリアダンプ	500kg	日	1.65	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	1.5	
計				

※ 廃棄物発生量の考え方

発注時の廃棄物発生量は下記数量を標準として算定し、精算時は実績数量をもって算定する。

廃棄物発生量(草類)

100m² 当り

作業内容	単位	設計数量	摘要
農地及び付帯する法面の除草	袋	0.6	
農地隣接林地の除草	袋	9.3	下草の除草に加え、細い木の伐採、地上 3m までの枝打ち、落葉等を含む

8.1.1.1-(6) 除草の集草

1. 適用範囲

本歩掛は一区画 1,000m² 未満あるいは不定形地等、機械による集草が困難となる農地にて、除去物(草類)を熊手等を使用し人力で集積する工程に適用する。

2. 施工手順

① 人力による除去物(草類)の集積

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.60	
普通除染作業員		人	3.60	
計				

8.1.2 土壌

8.1.2.1-(1) 不陸整正

1. 適用範囲

本歩掛は表土の削り取りに先立ち、振動ローラを使用して不陸整正する工程に適用する。

2. 施工手順

① 不陸整正(振動ローラによる転圧)

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.02	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	0.29	
振動ローラ	搭乗式コンバインドローラ 3t 排対型 1次	運転 時間	1.25	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	3.8	
計				

8.1.2.1-(2) 表面固化材散布

1. 適用範囲

本歩掛は表土の削り取りに先立ち、削り残し防止を目的として固化剤を散布する工程に適用する。

2. 施工手順

① 固化材の散布

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.26	
特殊除染作業員		人	0.62	
普通除染作業員		人	0.31	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	0.56	
運転手 (除染一般)		人	0.22	
種子吹付機	車載式(種子専用)1.0m ³	運転 時間	2.14	
空気圧縮機	25PS、0.7MPa、2.5m ³ /min	日	0.36	
クレーン装置付トラック	4t 積み、2.9t 吊り	時間	3.25	
散水車	タンク容量 3800L	時間	1.11	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	36.9	
●材料費				
表面固化剤	中性固化剤	t	1.5	
計				

8.1.2.2-(1)-① バックホウによる表土の削り取り(標準工法・30a 以上)

1. 適用範囲

本歩掛は区画が大きく(概ね 30 a 以上)整形区画である等、ほ場の条件が良好な区画において、バックホウを使用して表土を削り取り、除去物(表土)を回収する作業の内、バックホウによる削り取りの工程に適用する。

2. 施工手順

① バックホウによる表土の削り取り

100m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.05	
普通除染作業員		人	0.25	
●機械経費				
運転手(除染特殊)		人	0.08	
バックホウ	標準型・低騒音型・排対型(2次)、 クローラ型 山積み 0.45m ³ (平 積み 0.35m ³)	日	0.16	賃料とする
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	5.6	
計				

8.1.2.2-(1)-② バックホウによる表土の削り取り(標準工法・30a 未満)

1. 適用範囲

本歩掛は区画形状が小さく(概ね 30 a 未満)、不整形である等ほ場の条件が不良な区画において、バックホウを使用して表土を削り取り、除去物(表土)を回収する作業の内、バックホウによる削り取りの工程に適用する。

2. 施工手順

① バックホウによる表土の削り取り

100m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.10	
普通除染作業員		人	0.20	
●機械経費				
運転手(除染特殊)		人	0.21	
バックホウ	後方超小旋回型・低騒音型・排対型(3次)、クローラ型 山積み 0.28m ³ (平積み 0.20m ³)	日	0.42	賃料とする
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	10.2	
計				

8.1.2.2-(1)-③ 土のう袋への袋詰め

1. 適用範囲

本歩掛は 8.1.2.2-(1)-①、8.1.2.2-(1)-②により削り取った除去物(表土)を集積し、回収(大型土のう袋への袋詰め)する工程に適用する。

2. 施工手順

① 除去物(表土)の集積、大型土のう袋への袋詰め

10 袋当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.06	
特殊除染作業員		人	0.21	
普通除染作業員		人	0.24	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	0.23	
バックホウ	排対型(1次)、クローラ型 山積み 0.45m ³ (平積み 0.35m ³)	運転時間	1.42	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	16.0	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費	製作枠等	%	1.4	労務費の 1.4%
計				

※1 諸雑費は、製作枠等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

8.1.2.2-(1)-④ 小運搬

1. 適用範囲

本歩掛は 8.1.2.2-(1)-③により除去物(表土)を詰め込んだ大型土のう袋を場外へ運搬・仮置きする工程に適用する。

2. 施工手順

① 除去物(表土)を詰め込んだ大型土のう袋の運搬・仮置き

10 袋当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.06	
特殊除染作業員		人	0.23	
●機械経費				
運転手(除染特殊)		人	0.44	
バックホウ	排対型(1次)、クローラ型 山積み 0.28m ³ (平積み 0.25m ³)クレーン機能付き	運転 時間	1.30	
バックホウ	排対型(1次)、クローラ型 山積み 0.45m ³ (平積み 0.35m ³)クレーン機能付き	運転 時間	0.28	
不整地運搬車	排対型(1次)クローラ型、4t 積み	日	0.18	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	31.5	
計				

※1 上記は、小運搬距離 L=100m(往復)当たりとする。

※ 廃棄物発生量の考え方

発注時の廃棄物発生量は下記数量を標準として算定し、精算時は実績数量をもって算定する。

廃棄物発生量(土壌)

100m² 当り

作業内容	単位	設計数量	摘要
農地表土の削り取り	袋	6.7	

8.1.2.2-(2)-① バックホウによる表土の削り取り(汚泥吸排車使用)

1. 適用範囲

本歩掛はバックホウを使用して表土を削り取り、除去物(表土)を汚泥吸排車により吸引回収する一連の工程に適用する。

2. 施工手順

① バックホウによる表土の削り取り

100m²当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.31	
特殊除染作業員		人	0.71	
普通除染作業員		人	0.71	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	0.35	
運転手 (除染一般)		人	0.41	
バックホウ	排対型(1次)、クローラ型 山積み 0.45m ³ (平積み 0.35m ³)	時間	2.14	
汚泥吸排車	8t、吸入管径φ75mm	運転時間	2.77	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	57.0	
計				

8.1.2.2-(2)-② 土のう袋への袋詰め

1. 適用範囲

本歩掛は8.1.2.2-(2)-①により削り取った除去物(表土)を集積し、回収(大型土のう袋への袋詰め)する工程に適用する。

2. 施工手順

① 除去物(表土)の集積、大型土のう袋への袋詰め

10 袋当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.09	
特殊除染作業員		人	0.09	
普通除染作業員		人	0.09	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	0.11	
バックホウ	排対型(1次)、クローラ型 山積み0.45m ³ (平積み0.35m ³)クレーン機能付き	時間	0.68	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	7.5	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	1.3	労務費の1.3%
計				

※1 諸雑費は、製作枠等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

8.1.2.2-(2)-③ 小運搬

8.1.2.2-(1)-④項参照

8.1.2.2-(3)-① ベルトコンベアー内蔵型削り取り機による表土の削り取り

1. 適用範囲

本歩掛はベルトコンベアー内蔵型削り取り機を使用して表土を削り取り、除去物（表土）を回収する作業の内、ベルトコンベアー内蔵型削り取り機による削り取り～不整地運搬車による運搬までの一連の工程に適用する。

2. 施工手順

- ① ベルトコンベアー内蔵型削り取り機による表土の削り取り
- ② 不整地運搬車への除去物の積み込み
- ③ 不整地運搬車による除去物の運搬

100m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.10	
普通除染作業員		人	0.10	
●機械経費				
運転手（除染特殊）		人	0.21	
ベルトコンベアー内蔵型削り取り機		時間	0.72	
不整地運搬車	クローラ型ダンプ式 積載 4t	日	0.10	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	18.9	
●諸雑費				
諸雑費		%	5.0	労務費、機械経費の 5.0%
計				

※1 諸雑費は、ベルトコンベアー内蔵型削り取り機の切刃損耗等の費用であり、労務費と機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※2 本工法は、区画が大きく乾土である等、ほ場の条件が良好な区画にあつて、削り取り土量の低減が図れる、除染をより効率良く進めることができる等の利点がある場合に使用する。

8.1.2.2-(3)-② 土のう袋への袋詰め

1. 適用範囲

本歩掛は8.1.2.2-(3)-①により削り取った除去物(表土)を集積し、回収(大型土のう袋への袋詰め)する工程に適用する。

2. 施工手順

① 除去物(表土)の大型土のう袋への袋詰め

10袋当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.32	
普通除染作業員		人	0.99	
●機械経費				
運転手(除染特殊)		人	0.45	
バックホウ	排対型(1次)、クローラ型 山積み 0.45m ³ (平積み 0.35m ³)クレーン機能付き 2.9t 吊り	時間	2.75	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	30.0	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	1.1	労務費の1.1%
計				

※1 諸雑費は、製作枠等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

8.1.2.2-(3)-③ 小運搬

8.1.2.2-(1)-④項参照

8.1.2.2-(4)-① 牽引式削り取り機による表土の削り取り

1. 適用範囲

本歩掛は牽引式削り取り機を使用して表土を削り取り、除去物(表土)を回収する作業の内、牽引式削り取り機による削り取り～不整地運搬車による運搬・集積までの一連の工程に適用する。

2. 施工手順

- ① 牽引式削り取り機による表土の削り取り
- ② 不整地運搬車への除去物の積込み
- ③ 不整地運搬車による除去物の運搬・集積

100m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.11	
普通除染作業員		人	0.11	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	0.22	
牽引式削り取り機	B = 1200	時間	0.71	
農用トラクタ	乗用クローラ型 30～44kw 級 (40～60Ps)	時間	0.71	
不整地運搬車	クローラ型ダンプ式 積載 4～ 5t	日	0.10	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	16.5	
●諸雑費				
諸雑費		%	5.0	労務費、機械経費 の 5.0%
計				

※1 諸雑費は、牽引式削り取り機の切刃損耗等の費用であり、労務費と機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※2 本工法は、区画が大きく乾土である等、ほ場の条件が良好な区画にあるが、草木の根等の障害物によりバックホウ又はベルトコンベアー内蔵型削り取り機による削り取りに支障があり、効率良く除染を進めることができない場合等において使用する。

8.1.2.2-(4)-② 土のう袋への袋詰め

1. 適用範囲

本歩掛は8.1.2.2-(4)-①により削り取った除去物(表土)を集積し、回収(大型土のう袋への袋詰め)する工程に適用する。

2. 施工手順

① 除去物(表土)の大型土のう袋への袋詰め

10 袋当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.16	
普通除染作業員		人	0.53	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	0.20	
バックホウ	排対型(1次)、クローラ型 山積み 0.45m ³ (平積み 0.35m ³)クレーン機能付き 2.9t 吊り	時間	1.23	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	9.0	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	1.4	労務費の 1.4%
計				

※1 諸雑費は製作枠等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

8.1.2.2-(4)-③ 小運搬

8.1.2.2-(1)-④項参照

8.1.2.3 (削除)

8.1.2.4-(1) 反転耕 (耕起 30cm)

1. 適用範囲

本歩掛はボトムプラウ(ジョインタ付き深耕プラウ)を使用して耕深 30cm 程度の反転耕を行い、表層土と下層土を入れ替える工程に適用する。

2. 施工手順

① 反転耕 (耕深 30cm 程度)

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.15	
特殊除染作業員		人	0.09	
●機械経費				
農用トラクタ	クローラ型、40ps	時間	0.56	
ボトムプラウ	直装式 24 インチ×2 連	時間	0.56	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	8.4	
計				

8.1.2.4-(2) 反転耕 (耕起 45cm)

1. 適用範囲

本歩掛はボトムプラウ(二段耕プラウ)を使用して耕深 45cm 程度の反転耕を行い、表層土と下層土を入れ替える工程に適用する。

2. 施工手順

① 反転耕 (耕深 45cm 程度)

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.15	
特殊除染作業員		人	0.09	
●機械経費				
農用トラクタ	クローラ型、40ps	時間	0.56	
ボトムプラウ	直装式 30 インチ×1 連 二段耕プラウ	時間	0.56	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	8.4	
計				

8.1.2.4-(3) 基盤整地

1. 適用範囲

本歩掛はプラウ耕を行った後に、ディスクハロー、レーザーレベラー等を使用し、反転した土壌を砕いて均平にする工程に適用する。

2. 施工手順

- ① ディスクハロー等による耕起・破土
- ② レーザーレベラー等による均平・整地

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.15	
●機械経費				
運転手（除染特殊）		人	0.04	
農用建設用トラクタ	クローラ型、105ps	運転時間	0.22	
ディスクハロー	牽引式オフセット、20 インチ×32 枚	日	0.03	
レーザーレベラー	直装式、整地幅 5m 級	時間	0.22	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	3.3	
計				

8.1.2.5 深耕

1. 適用範囲

本歩掛は深耕ロータリー等を使用して耕深 30cm 程度の耕うん・攪拌する工程に適用する。

2. 施工手順

① 耕うん・攪拌作業（耕深 30cm 程度）

10,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●機械経費				
運転手（除染一般）		人	4.30	
農用トラクタ	乗用・ホイール型 四輪駆動 52～59kw 級(70～80ps)、22kw 級(30PS)	供用日	4.30	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	60.0	
●諸雑費				
諸雑費	ロータリー替爪損耗費	%	14.0	トラクタ、軽油、運転手（除染一般）の計の 14%
計				

※1 諸雑費は、ロータリー替爪損耗の費用であり、機械経費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

8.1.2.5-(1) 深耕（手押し）

1. 適用範囲

本歩掛は一区画 1,000m² 未満あるいは不定形地等、機械の搬入・使用が困難となる農地で、小型耕うん機等を使用して耕深 30cm 程度の耕うん・攪拌する工程に適用する。

2. 施工手順

① 耕うん・攪拌作業（耕深 30cm 程度）

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.26	
●機械経費				
運転手（除染一般）		人	1.70	
小型耕うん機	手押し・4.6kw 級(6.3PS)	供用日	1.70	
ガソリン	スタンド給油	L	9.00	
●諸雑費				
諸雑費		%	7.00	機械経費の 7%
計				

※1 諸雑費は、ロータリー替爪損耗の費用であり、機械経費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

8.1.2.5-(2) 深耕（乗用）

1. 適用範囲

本歩掛は一区画 1,000m² 未満あるいは不定形地等、機械の搬入・使用が困難となる農地で、小型乗用トラクタを使用して耕深 30 cm程度の耕うん・攪拌する工程に適用する。

2. 施工手順

① 耕うん・攪拌作業（耕深 30cm 程度）

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.13	
●機械経費				
運転手（除染一般）		人	0.89	
農用トラクタ	乗用ホイール型 11kw 級(15ps)	供用日	0.89	
軽油	小型ローリー・パトロール給油	L	3.00	
●諸雑費				
諸雑費	ロータリー替爪損耗費	%	10.00	機械経費の 10%
計				

※1 諸雑費は、ロータリー替爪損耗費用であり、機械経費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

8.1.2.6 客土

2.4.4.3 項参照

8.1.2.7-(1) 地力回復 (土壌改良材散布)

1. 適用範囲

本歩掛はライムソワー等を使用して土壌改良資材等を散布する工程に適用する。

2. 施工手順

① 土壌改良資材等の散布

10,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.20	
普通除染作業員		人	0.77	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	0.17	
建設用トラクタ	普通 9t	運転 時間	1.10	
ライムソワー	けん引式 容量 800ℓ 作業幅 3m 級	運転 時間	1.10	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	13.0	
●材料費				
土壌改良材	炭酸カルシウム	t		
土壌改良材	ケイ酸カリ	t	0.8	
熔リン		t		注 1
計				

※1 炭酸カルシウムは、共通仕様書に記載されている内容に基づいて選定し、土壌の性質等を考慮したうえで、必要数量を計上する。

注 1 熔リンの施肥量は、深耕を行う場合 0.4t、反転耕を行う場合 0.8t、表土の削り取り後に客土を行う場合 1.0t とする。

8.1.2.7-(2) 地力回復 (ゼオライト散布)

1. 適用範囲

本歩掛はライムソワー等を使用してゼオライトを散布する工程に適用する。

2. 施工手順

① ゼオライト散布

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.15	
特殊除染作業員		人	0.09	
●機械経費				
農用トラクタ	クローラ型、40ps	時間	0.56	
ライムソワー	作業幅 1.8m 級	日	0.10	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	4.3	
●材料費				
ゼオライト		t	1.0	
計				

8.1.2.7-(3) 2回耕起

1. 適用範囲

本歩掛は地力回復資材等を散布した後等において、ロータリー等を使用して作土層を耕うん・攪拌する工程に適用する。耕うん・攪拌回数は2回を標準とする。

2. 施工手順

① 耕うん、攪拌作業 (2回)

10,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●機械経費				
運転手 (除染一般)		人	4.90	
農用トラクタ	乗用・ホイール型 四輪駆動 22kW 級 (30PS)	運転 時間	26.00	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	67.6	
●諸雑費				
諸雑費	ロータリー替爪損耗費	%	14.0	トラクター、軽油、運転手 (除染一般) の計の 14%
計				

※1 諸雑費は、ロータリー替爪損耗の費用であり、機械経費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

8.1.2.8 天地返し

2.4.4.4 項参照

8.1.3 柳の刈倒し～除根

8.1.3.1-(1) 刈倒し・破碎

1. 適用範囲

本歩掛は、震災後繁茂した柳(葉・枝・幹)を処理する工程に適用する。10a 未満の狭小地及び湿田には適用できない。本歩掛には草刈りの作業を含む。

2. 施工手順

- ① シュレッダーによる柳(葉・枝・幹)、草の刈倒し・破碎
- ② ロータリーレーキによる破碎材の収集
- ③ ロールベラーによる梱包
- ④ ベールグラブによる運搬・集積
- ⑤ 大型土のう袋への袋詰め

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.31	
普通除染作業員		人	0.41	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	0.83	
刈倒し用トラクタ	乗用・ホイール型 四輪駆動 67～88kw 級(90～120ps)	供用日	0.48	3セット
シュレッダー	作業幅 237cm	供用日	0.48	
収草用トラクタ	乗用・ホイール型 四輪駆動 22kw 級(30ps)	供用日	0.05	1セット
ロータリーレーキ	作業幅 290cm	供用日	0.05	
梱包用トラクタ	乗用・ホイール型 四輪駆動 52～59kw 級(70～80ps)	供用日	0.20	2セット
ロールベラー	ロール径 100cm 刈幅 108cm	供用日	0.20	
小運搬用トラクタ	乗用・ホイール型 四輪駆動 52～59kw 級(70～80ps)	供用日	0.10	1セット
ベールグラブ	ブラケット付き	供用日	0.10	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	43.0	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	15.0	労務費、機械経費の15%
計				

※1 諸雑費はシュレッダー切刃損耗等の費用及びロールベラーの梱包材等の費用であり、労務費と機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

8.1.3.1-(2) 伐根・除根

1. 適用範囲

本歩掛は、震災後繁茂した柳(根)の処理を行う工程に適用する。10a 未満の狭小地及び湿田には適用できない。回収した根の破碎処理は、17.1.1.1「草木等の破碎」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① H 鋼加工櫛付バックホウによる掘起し
- ② スケルトンバケット付バックホウによるふるい分け(根土の分離)
- ③ 不整地運搬車への撤去物(根)の積み込み
- ④ 不整地運搬車による撤去物(根)の運搬・集積

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.31	
特殊除染作業員		人	0.31	
普通除染作業員		人	0.62	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	1.24	
バックホウ	排対型(1次)、クローラ型 山積み 0.45m ³ (平積み 0.35m ³)	供用日	0.93	H 鋼加工櫛(2 台) スケルトン(1 台)
不整地運搬車	クローラ型ダンプ式 1t 積み	供用日	0.31	(1 台)
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	67.5	
●諸雑費				
諸雑費		%	20.0	労務費、機械経費 の 20%
計				

※1 諸雑費は H 鋼加工櫛の材料費・加工費及びスケルトンバケットの損料等の費用であり、労務費と機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

8.1.4 柳の引抜き

8.1.4.1 掴み装置付きバックホウによる柳の引き抜き・集積

1. 適用範囲

本歩掛は、シュレッダー等による柳の刈倒しが出来ない 10a 未満の狭小地及び湿田において、掴み装置付きバックホウにより柳を引き抜き・集積する工程に適用する。回収した枝・幹・根の破碎処理は、17.1.1.1「草木等の破碎」により別途計上する。柳の抜き取り作業の前後に除草を行う場合は、8.1.1.1-(1)「人力除草」、8.1.1.2-(2)「機械除草」を適宜選択して別途計上する。

2. 施工手順

- ① 柳(葉・枝・幹・根)の引抜き
- ② 除去物(葉・枝・幹・根)の集積・不整地運搬車への積込み
- ③ 不整地運搬車による除去物(葉・枝・幹・根)の運搬・集積

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.92	
特殊除染作業員		人	0.92	
普通除染作業員		人	0.92	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	1.84	
掴み装置付きバックホウ	排対型(1次)、クローラ型 山積み 0.13m ³ (平積み 0.10m ³)	供用日	0.92	
不整地運搬車	クローラ型ダンプ式 1t 積み	供用日	0.92	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	37.4	
●諸雑費				
諸雑費		%	1.0	労務費、機械経費の 1.0%
計				

※1 諸雑費は掴み装置の損耗費等であり、労務費と機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

8.1.5 竹類の全伐処理

8.1.5.1 竹類の全伐

1. 適用範囲

本歩掛は、震災後繁茂した竹類を全伐処理する工程に適用する。回収した枝・幹・根の破碎処理は、17.1.1.1「草木等の破碎」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① チェンソーによる伐採
- ② 枝払い・玉切
- ③ 不整地運搬車による竹(葉・枝・幹)の運搬・集積
- ④ スケルトンバケット付バックホウによる地下茎の掘起こし
- ⑤ スケルトンバケット付バックホウによるふるい分け(根土の分離)
- ⑥ 不整地運搬車による除去物(地下茎)の運搬・集積
- ⑦ 掘起こし箇所の復旧(埋戻し～整地～転圧)

100m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.72	
特殊除染作業員		人	1.44	
普通除染作業員		人	3.60	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	0.88	
バックホウ	排対型(1次)、クローラ型 山積み 0.45m ³ (平積み 0.35m ³) スケルトンバケット	供用日	0.16	
不整地運搬車	クローラ型ダンプ式 1t 積み	供用日	0.72	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	18.1	
●諸雑費				
諸雑費		%	1.0	労務費、機械経費の1.0%
計				

※1 諸雑費はスケルトンバケットの損料等の費用、刈払い機等の損料及び燃料等の費用であり、労務費と機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

8.1.6 支障木の処理

8.1.6.1 支障木の伐採

1.4.1.13 項参照

8.1.6.2 支障木の伐根

1.4.1.14 項参照

8.1.7 石礫除去

8.1.7.1-(1)石礫除去（人力）

1. 適用範囲

本歩掛は、圃場面に露出している 5 cm～35 cm 程度の石礫を人力で採取し、不整地運搬車に積込んで集積場まで運搬し、一時仮置きする工程に適用する。本歩掛を使用する場合は、8.1.7.1-(4)の小運搬は計上できない。圃場内の除礫回数に関係なく本歩掛により対応する（計上できる除礫回数は1回とする）。

2. 施工手順

- ①人力による石礫の採取、積込み
- ②不整地運搬車による集積場までの運搬・集積

1,000 m²当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
普通除染作業員		人	2.08	
●機械経費				
運転手（除染特殊）		人	0.20	
不整地運搬車	クローラ型ダンプ式 2t 積み賃料	台/日	0.35	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	4.2	
計				

8.1.7.1—(2)石礫除去(機械)

1. 適用範囲

本歩掛は、除礫用機械(ストーンローダー0.4 m³級)により石礫を採取し、圃場に一次仮置きする工程に適用する。大型土のう積込み箇所までの回収物の小運搬を必要とする場合は、16.1.1「除去土壌等の運搬」により別途計上する。起算数量は対象土量(対象面積×処理厚さ)として扱う。圃場内の除礫回数に関係なく本歩掛により対応する(計上できる除礫回数は1回とする)。

2. 施工手順

①除礫用機械(ストーンローダー0.4 m³級)による石礫の採取

②採取した石礫の圃場内への仮置き

100 m³当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●機械経費				
運転手(除染特殊)		人	0.82	
除礫用機械 (ストーンローダー)	クローラ型・油圧回転バケット付 0.40 m ³	時間	5.49	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	60.4	
計				

8.1.7.1—(3) 土のう袋への袋詰め

8.1.2.2-(1)-③項参照

除去した実数を計上する。

8.1.7.1—(4) 小運搬

8.1.2.2-(1)-④項参照

除去した実数を計上する。8.1.7.1-(1)の石礫除礫(人力)を計上する場合は、本項を計上できない。

8.2 畑

8.2.1 草

8.2.1.1-(1) 人力除草

8.1.1.1-(1)項参照

8.2.1.1-(2) 機械除草

8.1.1.1-(2)項参照

8.2.1.1-(3) 除草した草類の集積

8.1.1.1-(3)項参照

8.2.1.1-(4) 土のう袋への袋詰め

8.1.1.1-(4)項参照

8.2.1.1-(5) 現場内の小運搬

8.1.1.1-(5)項参照

8.2.2 土壌

8.2.2.1-(1) 不陸整正

8.1.2.1-(1)項参照

8.2.2.1-(2) 表面固化材散布

8.1.2.1-(2)項参照

8.2.2.2-(1)-① バックホウによる表土の削り取り(標準工法・30a 以上)

8.1.2.2-(1)-①項参照

8.2.2.2-(1)-② バックホウによる表土の削り取り(標準工法・30a 未満)

8.1.2.2-(1)-②項参照

8.2.2.2-(1)-③ 土のう袋への袋詰め

8.1.2.2-(1)-③項参照

8.2.2.2-(1)-④ 小運搬

8.1.2.2-(1)-④項参照

8.2.2.2-(2)-① バックホウによる表土の削り取り(汚泥吸排車使用)

8.1.2.2-(2)-①項参照

8.2.2.2-(2)-② 土のう袋への袋詰め

8.1.2.2-(2)-②項参照

8.2.2.2-(2)-③ 小運搬

8.1.2.2-(2)-③項参照

8.2.2.2-(3)-① ベルトコンベアー内蔵型削り取り機による表土の削り取り

8.1.2.2-(3)-①項参照

8.2.2.2-(3)-② 土のう袋への袋詰め

8.1.2.2-(3)-②項参照

8.2.2.2-(3)-③ 小運搬

8.1.2.2-(1)-④項参照

8.2.2.2-(4)-① 牽引式削り取り機による表土の削り取り

8.1.2.2-(4)-①項参照

8.2.2.2-(4)-② 土のう袋への袋詰め

8.1.2.2-(4)-②項参照

8.2.2.2-(4)-③ 小運搬

8.1.2.2-(1)-④項参照

8.2.2.3 (削除)

8.2.2.4-(1) 反転耕 (耕起 30cm)

8.1.2.4-(1)項参照

8.2.2.4-(2) 反転耕 (耕起 45cm)

8.1.2.4-(2)項参照

8.2.2.4-(3) 基盤整地

8.1.2.4-(3)項参照

8.2.2.5 深耕

8.1.2.5項参照

8.2.2.6 客土

2.4.4.3項参照

8.2.2.7-(1) 地力回復 (土壌改良材散布)

8.1.2.7-(1)項参照

8.2.2.7-(2) 地力回復 (ゼオライト散布)

8.1.2.7-(2)項参照

8.2.2.7-(3) 2回耕起

8.1.2.7-(3)項参照

8.2.2.8 天地返し

2.4.4.4項参照

8.2.3 柳の刈倒し～除根

8.2.3.1-(1) 刈倒し・破碎

8.1.3.1-(1)項参照

8.2.3.1-(2) 伐根・除根

8.1.3.1-(2)項参照

8.2.4 柳の引き抜き～集積

8.2.4.1 掴み装置付きバックホウによる柳の引抜き・集積

8.1.4.1項参照

8.2.5 竹類の全伐処理

8.2.5.1 竹類の全伐

8.1.5.1項参照

8.2.6 支障木の処理

8.2.6.1 支障木の伐採

1.4.1.13項参照

8.2.6.2 支障木の伐根

1.4.1.14項参照

8.2.7 石礫除去

8.2.7.1-(1) 石礫除去(人力)

8.1.7.1-(1)項参照

8.2.7.1-(2) 石礫除去(機械)

8.1.7.1-(2)項参照

8.1.7.1-(3) 土のう袋への袋詰め

8.1.2.2-(1)-③項参照

除去した実数を計上する。

8.1.7.1-(4) 小運搬

8.1.2.2-(1)-④項参照

除去した実数を計上する。

8.3 牧草地

8.3.1 草

8.3.1.1-(1) 除草

1. 適用範囲

本歩掛はフレールモア等を使用して機械除草を行い、集草～梱包した後に除草剤を散布するまでの一連の工程に適用する。

2. 施工手順

- ① 機械除草
- ② 集草
- ③ 梱包
- ④ 運搬・集積
- ⑤ 除草剤の散布

1ha 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.17	
●機械経費				
運転手（除染一般）		人	1.10	
農用トラクタ	乗用・ホイール型四輪駆動 52～59kw 級(70～80ps)	運転時間	5.30	
フレールモア(直装式)	幅 1.5m	供用日	0.50	
ロールバーラ	幅 1.0m、高さ 1.0m	供用日	0.10	
レーキ	幅 3.6m	供用日	0.10	
ブームスプレーヤ	600 リットル、幅 12.3m	供用日	0.10	
トラック		運転時間	0.30	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	39.7	
●材料費				
除草剤		L	5.0	
水		m ³	0.6	
計				

8.3.1.1-(2) 土のう袋への袋詰め

8.1.1.1-(4)項参照

8.3.1.1-(3) 現場内の小運搬

8.1.1.1-(5)項参照

※ 廃棄物発生量の考え方

発注時の廃棄物発生量は下記数量を標準として算定し、精算時は実績数量をもって算定する。

廃棄物発生量(草類)

1ha 当り

作業内容	単位	設計数量	摘要
農地及び付帯する法面の除草	袋	60.0	

8.3.1.2 緑化基盤材の吹付

1. 適用範囲

本歩掛は牧草の剥ぎ取りを行った後に原状の回復を目的として、2cmの厚さで緑化基盤材を吹付ける工程に適用する。

2. 施工手順

① 緑化基盤材の吹付け

100m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.30	
法面工(除染)		人	0.40	
普通除染作業員		人	0.70	
●機械経費				
運転手(除染一般)		人	0.36	
トラック損料	普通型 8t 積	時間	1.70	
種子吹付機損料	4.0m ³ 車載式 客土用	時間	1.70	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	27.9	
●材料費				
吹付基材	緑化基盤材・種子等	m ²	130.0	
●諸雑費				
諸雑費		%	0.4	労務費の0.4%
計				

※1 諸雑費は、小型渦巻きポンプの運転経費等であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※2 本歩掛には、施工に先立ち行う簡単な法面清掃及び補修を含む。

※3 吹付機の運転は法面工(除染)が行うものとし本歩掛を含む。吹付後の散水養生は含まない。

【吹付基材(2cm)単価表】

100m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
種子	オーチャードグラス	kg	0.30	
	アカクローバー	kg	0.03	
	シロクローバー	kg	0.02	
緑化基盤材		m ³	5.20	
緩効性肥料		kg	8.0	
養生材		kg	26.0	
浸食防止材		kg	2.0	
計				

8.3.1.3-(1) 播種 (散布)

1. 適用範囲

本歩掛は牧草の剥ぎ取り等を行った後にライムソワー等を使用して肥料及び種子を播種する工程に適用する。

2. 施工手順

① 肥料及び種子の散布

1ha 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.20	
普通除染作業員		人	0.80	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	0.20	
建設用トラクタ	普通 9t	運転 時間	1.20	
ライムソワー	けん引式 容量 800L 作業幅 3m 級	運転 時間	1.20	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	14.0	
●材料				
熔リン	20kg/袋	t	1.0	
化学肥料	草地化成オール (20kg/袋)	t	0.4	
植生用種子	オーチャードグラス	kg	40.8	
計				

8.3.1.3-(2) 播種 (鎮圧)

1. 適用範囲

本歩掛は播種を行った後にケンブリッジローラー等を使用して鎮圧する工程に適用する。

2. 施工手順

① 鎮圧

1ha 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.10	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	0.80	
ケンブリッジローラー	けん引式 作業幅 2.7m 級	供用日	2.40	
建設用トラクタ	普通 9t	供用日	1.90	
軽油	小型ローラー、パトロール給油	L	65.0	
計				

8.3.2 土壤

8.3.2.1-(1)-① バックホウによる表土の削り取り(30a 以上)

8.1.2.2-(1)-①項参照

8.3.2.1-(1)-② バックホウによる表土の削り取り(30a 未満)

8.1.2.2-(1)-②項参照

8.3.2.1-(1)-③ 土のう袋への袋詰め

8.1.2.2-(1)-③項参照

8.3.2.1-(1)-④ 小運搬

8.1.2.2-(1)-④項参照

8.3.2.2-(1) 反転耕 (耕起 30cm)

8.1.2.4-(1)項参照

8.3.2.2-(2) 反転耕 (耕起 45cm)

8.1.2.4-(2)項参照

8.3.2.2-(3) 基盤整地

8.1.2.4-(3)項参照

8.3.2.3 深耕

8.1.2.5 項参照

8.3.2.4 客土

2.4.4.3 項参照

8.3.2.5-(1) 地力回復 (土壌改良材散布)

1. 適用範囲

本歩掛はライムソワー等を使用して土壌改良資材及び肥料を散布する工程に適用する。

2. 施工手順

① 土壌改良資材及び肥料の散布

10,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.20	
普通除染作業員		人	0.77	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	0.17	
建設用トラクタ	普通 9t	運転時間	1.10	
ライムソワー	けん引式 容量 800ℓ 作業幅 3m 級	運転時間	1.10	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	13.0	
●材料費				
土壌改良材	炭酸カルシウム	t		
土壌改良材	ケイ酸カリ	t	0.8	
熔リン		t		注 1
化学肥料	草地化成オール (20kg/袋)	t	1.0	
計				

※ 1 炭酸カルシウムは、共通仕様書に記載されている内容に基づいて選定し、土壌の性質等を考慮したうえで、必要数量を計上する。

注 1 熔リンの施肥量は、深耕を行う場合 0.4t、反転耕を行う場合 0.8t、表土の削り取り後に客土を行う場合 1.0t とする。

8.3.2.5-(2) 地力回復 (ゼオライト散布)

8.1.2.7-(2) 項参照

8.3.2.5-(3) 2 回耕起

8.1.2.7-(3) 項参照

8.3.2.6 石礫破碎

1. 適用範囲

本歩掛はトラクタにストーンクラッシャー等を付け、ほ場内の石礫を破碎する工程に適用する。

2. 施工手順

① ストーンクラッシャーによる石礫の破碎

1,000m²当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.40	
●機械経費				
運転手（除染特殊）		人	0.37	
農用トラクタ	67～88kw 級（90～120Ps）	時間	2.82	
ストーンクラッシャー	非けん引 作業幅 200 cm程度 作業深 200 mm以上	時間	2.82	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	42.00	
●諸雑費				
諸雑費		%	10.00	労務費、機械経費の 10%
計				

※1 諸雑費は、ストーンクラッシャーの替刃損耗等の費用であり、労務費と機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

8.4 水路

8.4.1 水路

8.4.1.1-(1) 底質の除去等 (土砂上げ)

1. 適用範囲

本歩掛は農地水路の底質を除去(土砂上げ)する工程に適用する。本歩掛は2次製品水路、土水路のいずれにも適用できるが、仮締め切り(水替)の作業は含まない。

2. 施工手順

① 土砂上げ

10m³ 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.51	
普通除染作業員		人	6.32	
計				

8.4.1.1-(2) 底質の除去等 (土のう袋への袋詰め)

1. 適用範囲

本歩掛は農地水路の底質の除去(土砂上げ)等を行った後に、除去物を回収(大型土のう袋への袋詰め)する工程に適用する。

2. 施工手順

① 除去物の大型土のう袋への袋詰め

10 袋当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.42	
普通除染作業員		人	6.15	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
計				

8.4.1.1-(3) 小運搬

8.1.2.2-(1)-④項参照

※ 廃棄物発生量の考え方

発注時の廃棄物発生量は下記数量を標準として算定し、精算時は実績数量をもって算定する。

廃棄物発生量(土壌)

100m² 当り

作業内容	単位	設計数量	摘要
水路の土砂上げ	袋	6.0	

8.5 畦畔

8.5.1 畦畔

8.5.1.1-(1) 堆積物の除去

1.1.1.1 項参照

8.5.1.1-(2) 除草

1.4.1.2 項参照

※ 廃棄物発生量の考え方

発注時の廃棄物発生量は下記数量を標準として算定し、精算時は実績数量をもって算定する。

廃棄物発生量(草類)

100m² 当り

作業内容	単位	設計数量	摘要
畦畔の除草	袋	0.6	

8.5.1.2-(1) 表土の削り取り

1. 適用範囲

本歩掛は畦畔、法面の表土を削り取る工程に適用する。本歩掛は畦畔の形状、寸法等に関係なく適用できる。

2. 施工手順

① 畦畔・法面の表土の削り取り

100m²当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.32	
普通除染作業員		人	1.52	
●機械経費				
運転手（除染特殊）		人	0.21	
バックホウ	排対型（1次）クローラ型 山積 0.45m ³ （平積 0.35m ³ ）	運転 時間	1.27	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	14.0	
計				

8.5.1.2-(2) 土のう袋への袋詰め

1. 適用範囲

本歩掛は畦畔、法面の表土削り取りを行った後に、除去物を回収(大型土のう袋への袋詰め)する工程に適用する。

2. 施工手順

① 除去物の大型土のう袋への袋詰め

10 袋当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.06	
特殊除染作業員		人	0.21	
普通除染作業員		人	0.24	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	0.23	
バックホウ	排対型(1次)、クローラ型 山積み 0.45m ³ (平積み 0.35m ³)クレーン機能付き	時間	1.42	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	16.0	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	1.4	労務費の1.4%
計				

※1 諸雑費は、製作枠等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

8.5.1.2-(3) 小運搬

8.1.2.2-(1)-④項参照

※ 廃棄物発生量の考え方

発注時の廃棄物発生量は下記数量を標準として算定し、精算時は実績数量をもって算定する。

廃棄物発生量(土壌)

100m²当り

作業内容	単位	設計数量	摘要
畦畔・法面の表土削り取り	袋	7.8	

8.5.1.3 畦畔復旧

1. 適用範囲

本歩掛は畦畔を築立して復旧する工程に適用する。畦畔築立材の運搬を含む。本歩掛は畦畔の形状、寸法等に関係なく適用できる。

2. 施工手順

- ① 畦畔築立材の運搬
- ② 畦畔築立
- ③ 法面仕上げ

100m 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
普通除染作業員		人	2.00	
●機械経費				
運転手（除染特殊）		人	1.20	
バックホウ	排対型（1次）クローラ型 山積 0.8m ³ （平積 0.6m ³ ）	供用日	1.90	
不整地運搬車	排対型（1次）クローラ型 積載質量 8～11t	供用日	0.06	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	134.7	
●材料費				
客土	埋戻し用	m ³		※1
計				

※1 客土を使用する場合は、必要数量を別途計上する。

9 草地、芝地

9.1 灌木（密）

9.1.1 灌木（密）

9.1.1.1 刈払

1. 適用範囲

本歩掛は繁茂本数が、概ね 100m²当たり 50 本以上の灌木を刈払し、枝払い～枝の裁断～幹の玉切～現場内の運搬～集積～葉及び裁断した枝・玉切した幹の回収（大型土のう袋への袋詰め）までの一連の工程に適用する。回収した枝及び幹を破砕処理する場合は、17.1.1.1「草木等の破砕」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 灌木の刈払
- ② 枝払い、枝の裁断
- ③ 幹の玉切
- ④ 除去物の運搬・集積
- ⑤ 除去物の大型土のう袋への袋詰め

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	3.60	
特殊除染作業員		人	5.30	
普通除染作業員		人	16.70	
●機械経費				
草刈機	チェーン鋸長 600mm (80cc)	供用日	13.30	
ガソリン	スタンド給油	L	16.8	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	0.5	労務費、機械経費の 0.5%
計				

※1 諸雑費は、切刃損耗等の費用であり、労務費と機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

9.2 灌木（粗）

9.2.1 灌木（粗）

9.2.1.1 刈払

1. 適用範囲

本歩掛は繁茂本数が、概ね 100m² 当たり 50 本未満の灌木を伐採し、枝払い～枝の裁断～幹の玉切～現場内の運搬～葉及び裁断した枝・玉切した幹の回収(大型土のう袋への袋詰め)までの一連の工程に適用する。回収した枝及び幹を破砕処理する場合は、17.1.1.1「草木等の破砕」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 灌木の刈払
- ② 枝払い、枝の裁断
- ③ 幹の玉切
- ④ 除去物の運搬・集積
- ⑤ 除去物の大型土のう袋への袋詰め

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	3.10	
特殊除染作業員		人	1.10	
普通除染作業員		人	7.00	
●機械経費				
草刈機	肩掛け式 カッター径 255mm、 1.3kW 級	供用日	2.00	
ガソリン	スタンド給油	L	5.7	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	0.5	労務費、機械経費 の 0.5%
計				

※1 諸雑費は、切刃損耗等の費用であり、労務費と機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

9.3 竹類の間伐

9.3.1 竹類の間伐

9.3.1.1 竹類の間伐処理

1. 適用範囲

本歩掛は竹類の間伐処理を行う工程に適用する。伐採する竹の選定～伐採～枝払い～枝の裁断～幹の玉切～現場内の運搬～葉及び裁断した枝・玉切した幹の回収(大型土のう袋への袋詰め)までの一連の作業を含む。本歩掛は竹類の幹径、間引き率等に関係なく適用できる。回収した枝及び幹を破砕処理する場合は、17.1.1.1「草木等の破砕」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 伐採する竹の選定
- ② チェンソーによる伐採
- ③ 枝払い・枝の裁断
- ④ 玉切り
- ⑤ 人力による除去物(竹)の運搬・集積
- ⑥ 除去物の大型土のう袋への袋詰め

100m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.42	
特殊除染作業員		人	0.84	
普通除染作業員		人	2.10	
●諸雑費				
諸雑費		%	1.0	労務費の1.0%
計				

※1 諸雑費はチェンソー等の損料及び燃料費であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

10 果樹園

10.1 果樹園

10.1.1 堆積物

10.1.1.1 堆積物の除去

1. 適用範囲

本歩掛は熊手等を用いて果樹園に堆積した落葉等を除去し、運搬～集積～除去物の回収(大型土のう袋への袋詰め)までの一連の工程に適用する。

2. 施工手順

- ① 堆積物の除去
- ② 除去物の運搬・集積
- ③ 除去物の大型土のう袋への袋詰め

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.50	
普通除染作業員		人	3.20	
●機械経費				
運転手 (除染一般)		人	0.16	
ダンプトラック (普通・ディーゼル)	積載質量 2t 積	供用日	0.20	
タイヤ消耗費及び補修費	ダンプトラック、2t	供用日	0.20	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	4.2	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	1.0	労務費の 1%
計				

※1 諸雑費は、熊手等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

10.1.2 草

10.1.2.1 除草

1. 適用範囲

本歩掛は草刈機等を用いて雑草等の刈払いを行い、運搬～集積～除去物の回収(大型土のう袋への袋詰め)までの一連の工程に適用する。

2. 施工手順

- ① 草刈機等を用いた刈払い
- ② 除去物の運搬・集積
- ③ 除去物の大型土のう袋への袋詰め

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	1.70	
特殊除染作業員		人	3.80	
普通除染作業員		人	7.60	
●機械経費				
草刈機	肩掛式 カッター径 255mm	供用日	7.10	
ガソリン	スタンド給油	L	17.2	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	0.5	労務費、機械経費の0.5%
計				

※1 諸雑費は、切刃損耗等の費用であり、労務費と機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

10.1.3 果樹

10.1.3.1 粗皮の剥ぎ取り

1. 適用範囲

本歩掛は専用の削り取り機等を用いて成木の樹皮(粗皮)の剥ぎ取り、運搬～集積～樹皮(粗皮)の回収(大型土のう袋への袋詰め)までの一連の工程に適用する。剥いだ粗皮は10.1.1.1「堆積物の除去」で発生する除去物とまとめて回収する。

2. 施工手順

- ① 果樹粗皮の剥ぎ取り
- ② 現場内の運搬・集積
- ③ 樹皮(粗皮)の大型土のう袋への袋詰め

13本当たり

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.60	
樹木除染工		人	4.00	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	2.0	労務費の2.0%
計				

※1 諸雑費は、可搬式作業台、専用削り器具等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

10.1.3.2 樹皮の高圧水洗浄

1. 適用範囲

本歩掛は高圧洗浄機を用いて若木の樹皮を高圧水で洗浄し、洗浄水を回収するまでの一連の工程に適用する。回収水の水処理施設までの運搬に係る費用については、16.1.1.7「汚泥吸排車による泥水等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 樹皮の高圧水洗浄
- ② 排水回収

13本当たり

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.20	
樹木除染工		人	0.60	
●機械経費				
運転手（除染一般）		人	0.40	
高圧洗浄機	モーター駆動、出力 3.7kw	供用日	0.80	
発動発電機	定格容量 17/20kVA 排対型(1次)	供用日	0.70	
散水車	タンク容量 3800L	供用日	0.60	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	18.1	
●材料費				
水		m ³	0.7	
●諸雑費				
諸雑費		%	3.0	労務費の3%
計				

※1 諸雑費は、排水回収のための仮設等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

10.1.3.3 果樹の剪定

1. 適用範囲

本歩掛は果樹の剪定を行い、枝の裁断～運搬～集積～葉及び裁断した枝の回収(大型土のう袋への袋詰め)までの一連の工程に適用する。回収した枝を破砕処理する場合は、17.1.1.1「草木等の破砕」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 果樹の剪定
- ② 枝の裁断
- ③ 現場内の運搬・集積
- ④ 除去物(葉・枝)の大型土のう袋への袋詰め

13本当たり

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.90	
樹木除染工		人	2.00	
普通除染作業員		人	4.00	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	8.0	労務費の8%
計				

※1 諸雑費は、可搬式作業台、剪定鋏、熊手、鋤簾等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

10.1.3.4 支障木の伐採

1.4.1.13 項参照

10.1.3.5 支障木の伐根

1.4.1.14 項参照

10.1.4 土壌

10.1.4.1 表土の削り取り

1. 適用範囲

本歩掛はバックホウ等を使用して均一の厚さ(5cm程度)で表土の削り、集積して回収(大型土のう袋への袋詰め)するまでの一連の工程に適用する。

2. 施工手順

- ① バックホウ等を使用した表土の削り取り(5cm程度)
- ② 除去物の集積
- ③ 除去物の大型土のう袋への袋詰め

1,300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	4.50	
普通除染作業員		人	20.00	
●機械経費				
運転手(除染特殊)		人	10.00	
バックホウ	標準バケット容量 山積み0.11m ³ 超小旋回	供用日	17.80	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	210.0	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	0.5	労務費、機械経費 の0.5%
計				

※1 諸雑費は、スコープ等の費用であり、労務費と機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

10.1.4.2 客土

2.4.4.3 項参照

11 森林

11.1 常緑針葉樹

11.1.1 堆積有機物

11.1.1.1-① 堆積有機物の除去（スギ）

1. 適用範囲

本歩掛は落葉等堆積有機物(スギ)を除去し、運搬～集積～除去物の回収(大型土のう袋への袋詰め)までの一連の工程に適用する。

2. 施工手順

- ① 下草・灌木・落葉・腐葉等(スギ)の除去
- ② 運搬・集積
- ③ 除去物の大型土のう袋への袋詰め

10,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	16.3	
普通除染作業員		人	86.1	堆積有機物の除去
普通除染作業員		人	22.8	大型土のう袋詰
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	30.0	労務費の30.0%
計				

※1 諸雑費は運搬等に要する費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

11.1.1.1-(2) 堆積有機物の除去（ヒノキ）

1. 適用範囲

本歩掛は落葉等堆積有機物(ヒノキ)を除去し、運搬～集積～除去物の回収(大型土のう袋への袋詰め)までの一連の工程に適用する。

2. 施工手順

- ① 下草・灌木・落葉・腐葉等(ヒノキ)の除去
- ② 運搬・集積
- ③ 除去物の大型土のう袋への袋詰め

10,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	10.9	
普通除染作業員		人	57.4	堆積有機物の除去
普通除染作業員		人	15.2	大型土のう袋詰
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	45.0	労務費の45.0%
計				

※1 諸雑費は運搬等に要する費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

11.1.1.1-(3) 堆積有機物の除去（アカマツ等）

1. 適用範囲

本歩掛は落葉等堆積有機物(アカマツ等)を除去し、運搬～集積～除去物の回収(大型土のう袋への袋詰め)までの一連の工程に適用する。

2. 施工手順

- ① 下草・灌木・落葉・腐葉等(アカマツ等)の除去
- ② 運搬・集積
- ③ 除去物の大型土のう袋への袋詰め

10,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	15.8	
普通除染作業員		人	83.2	堆積有機物の除去
普通除染作業員		人	22.0	大型土のう袋詰
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	30.0	労務費の30.0%
計				

※1 諸雑費は運搬等に要する費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

11.1.1.1-(4) 堆積有機物の除去（非管理地）

1. 適用範囲

本歩掛は非管理地において落葉等堆積有機物を除去し、運搬～集積～除去物の回収(大型土のう袋への袋詰め)までの一連の工程に適用する。本歩掛は樹木の種類に関係なく、平均堆積層厚が 10cm を超える森林に適用する。

2. 施工手順

- ① 下草・灌木・落葉・腐葉等の除去
- ② 運搬・集積
- ③ 除去物の大型土のう袋への袋詰め

10,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	23.4	
普通除染作業員		人	133.3	堆積有機物の除去
普通除染作業員		人	22.8	大型土のう袋詰
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	20.0	労務費の 20.0%
計				

※1 諸雑費は運搬等に要する費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

11.1.1.1-(5) 伐り捨て材の整理

1. 適用範囲

本歩掛は森林に残置された腐朽していない、伐り捨て材の整理、集積する工程に適用する。伐り捨て材は林縁部に集積する。伐り捨て材を破砕処理する場合は、17.1.1.1「草木等の破砕」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 伐り捨て材の整理
- ② 伐り捨て材の運搬・集積

10,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	1.5	
普通除染作業員		人	10.0	
計				

11.1.2 土壌

11.1.2.1 再拡散防止（土のう積み）

1. 適用範囲

本歩掛は放射性物質の再拡散防止を目的として、林縁部に土のうを積む工程に適用する。小運搬を必要とする場合は、16.1.1「除去土壌等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

① 再拡散防止のための土のう積み

200袋(50箇所)当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.90	
普通除染作業員		人	6.00	
●材料費				
土のう袋	48×62cm 麻袋	枚	200.0	
山砂		m ³	4.0	
●諸雑費				
諸雑費		%	0.5	労務費の0.5%
計				

※1 諸雑費は、スコップ等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

11.1.2.2 再拡散防止（板柵）

1. 適用範囲

本歩掛は放射性物質の再拡散防止を目的として、林縁部に板柵を設置する工程に適用する。

2. 施工手順

① 再拡散防止のための板柵設置

10m²当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.07	
普通除染作業員		人	0.91	
●諸雑費				
諸雑費		%	18.0	労務費の18%
計				

※1 諸雑費は、材料等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※2 本歩掛は、大ヌキ及び止杭等を使用した簡易な構造を標準としている。

11.1.3 樹木

11.1.3.1-(1) 枝打ち、切り枝回収（スギ）

1. 適用範囲

本歩掛は常緑針葉樹(スギ)の枝打ちを行った後、枝を粗朶に結束して運搬し、林縁部に集積する工程に適用する。回収した枝を破砕処理する場合は、17.1.1.1「草木等の破砕」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 枝打ち
- ② 枝の回収（粗朶に結束）
- ③ 運搬・集積

10,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	16.1	
普通除染作業員		人	77.5	枝打ち
普通除染作業員		人	29.7	粗朶に結束
計				

11.1.3.1-(2) 枝打ち、切り枝回収（ヒノキ）

1. 適用範囲

本歩掛は常緑針葉樹(ヒノキ)の枝打ちを行った後、枝を粗朶に結束して運搬し、林縁部に集積する工程に適用する。回収した枝を破砕処理する場合は、17.1.1.1「草木等の破砕」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 枝打ち
- ② 枝の回収（粗朶に結束）
- ③ 運搬・集積

10,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	19.4	
普通除染作業員		人	99.3	枝打ち
普通除染作業員		人	29.7	粗朶に結束
計				

11.1.3.1-(3) 枝打ち、切り枝回収（アカマツ等）

1. 適用範囲

本歩掛は常緑針葉樹(アカマツ等)の枝打ちを行った後、枝を粗朶に結束して運搬し、林縁部に集積する工程に適用する。回収した枝を破砕処理する場合は、17.1.1.1「草木等の破砕」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 枝打ち
- ② 枝の回収（粗朶に結束）
- ③ 運搬・集積

10,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	16.9	
普通除染作業員		人	99.3	枝打ち
普通除染作業員		人	13.2	粗朶に結束
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
計				

11.1.4 下刈り

11.1.4.1 下草・灌木刈払い

1. 適用範囲

本歩掛は下草、灌木を刈り払う工程に適用する。

2. 施工手順

① 下草・灌木刈払い

10,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	注1	下草・灌木刈払い
普通除染作業員		人	注1	
計				

※1 本工程により発生する大型土のう袋へ袋詰めできない灌木については、切り枝・落ち枝等と合わせて粗朶に結束し、林縁部に運搬・集積する。

注1 下草・灌木刈払いの人工数は下記の【歩掛表】により計上する。

【歩掛表】

刈払い対象木区分		機械		
		傾斜角		
		0° ~ 20°	21° ~ 30°	31° 以上
少ない	除伐対象木の量が少ない箇所 (林内の見通しが利き、歩行にも支障が少ない箇所など) 17,000 本/ha 未満	作業指揮者 1.1 人 普通除染作業員 7.1 人	作業指揮者 1.2 人 普通除染作業員 7.7 人	作業指揮者 1.3 人 普通除染作業員 8.6 人
中程	少・多以外の箇所 17,000~28,000 本/ha 未満	作業指揮者 1.5 人 普通除染作業員 10.0 人	作業指揮者 1.6 人 普通除染作業員 10.4 人	作業指揮者 1.6 人 普通除染作業員 10.9 人
多い	除伐対象木の量が著しく多い箇所 (下層植生が多く、林内に入ると周囲の見通しが利かず、歩行も困難な箇所など) 28,000 本/ha 以上	作業指揮者 1.9 人 普通除染作業員 12.9 人	作業指揮者 2.1 人 普通除染作業員 13.7 人	作業指揮者 2.2 人 普通除染作業員 14.5 人

11.1.5 堆積有機物残渣の除去

11.1.5.1 堆積有機物残渣の除去

1. 適用範囲

本歩掛は落葉等堆積有機物を除去した後に、再度堆積有機物の残渣を除去する工程に適用する。除去物は11.1.1.1の堆積有機物とまとめて処理する。

2. 施工手順

- ① 堆積有機物残渣の除去
- ② 除去物の大型土のう袋への袋詰め

10,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	3.6	
普通除染作業員		人	24.0	堆積有機物の除去
計				

11.2 落葉広葉樹等

11.2.1 堆積有機物

11.2.1.1 堆積有機物の除去 (ナラ等)

1. 適用範囲

本歩掛は落葉等堆積有機物(ナラ等)を除去し、運搬～集積～除去物の回収(大型土のう袋への袋詰め)までの一連の工程に適用する。

2. 施工手順

- ① 下草・灌木・落葉・腐葉等(ナラ等)の除去
- ② 運搬・集積
- ③ 除去物の大型土のう袋への袋詰め

10,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	16.7	
普通除染作業員		人	88.1	堆積有機物の除去
普通除染作業員		人	23.3	大型土のう袋詰
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	30.0	労務費の 30.0%
計				

※1 諸雑費は運搬等に要する費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

11.2.1.2 堆積有機物の除去 (非管理地)

11.1.1.1-(4)項参照

11.2.2 土壌

11.2.2.1 再拡散防止 (土のう積み)

11.1.2.1 項参照

11.2.2.2 再拡散防止 (板柵)

11.1.2.2 項参照

11.2.3 樹木

11.2.3.1 粗朶結束

1. 適用範囲

本歩掛は落葉広葉樹(ナラ等)の落ち枝等を回収し粗朶に結束して運搬し、林縁部に集積する工程に適用する。回収した枝を破砕処理する場合は、17.1.1.1「草木等の破砕」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 落ち枝等の粗朶結束
- ② 運搬・集積

10,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	4.5	
普通除染作業員		人	29.7	粗朶結束
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
計				

11.2.4 下刈り

11.2.4.1 下草・灌木刈払い

11.1.4.1 項参照

11.2.5 堆積有機物残渣の除去

11.2.5.1 堆積有機物残渣の除去

11.1.5.1 項参照

11.3 雑木林

11.3.1 堆積有機物

11.3.1.1 堆積有機物の除去

11.2.1.1 項参照

11.3.1.2 堆積有機物の除去(非管理地)

11.1.1.1- (4) 項参照

11.3.2 土壌

11.3.2.1 再拡散防止（土のう積み）

11.1.2.1 項参照

11.3.2.2 再拡散防止（板柵）

11.1.2.2 項参照

11.3.3 樹木

11.3.3.1 粗朶結束

11.2.3.1 項参照

11.3.4 下刈り

11.3.4.1 下草・灌木刈払い

11.1.4.1 項参照

11.3.5 堆積有機物残渣の除去

11.3.5.1 堆積有機物残渣の除去

11.1.5.1 項参照

12 (削除)

13 仮置場等

13.1 仮置場等造成工(地上型)

13.1.1 仮置場等造成

13.1.1.1 保管場所地下水調査

1. 適用範囲

本歩掛は仮置場に地下水の監視孔を設置する工程に適用する。各々の数量は削孔深度、土質条件に応じた下記の【歩掛表】に示す数量とする。本歩掛には足場仮設～削孔～管加工～管挿入までの一連の作業を含む。

2. 施工手順

① 地下水監視孔設置

【例】1箇所(削孔深度 10m、砂・砂質土)当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	注 1	削孔
特殊除染作業員		人	注 1	削孔
普通除染作業員		人	注 1	削孔
作業指揮者		人	0.03	保孔管加工・挿入
特殊除染作業員		人	0.11	保孔管加工・挿入
普通除染作業員		人	0.10	保孔管加工・挿入
作業指揮者		人	0.36	足場仮設
特殊除染作業員		人	1.20	足場仮設
普通除染作業員		人	1.20	足場仮設
●機械経費				
ボーリングマシン	油圧式 3.7kW 級	日	注 1	削孔
ボーリングポンプ (グラウトポンプ)	2.4kw	日	注 1	削孔
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	注 1	
●材料費				
メタルクラウン		個	注 1	削孔
コアチューブ	シングル L=1.5m	本	注 1	削孔
ボーリングロッド	40.5mm L=3m	本	注 1	削孔
ケーシングパイプ	L=1.5m 83mm	本	注 1	削孔
雑品		%	5.0	削孔材料費の 5%
保孔管	VP40 (JIS K 6741)	本	3.8	保孔管加工・挿入
据付台	4m×3.6cm×20cm(杉板)	m ³	0.2	足場仮設
雑品		%	5.0	足場仮設材料費の 5%
計				

注1 労務費、機械経費、消耗品費に係る数量は下記の【歩掛表】により計上する。

【歩掛表】

10m 当たり

名称		区分	土質		
			粘土・シルト	砂・砂質土	礫混り土砂
労務費	作業指揮者		0.42 人	0.48 人	0.75 人
	特殊除染作業員		1.40 人	1.60 人	2.50 人
	普通除染作業員		1.40 人	1.60 人	2.50 人
機械経費	ボーリングマシン		1.4 日	1.6 日	2.5 日
	グラウトポンプ		1.4 日	1.6 日	2.5 日
	軽油		10.0L	11.4L	17.7L
消耗品費	メタルクラウン		0.1 個	0.3 個	6.8 個
	コアチューブ		0.1 本	0.2 本	0.7 本
	ボーリングロッド		0.1 本	0.1 本	0.4 本
	ケーシングパイプ		0.1 本	0.1 本	0.1 本
1日当たり標準能率(参考)			7.0m	6.2m	4.0m

※1 土質柱状図により複数の土質が確認される場合は、代表土質をもって数量を確定する。

13.1.1.2 除草

1.4.1.2 項参照

13.1.1.3 灌木（密）の刈払

9.1.1.1 項参照

13.1.1.4 灌木（粗）の刈払

9.2.1.1 項参照

13.1.1.5-(1) 伐木除根（伐木作業）

1. 適用範囲

本歩掛は仮置場の造成に際し、胸高径 6cm 以上、樹量が 0～40 本・m/10a の樹木を伐木する工程に適用する。地山の傾斜は 0～30 度の範囲とする。なお、樹量の単位(本・m/10a)は、樹径(m)×本/10a とする。

2. 施工手順

① 樹木の伐木

1.0ha 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	4.41	
特殊除染作業員		人	14.71	
●諸雑費				
諸雑費		%	6.0	労務費の 6.0%
計				

※1 諸雑費は、使用機械の費用(損料、燃料費、切刃損耗等)であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※2 適用条件が異なる場合は別途考慮する。

13.1.1.5-(2) 伐木除根 (除根作業)

1. 適用範囲

本歩掛は仮置場の造成に際し、胸高径 6cm を超え、樹木密度が 500 本/ha 程度までの樹木を、15t レーキドーザを使用して除根する工程に適用する。地山の勾配 8 度未満、立木率 50%以下、稚樹等密度 2,000 本/ha 以下を条件とし、土質条件に関係無く適用する。

2. 施工手順

① 樹木の除根

1.0ha 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.18	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	1.21	
レーキドーザ	普通、15t、	運転 時間	7.10	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	134.9	
計				

※1 適用条件が異なる場合は別途考慮する。

13.1.1.5-(3) 伐木除根 (集積作業)

1. 適用範囲

本歩掛は仮置場の造成に際し、樹木密度が 750 本/ha 程度までの樹木を、15t レーキドーザを使用して除根する工程に適用する。排根距離 30m、地山の勾配 8 度未満、稚樹等密度 2,000 本/ha 以下、樹量 45,000 本 cm/ha を条件とし、土質条件に関係無く適用する。なお、樹量(本 cm/ha)は、樹木密度(本/ha)×平均樹径(cm)とする。

2. 施工手順

① 伐木の集積

1.0ha 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.05	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	0.31	
レーキドーザ	普通、15t、	運転 時間	1.80	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	34.2	
計				

※1 適用条件が異なる場合は別途考慮する。

13.1.1.6 (削除)

13.1.1.7 (削除)

13.1.1.8 砂利、碎石の被覆

2.4.3.3 項参照

13.1.1.9-(1)-① 下部シート (下層保護マット+遮水シート+上層保護マット) 設置

1. 適用範囲

本歩掛は、除去土壌等を防水性又は遮水性のない容器に充填する場合の仮置場の標準仕様に従って下部シート(下層保護マット+遮水シート+上層保護マット)を敷設する工程に適用する。敷設数量は現地の形状を考慮して計上する。遮水シート同士のダブルシーム溶着後の加圧検査を含む。

2. 施工手順

- ① 下層保護マット設置
- ② 遮水シート設置
- ③ 上層保護マット設置
- ④ 加圧検査

130m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.54	
特殊除染作業員		人	1.00	
普通除染作業員		人	2.60	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	0.25	
トラック(クレーン装置付)	積載質量 4t 積、2.9t 吊り	供用日	0.30	
発動発電機	定格容量 17/20kVA 排対型(1次)	供用日	0.25	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	13.3	
●材料費				
下部シート(遮水シート)		m ²	144.3	
保護マット材 (不織布)	t = 10mm	m ²	288.6	
●諸雑費				
諸雑費		%	3.5	労務費、機械経費の3.5%
計				

※1 諸雑費は溶着機及び検査機器等の損料であり、労務費、機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

13.1.1.9-(1)-② 下部シート(保護マット)設置

1. 適用範囲

本歩掛は、除去土壌等を防水性又は遮水性を有する容器に充填する場合の仮置場の標準仕様に従って下部シート(保護マット)を敷設する工程に適用する。敷設数量は現地の形状を考慮して計上する。

2. 施工手順

① 保護マット設置

130m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.12	
普通除染作業員		人	0.78	
●材料費				
保護マット材(不織布)	t = 10mm	m ²	144.3	
計				

13.1.1.9-(2) 保護層(集水補助層)設置

1. 適用範囲

本歩掛は、除去土壌等を防水性又は遮水性のない容器に充填する場合の仮置場の標準仕様に従って保護層(集水補助層)を設置する工程に適用する。0.5%以上の排水勾配を設けて設置する。

2. 施工手順

① 保護層(集水補助層)設置

130m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.20	
普通除染作業員		人	0.80	
●機械経費				
運転手(除染特殊)		人	0.40	
バックホウ	クローラ型、排対型(2次)、標準バケット容量 山積み 0.28m ³ (平積み 0.2m ³)	供用日	0.70	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	18.0	
●材料費				
山砂	平均厚 t = 10cm	m ³	15.6	
計				

※2 保護層の厚さが異なる場合は、材料費に設計厚さに見合う数量を計上する。

13.1.1.9-(3)-① 上部シート(遮水シート)設置

1. 適用範囲

本歩掛は、除去土壌等を防水性又は遮水性のない容器に充填する場合の仮置場の標準仕様に従って上部シート(遮水シート)を設置する工程にあつて、一山の設置面積が小規模(500m²未満)の仮置場等に適用する。敷設数量は現地の形状を考慮して計上する。遮水シート同士のダブルシーム溶着後の加圧検査を含む。

2. 施工手順

- ① 遮水シート設置 (小規模)
- ② 加圧検査

130m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.35	
特殊除染作業員		人	1.00	
普通除染作業員		人	1.30	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	0.25	
トラック(クレーン装置付)	積載質量 4t 積、2.9t 吊り	供用日	0.30	
発動発電機	定格容量 17/20kvA 排対型(1次)	供用日	0.25	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	13.3	
●材料費				
遮水シート	中弾性 t = 1.5mm 黒色	m ²	144.3	
着色割増し額		m ²	144.3	
●諸雑費				
諸雑費		%	5.0	労務費、機械経費の5.0%
計				

※1 諸雑費は、溶着機及び検査機器等の損料であり、労務費、機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※2 遮水シートに着色(緑色)を施す場合は、着色割増し額を加算する。

13.1.1.9-(3)-② 上部シート(遮水シート)設置

1. 適用範囲

本歩掛は、除去土壌等を防水性又は遮水性のない容器に充填する場合の仮置場の標準仕様に従って上部シート(遮水シート)を設置する工程にあつて、一山の設置面積が大規模(500m²以上)の仮置場等に適用する。敷設数量は現地の形状を考慮して計上する。遮水シート同士のダブルシーム溶着後の加圧検査を含む。

2. 施工手順

- ① 遮水シート設置 (大規模)
- ② 加圧検査

1300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.70	
特殊除染作業員		人	1.10	
普通除染作業員		人	3.50	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	0.20	
ラフタークレーン	25t OP 付	日	1.73	
トラック(クレーン装置付)	積載質量 4t 積、2.9t 吊	日	1.73	
発動発電機	定格容量 17/20kVA 排対型(1次)	日	1.73	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	127.2	
●材料費				
遮水シート	中弾性 t = 1.5mm 黒色	m ²	1443.0	
着色割増し額	緑色	m ²	1443.0	
●諸雑費				
諸雑費		%	15.0	労務費、機械経費の 15.0%
計				

※1 諸雑費は、溶着機及び検査機器等の損料であり、労務費、機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※2 遮水シートに着色(緑色)を施す場合は、着色割増し額を加算する。

13.1.1.9-(3)-③ 上部シート(通気性防水シート)設置

1. 適用範囲

本歩掛は、除去土壌等を防水性又は遮水性のない容器に充填する場合の仮置場の標準仕様に従って上部シート(通気性防水シート)を設置する工程にあつて、一山の設置面積が小規模(500m²未満)の仮置場等に適用する。敷設数量は現地の形状を考慮して計上する。

2. 施工手順

① 通気性防水シート設置 (小規模)

130m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.35	
特殊除染作業員		人	1.00	
普通除染作業員		人	1.30	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	0.25	
トラック(クレーン装置付)	積載質量 4t 積、2.9t 吊り	供用日	0.30	
発動発電機	定格容量 17/20kVA 排対型(1次)	供用日	0.25	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	13.3	
●材料費				
通気性防水シート	黒色	m ²	144.3	
着色割増し額	緑色	m ²	144.3	
●諸雑費				
諸雑費		%	3.5	労務費、機械経費の3.5%
計				

※1 諸雑費は、溶着機等の損料であり、労務費、機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※2 通気性防水シートに着色(緑色)を施す場合は、着色割増し額を加算する。

13.1.1.9-(3)-④ 上部シート(通気性防水シート)設置

1. 適用範囲

本歩掛は、除去土壌等を防水性又は遮水性のない容器に充填する場合の仮置場の標準仕様に従って上部シート(通気性防水シート)を設置する工程にあつて、一山の設置面積が大規模(500m²以上)の仮置場等に適用する。敷設数量は現地の形状を考慮して計上する。

2. 施工手順

① 通気性防水シート設置 (大規模)

1300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.70	
特殊除染作業員		人	1.10	
普通除染作業員		人	3.50	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	0.20	
ラフタークレーン	25t OP 付	日	1.73	
トラック(クレーン装置付)	積載質量 4t 積、2.9t 吊	日	1.73	
発動発電機	定格容量 17/20kVA 排対型(1次)	日	1.73	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	127.2	
●材料費				
通気性防水シート	黒色	m ²	1443.0	
着色割増し額	緑色	m ²	1443.0	
●諸雑費				
諸雑費		%	10.0	労務費、機械経費の10.0%
計				

※1 諸雑費は、溶着機の損料であり、労務費、機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※2 通気性防水シートに着色(緑色)を施す場合は、着色割増し額を加算する。

13.1.1.9-(3)-⑤ 上部シート(遮光シート)設置

1. 適用範囲

本歩掛は、除去土壌等を防水性又は遮水性を有する容器に充填する場合の仮置場の標準仕様に従って上部シート(遮光シート)を設置する工程にあつて、一山の設置面積が小規模(500m²未満)の仮置場等に適用する。敷設数量は現地の形状を考慮して計上する。

2. 施工手順

① 遮光シート設置 (小規模)

130m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.35	
特殊除染作業員		人	1.00	
普通除染作業員		人	1.30	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	0.25	
トラック(クレーン装置付)	積載質量 4t 積、2.9t 吊り	供用日	0.30	
発動発電機	定格容量 17/20kVA 排対型(1次)	供用日	0.25	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	13.3	
●材料費				
遮光シート	緑色	m ²	144.3	
●諸雑費				
諸雑費		%	3.5	労務費、機械経費の3.5%
計				

※1 諸雑費は、溶着機等の損料であり、労務費、機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

13.1.1.9-(3)-⑥ 上部シート(遮光シート)設置

1. 適用範囲

本歩掛は、除去土壌等を防水性又は遮水性を有する容器に充填する場合の仮置場の標準仕様に従って上部シート(遮光シート)を設置する工程にあつて、一山の設置面積が大規模(500m²以上)の仮置場等に適用する。敷設数量は現地の形状を考慮して計上する。

2. 施工手順

① 遮光シート設置 (大規模)

1300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.70	
特殊除染作業員		人	1.10	
普通除染作業員		人	3.50	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	0.20	
ラフタークレーン	25t OP 付	日	1.73	
トラック(クレーン装置付)	積載質量 4t 積、2.9t 吊	日	1.73	
発動発電機	定格容量 17/20kVA 排対型(1次)	日	1.73	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	127.2	
●材料費				
遮光シート	緑色	m ²	1443.0	
●諸雑費				
諸雑費		%	10.0	労務費、機械経費の合計額 10.0%
計				

※1 諸雑費は、溶着機の損料であり、労務費、機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

13.1.1.9-(3)-⑦ 上部シート(複合シート)設置

1. 適用範囲

本歩掛は、除去土壌等を防水性又は遮水性のない容器に充填する場合の仮置場の標準仕様に従って上部シート(複合シート)を設置する工程にあつて、一山の設置面積が小規模(500m²未満)の仮置場等に適用する。敷設数量は現地の形状を考慮して計上する。遮水シート同士のダブルシーム溶着後の加圧検査を含む。

2. 施工手順

- ① 複合シート設置 (小規模)
- ② 加圧検査

130m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.35	
特殊除染作業員		人	1.00	
普通除染作業員		人	1.30	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	0.25	
トラック(クレーン装置付)	積載質量 4t 積、2.9t 吊り	供用日	0.30	
発動発電機	定格容量 17/20kVA 排対型(1次)	供用日	0.25	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	13.3	
●材料費				
複合シート	黒色	m ²	144.3	
着色割増し額	緑色	m ²	144.3	
●諸雑費				
諸雑費		%	3.5	労務費、機械経費の3.5%
計				

※1 諸雑費は、溶着機及び検査機器等の損料であり、労務費、機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※2 複合シートに着色(緑色)を施す場合は、着色割増し額を加算する。

※3 複合シートとは、現場溶着箇所を遮水シートに限定するために、工場において製作する大判に加工したシートであり、通気性防水シート2枚を並列に溶着したシートの両端に、遮水シートを溶着したシートを標準形とする。

13.1.1.9-(3)-⑧ 上部シート(複合シート)設置

1. 適用範囲

本歩掛は、除去土壌等を防水性又は遮水性のない容器に充填する場合の仮置場の標準仕様に従って上部シート(複合シート)を設置する工程にあつて、一山の設置面積が大規模(500m²以上)の仮置場等に適用する。敷設数量は現地の形状を考慮して計上する。遮水シート同士のダブルシーム溶着後の加圧検査を含む。

2. 施工手順

- ① 複合シート設置 (大規模)
- ② 加圧検査

1300m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.75	
特殊除染作業員		人	1.00	
普通除染作業員		人	4.00	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	0.10	
ラフタークレーン	25t OP 付	日	0.20	
トラック(クレーン装置付)	積載質量 4t 積、2.9t 吊	日	0.40	
発動発電機	定格容量 17/20kVA 排対型(1次)	日	0.80	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	41.0	
●材料費				
複合シート	黒色	m ²	1443.0	
着色割増し額	緑色	m ²	1443.0	
●諸雑費				
諸雑費		%	15.0	労務費、機械経費の合計額 15.0%
計				

※1 諸雑費は、溶着機及び検査機器等の損料であり、労務費、機械経費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※2 複合シートに着色(緑色)を施す場合は、着色割増し額を加算する。

※3 複合シートとは、現場溶着箇所を遮水シートに限定するために、工場において製作する大判に加工したシートであり、通気性防水シート 2 枚を並列に溶着したシートの両端に、遮水シートを溶着したシートを標準形とする。

13.1.1.10 浸出水集排水溝、集排水管設置

1. 適用範囲

本歩掛は、除去土壌等を防水性又は遮水性のない容器に充填する場合の仮置場の標準仕様に従って浸出水集排水溝、集排水管を設置する工程に適用する。継手材の数量は、仮置場の大きさ・形状により異なるため、仮置場に応じた数量を100m当たりに割り戻して計上する。

2. 施工手順

① 浸出水集排水溝、集排水管設置

100m 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.40	
普通除染作業員		人	2.60	
●機械経費				
運転手（除染特殊）		人	0.46	
バックホウ	クローラ型、排対型(1次)、標準バケット容量 山積み 0.45m ³ (平積み 0.35m ³)	時間	2.90	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	31.9	
●材料費				
硬質ポリ塩化ビニル一般管 (VP)	呼び径 75mm 89×5.5×4m	本	2.0	
硬質塩化ビニル有孔管 VU 有孔管	呼び径 75mm 89×2.7mm×4m	本	25.0	
水道用硬質ポリ塩ビ管 TS 継手チーズ	呼び径 75mm	個		
水道用硬質ポリ塩ビ管 TS 継手キャップ	呼び径 75mm	個		
水道用硬質ポリ塩ビ管 TS 継手ソケット	呼び径 75mm	個		
水道用硬質ポリ塩ビ管 TS 継手エルボ	呼び径 75mm	個		
フィルター材	単粒砕石 5号	m ³	18.0	
計				

13.1.1.11 浸出水集水設備設置

1. 適用範囲

本歩掛は、除去土壌等を防水性又は遮水性のない容器に充填する場合の仮置場の標準仕様に従って浸出水集水設備(耐衝撃埋設タンク)を設置する工程に適用する。本歩掛は、偏土圧による耐衝撃埋設タンクの変形を防止するために、コンクリートピットの構築を想定した標準的な歩掛であり、現場条件に応じた構造とし、必要数量を計上する。

2. 施工手順

① 浸出水集水設備(耐衝撃埋設タンク)設置

1 個所当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.60	
普通除染作業員		人	3.00	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	1.00	
バックホウ	クローラ型、排対型(2次)、標準バケット容量 山積み 0.8m ³ (平積み 0.6m ³)	供用日	1.60	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	114.2	
●材料費				
耐衝撃埋設タンク	密閉型 2m ³ 、樹脂製	個	1.0	
生コンクリート	普通 18-8-40	m ³	4.0	
●諸雑費				
諸雑費		%	0.5	労務費、機械経費、材料費の0.5%
計				

※1 諸雑費は、型枠等の費用であり、労務費、機械経費、材料費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

13.1.1.12 地表水集水設備設置

1. 適用範囲

本歩掛は仮置場内の雨水排水等を行う目的で、仮置場敷地外周部に集排水溝(素掘り側溝、コルゲートフリューム、U型側溝等)を設置する工程に適用する。

2. 施工手順

① 地表水集水溝(素掘り側溝)設置

130m 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.20	
普通除染作業員		人	0.70	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	0.70	
バックホウ	クローラ型、排対型(2次)、標準バケット容量 山積み 0.28m ³ (平積み 0.2m ³)	供用日	1.10	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	31.5	
計				

② 排水路(コルゲートフリューム)設置

100m 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	2.90	
特殊除染作業員		人	4.20	
普通除染作業員		人	12.40	
●材料費				
コルゲートフリューム	A型 350*350mm (板厚 1.6mm)	m	100.0	
接合費		%	8.0	コルゲートフリュームの材料費の8%
計				

※1 本歩掛には、床掘り、基礎、敷砂、埋戻し、30m 程度までの現場内小運搬、組立を含む。

③ 排水路(U型側溝)設置

100m 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費(1)				
作業指揮者		人	2.00	据付
特殊除染作業員		人	2.00	据付
普通除染作業員		人	5.00	据付
●機械経費(1)				
クレーン付トラック	作業料金 4.9t 吊り ホﾟレタ付	台/日	2.0	据付
●労務費(2)				
普通除染作業員		人	1.47	床堀/埋戻
特殊除染作業員		人	0.63	床堀/埋戻
●機械経費(2)				
運転手 (除染特殊)		人	0.44	床堀/埋戻
バックホウ	排対型(1次)、山積 0.45m ³ (平積 0.35m ³)	供用日	0.33	床堀/埋戻
バックホウ	排対型(1次)、山積 0.45m ³ (平積 0.35m ³)	時間	1.26	床堀/埋戻
タンパ	質量 60~80kg	基/日	0.87	床堀/埋戻
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	27.7	床堀/埋戻
ガソリン		L	2.8	床堀/埋戻
●労務費(3)				
作業指揮者		人	0.15	基礎碎石
特殊除染作業員		人	0.28	基礎碎石
普通除染作業員		人	0.75	基礎碎石
●機械経費(3)				
運転手 (除染特殊)		人	0.15	基礎碎石
バックホウ	排対型(1次)、山積 0.80m ³ (平積 0.60m ³)	台/日	0.21	基礎碎石
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	10.7	基礎碎石
●材料費				
道路用鉄筋コンクリート側溝	300*300*2000mm 1種 300A	本	50.0	
流用土		m ³	25.2	
碎石		m ³	4.8	
●諸雑費				
諸雑費(1)		%	9.0	労務、機械経費の9.0%
諸雑費(3)		%	0.7	労務、機械経費の0.7%
計				

※1 諸雑費(1)は、敷モルタル・目地モルタル等の材料費及び、カッターブレード・コンクリート

カッタ等の費用であり、労務費(1)と機械経費(1)の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※2 諸雑費(3)は、突固め機械等の損料及び燃料の費用であり、労務費(3)と機械経費(3)の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※3 本歩掛は、道路用鉄筋コンクリート側溝(1種 300A)を使用した場合の、床堀～基礎碎石～据付～埋戻までの一連の歩掛であり、異なる寸法の道路用側溝を使用する場合は、床堀、基礎碎石、埋戻に要する数量を適宜計上して使用すること。

13.1.1.13 (削除)

13.1.1.14 保管物取込・設置

1. 適用範囲

本歩掛はラフテレーンクレーンを使用して除去土壌等の保管物を仮置場等に取り込み設置する工程に適用する。

2. 施工手順

① 保管物の取込設置

100 袋当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	1.25	
特殊除染作業員		人	1.25	
普通除染作業員		人	1.25	
●機械経費				
ラフテレーンクレーン	25t 吊り	日	1.25	
計				

※1 ラフテレーンクレーンは賃料とする。

※2 大型土のう袋の容量は 1.0m³を標準とする。

13.1.1.15 側面の遮へい (大型土のうによる遮へい)

1. 適用範囲

本歩掛はラフテレーンクレーンを使用して製作した大型土のう(1.0m³)を保管物の側面に設置して側面を遮へいする工程に適用する。可燃物の設置箇所(山)において、必要に応じて保管物の外側への傾動や中央付近の沈下を抑制する目的で製作して設置する支え土のう(1.0m³)、端部処理を目的として設置する大型土のう(1.0m³)についても、本歩掛を適用する。

2. 施工手順

- ① 大型土のう(1.0m³)の製作
- ② 大型土のう(1.0m³)の設置

100 袋当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	1.92	
特殊除染作業員		人	1.92	
普通除染作業員		人	1.92	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	1.92	
バックホウ	クローラ型、排対型(2次)、標準バケット容量 山積み 0.8m ³ (平積み 0.6m ³)、クレーン 2.9t 吊り	供用日	2.76	
ラフテレーンクレーン	25t 吊り	日	1.92	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	242.0	
●材料費				
大型土のう		袋		別途計上
覆土材		m ³	100.0	
●諸雑費				
諸雑費		%	6.0	労務費の 6.0%
計				

※1 諸雑費は、製作枠等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※2 ラフテレーンクレーンは賃料とする。

※3 規格が示されていない材料については、共通仕様書に記載されている内容に基づいて選定する。

13.1.1.16 上面の遮へい (大型土のうによる遮へい)

1. 適用範囲

本歩掛はラフテレーンクレーンを使用して製作した大型土のう(0.5m³)を保管物の上面に設置して遮へいする工程に適用する。可燃物の設置箇所(山)において必要に応じて、保管物の外側への傾動や中央付近の沈下を抑制する目的で製作して設置する支え土のう(0.5m³)、端部処理を目的として設置する大型土のう(0.5m³)についても、本歩掛を適用する。

2. 施工手順

- ① 大型土のう(0.5m³)の製作
- ② 大型土のう(0.5m³)の設置

100 袋当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	1.84	
特殊除染作業員		人	1.84	
普通除染作業員		人	1.84	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	1.84	
バックホウ	クローラ型、排対型(2次)、標準バケット容量 山積み 0.8m ³ (平積み 0.6m ³)、クレーン 2.9t 吊り	供用日	2.64	
ラフテレーンクレーン	25t 吊り	日	1.84	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	231.9	
●材料費				
覆土材		m ³	50.0	
大型土のう		袋		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	6.0	労務費の 6.0%
計				

※1 諸雑費は、製作枠等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※2 ラフテレーンクレーンは賃料とする。

※3 規格が示されていない材料については、共通仕様書に記載されている内容に基づいて選定する。

13.1.1.17 端部処理

13.1.1.15、13.1.1.16 項参照

13.1.1.18 付帯設備の設置

1. 適用範囲

本歩掛は仮置場に付帯設備(ネットフェンス、掲示板、看板、消火設備等)を設置する工程に適用する。門扉については別途計上する。

2. 施工手順

① ネットフェンスの設置

100m 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	4.20	
特殊除染作業員		人	13.30	
普通除染作業員		人	15.00	
●材料費				
根巻ブロック	200×200×450mm	個	50.0	
ネットフェンス	柵高 1.8m、支柱間隔 2.0m、ビニル被覆、3.2×50、<支柱・付属品(ボルト・ナット等)含む>	m	100.0	
●諸雑費				
諸雑費		%	0.5	労務費の 0.5%
計				

※1 諸雑費は、基礎材等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

② 保管場所等を記載する掲示板の設置

1 枚当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
普通除染作業員		人	0.35	
●材料費				
掲示板	600mm(H)×800 mm(B) t = 3mm アルミニウム複合板	枚	1.0	
計				

③ 空間線量率の測定結果等を記載する看板の設置

1枚当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
普通除染作業員		人	0.35	
●材料費				
看板	400mm(H)×700mm(B) マグネット対応ホワイトボード 位置図含む	枚	1.0	
計				

④ 消火器の設置

1セット当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
普通除染作業員		人	0.35	
●材料費				
消火器	ABC 粉末 蓄圧式 10 型 3.0kg	本	2.0	
消火器格納箱	600×460×170 スチール製	個	1.0	
計				

13.1.1.19 放熱管(ガス抜き管)・ガス抜き口設置

1. 適用範囲

本歩掛は、除去土壌等を防水性又は遮水性のない容器に充填する場合の仮置場の標準仕様に従って放熱管(ガス抜き管)、ガス抜き口を設置する工程に適用する。

2. 施工手順

① 放熱管(ガス抜き管)の設置

10 箇所当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.63	
普通除染作業員		人	2.82	
防水工 (除染)		人	1.41	
●材料費				
硬質ポリ塩化ビニル一般管 (VP)	呼び径 150mm 165×8.9mm×4m	本	7.5	
硬質塩化ビニル有孔管 VU 有孔管	呼び径 200mm 216×6.5mm×4m	本	3.8	
水道用硬質ポリ塩ビ管 DV 継手 45度 Y(同径)継手	呼び径 150mm	個	10.0	
水道用硬質ポリ塩ビ管 TS 継手キャップ	呼び径 150mm	個	10.0	
排水用硬質ポリ塩ビ管 DV 継手 一般用掃除口	呼び径 150mm	個	10.0	
●諸雑費				
諸雑費		%	30.0	労務費、材料費の30%
計				

※1 諸雑費は、通気性防水シートの貫通箇所における防水加工等に要する費用であり、労務費と材料費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

② ガス抜き口の設置

10箇所当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.45	
特殊除染作業員		人	1.00	
普通除染作業員		人	2.00	
●材料費				
塩ビ製フランジ	φ 150 TS フランジ JIS5K	個	10.0	
溶接フランジ	φ 150 5K	個	10.0	
パッキン	φ 150	個	10.0	
キャップ式掃除口	φ 150 VCO-C	個	10.0	
SUS 製ボルト	M20*80L SUS304(8本/組)	本	80.0	
遮水シート		m ²	2.5	
計				

13.1.1.20 温度計設置

1. 適用範囲

本歩掛は可燃物を保管する仮置場において、内部温度の確認を目的としてデータ収集機器付き温度センサーを設置する工程に適用する。

2. 施工手順

① 温度計設置

1 箇所当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
特殊除染作業員		人	0.10	
●材料費				
温度センサー	ケーブル長 20m	台	1.0	
波付硬質ポリエチレン管	FEP 30mm	m	20.0	
●諸雑費				
諸雑費		%	40.0	労務費、材料費の40%
計				

※1 諸雑費は、データ収集機器、データ収集機器収納ボックス、支柱、基礎ブロック、電線管付属品等の費用であり、労務費と材料費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

14 仮置場等の工作物及び保管物の撤去並びに原状回復

14.1 工作物の撤去

14.1.1 上部シートの撤去

14.1.1.1 (1) 上部シート (遮水シート、複合シート) の撤去

1. 適用範囲

本歩掛は上部シート(遮水シート、複合シート)を裁断し、撤去材を回収(大型土のう袋への袋詰め)するまでの一連の工程を行う場合に適用する。

2. 施工手順

- ① 上部シート(遮水シート、複合シート)の裁断
- ② 上部シート(遮水シート、複合シート)の撤去
- ③ 撤去材の大型土のう袋への袋詰め

130m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.06	
普通除染作業員		人	0.39	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
計				

14.1.1.1 (2) 上部シート (通気性防水シート、遮光シート) の撤去

1. 適用範囲

本歩掛は上部シート(通気性防水シート、遮光シート)を裁断し、撤去材を回収(大型土のう袋への袋詰め)するまでの一連の工程に適用する。

2. 施工手順

- ① 上部シート(通気性防水シート、遮光シート)の裁断
- ② 上部シート(通気性防水シート、遮光シート)の撤去
- ③ 撤去材の大型土のう袋への袋詰め

130m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.04	
普通除染作業員		人	0.29	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
計				

14.1.2 保管物の撤去・詰込・詰替

14.1.2.1 保管物(可燃物)の撤去・詰込・詰替

1. 適用範囲

本歩掛は保管物(可燃物)を詰めた大型土のう袋を詰替袋(φ1300)へ詰込み又は詰替える工程に適用する。減容化の進んだ保管物(可燃物)については、詰込み可能な袋数(概ね2~3袋)を詰替袋へ詰め込んで袋数の削減を図る。タグを付け替える場合は、16.1.2.1「タグの取付け」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 保管物(可燃物)の撤去
- ② 詰替袋への詰込・詰替
- ③ 運搬車両への積込

40袋当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.64	
特殊除染作業員		人	1.25	
普通除染作業員		人	3.00	
●機械経費				
運転手(除染特殊)		人	1.00	
バックホウ	クローラ型、排対型(2次)、標準バケット容量 山積み 0.8m ³ (平積み 0.6m ³)、クレーン 2.9t 吊り	時間	7.50	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	135.0	
●材料費				
詰替袋	φ1300	袋		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	1.4	労務費の1.4%
計				

※1 諸雑費は、製作枠等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※2 詰替袋は、φ1300の耐候性詰替袋を使用する。

※3 タグの取付けに係る費用は、別途に計上する。

14.1.2.2 保管物(不燃物)の撤去・詰込・詰替

1. 適用範囲

本歩掛は保管物(不燃物)を詰めた大型土のう袋を詰替袋(φ1300)へ詰込み又は詰替える工程に適用する。保管物(不燃物)の詰替袋(φ1300)への詰込み袋数は1袋を原則とする。タグを付け替える場合は、16.1.2.1「タグの取付け」により別途に計上する。

2. 施工手順

- ① 保管物(不燃物)の撤去
- ② 詰替袋への詰込・詰替
- ③ 運搬車両への積込

70 袋当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.55	
特殊除染作業員		人	0.69	
普通除染作業員		人	3.00	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	1.00	
バックホウ	クローラ型、排対型(2次)、標準バケット容量 山積み 0.8m ³ (平積み 0.6m ³)、クレーン 2.9t 吊り	時間	7.50	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	135.0	
●材料費				
詰替袋	φ1300	袋		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	1.4	労務費の1.4%
計				

※1 諸雑費は、製作枠等の費用であり、労務費に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※2 詰替袋は、φ1300の耐候性詰替袋を使用する。

※3 線量測定及びタグの取付けに係る費用は、別途歩掛により計上する。

14.1.3 下部シート撤去

14.1.3.1-(1)-① 下部シート(遮水シート)の撤去 (人力)

1. 適用範囲

本歩掛は下部シート(遮水シート)を人力で裁断し、撤去材を人力で回収(大型土のう袋への袋詰め)するまでの一連の工程に適用する。

2. 施工手順

- ① 下部シート(遮水シート)の人力裁断
- ② 下部シート(遮水シート)の人力による撤去
- ③ 撤去材の大型土のう袋への袋詰め

130m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.24	
普通除染作業員		人	0.57	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	1.6	労務費の1.6%
計				

※1 諸雑費は、カッター、一輪車、フレコンスタンド等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

14.1.3.1-(1)-② 下部シート(遮水シート)の撤去 (機械)

1. 適用範囲

本歩掛は下部シート(遮水シート)を人力で裁断し、撤去材を機械を用いて回収(産廃コンテナへ投入)するまでの一連の工程に適用する。

2. 施工手順

- ① 下部シート(遮水シート)の人力裁断
- ② 下部シート(遮水シート)のバックホウ (掴み装置付き) による撤去
- ③ 撤去材のバックホウ (掴み装置付き) による産廃コンテナへの投入

1000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.62	
普通除染作業員		人	2.25	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	0.86	
バックホウ	後方超小旋回型・超低騒音型・排対型(2011 規制)、クローラ型、山積み 0.45m ³ (平積み 0.35m ³)、掴み装置 0.7m 級	時間	4.80	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	51.4	
●諸雑費				
諸雑費		%	3.0	労務費の 3.0%
計				

※1 諸雑費は、カッター、一輪車、産廃コンテナ賃料等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

14.1.3.1-(2) 下部シート (保護マット) の撤去 (機械)

1. 適用範囲

本歩掛は下部シート(保護マット)を機械により撤去し、撤去材を回収(産廃コンテナへ投入)するまでの一連の工程に適用する。本歩掛は下部シート(保護マット)1枚当たりの歩掛を示すものであり、上下2枚の下部シート(保護マット)を撤去する場合は数量を2倍として計上する。

2. 施工手順

- ① 下部シート(保護マット)のバックホウ (掴み装置付き) による撤去・砂落とし
- ② 撤去材のバックホウ (掴み装置付き) による産廃コンテナへの投入

1000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.13	
普通除染作業員		人	1.96	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	0.97	
バックホウ	後方超小旋回型・超低騒音型・排対型(2011 規制)、クローラ型、山積み 0.45m ³ (平積み 0.35m ³)、掴み装置 0.7m 級	時間	4.80	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	63.1	
●諸雑費				
諸雑費		%	4.7	労務費の 4.7%
計				

※1 諸雑費は、一輪車、産廃コンテナ賃料等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

14.1.4 付帯設備の撤去

14.1.4.1 保護層（集水補助層）撤去

1. 適用範囲

本歩掛は保護層（山砂）をバックホウにて削り取りを行い、ダンプ等への積込みまたは作業場所周辺に仮置きを行う工程に適用する。

2. 施工手順

- ① バックホウによる保護層（集水補助層）撤去
- ② バックホウによるダンプ等への積込みまたは作業場周辺への仮置き

130m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.10	
●機械経費				
運転手（除染特殊）		人	0.26	
バックホウ	クローラ型、排対型（3次）、標準バケット容量 山積み 0.5m ³ (平積み 0.4m ³)	供用日	0.33	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	12.39	
計				

14.1.4.2 浸出水集排水溝、集排水管撤去

1. 適用範囲

本歩掛はバックホウを使用し、浸出水集排水溝の撤去を行った後、人力による集排水管の撤去を行う工程に適用する。

2. 施工手順

- ① バックホウによる浸出水集排水溝撤去
- ② 人力による集排水管撤去

100m 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.53	
普通除染作業員		人	1.87	
●機械経費				
運転手（除染特殊）		人	1.34	
バックホウ	クローラ型、排対型（3次）、標準バケット容量 山積み 0.5m ³ (平積み 0.4m ³)	時間	8.40	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	82.32	
計				

14.2 仮置場等の土地の原状回復

14.2.1 撤去後の放射線測定

20.1.2.2 項参照 ※技術管理費に計上

14.2.2 原状回復工

14.2.2.1-(1) 局所的な放射性物質汚染箇所の対策（表土の削り取り（30a 以上））

8.1.2.2-(1)-①項参照

14.2.2.1-(2) 局所的な放射性物質汚染箇所の対策（表土の削り取り（30a 未満））

8.1.2.2-(1)-②項参照

14.2.2.1-(3) 局所的な放射性物質汚染箇所の対策（土のう袋への袋詰め）

8.1.2.2-(1)-③項参照

14.2.2.1-(4) 局所的な放射性物質汚染箇所の対策（小運搬）

8.1.2.2-(1)-④項参照

14.2.2.2 畦畔復旧

8.5.1.3 項参照

14.2.2.3 高さの修復・調整（客土）

8.1.2.6 項参照

14.2.2.4-(1) 地力回復（土地改良材散布）

8.1.2.7-(1) 項参照

14.2.2.4-(2) 地力回復（ゼオライト散布）

8.1.2.7-(2) 項参照

14.2.2.5-(1) 整地・平坦化（反転耕（耕起 30cm）（水田・畑））

8.1.2.4-(1) 項参照

14.2.2.5-(2) 整地・平坦化（基盤整地）

8.1.2.4-(3) 項参照

14.2.2.5-(3) 整地・平坦化（深耕）

8.1.2.5 項参照

14.2.2.5-(4) 整地・平坦化（2 回耕起）

8.1.2.7-(3) 項参照

14.2.2.6 復旧後の線量測定

20.1.2.2 項参照 ※技術管理費に計上

15 排水処理

15.1 排水処理

15.1.1 排水処理

15.1.1.1 排水の処理（沈殿処理）

1. 適用範囲

本歩掛は回収した洗浄水等を濁水処理装置に貯留し、凝集剤により沈殿処理する工程に適用する。

2. 施工手順

- ① 洗浄水等の貯留
- ② 沈殿処理
- ③ 排水

100m³ 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.13	
特殊除染作業員		人	1.90	
普通除染作業員		人	0.59	
●機械経費				
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	126.0	
●材料費				
高分子凝集剤	PAC	kg	1.04	
計				

供用日当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●機械経費				
発動発電機	出力 45KVA 排対型(1次)	日	0.25	
水中ポンプ	50A 1.5KW 全揚程 15m	日	0.25	
濁水処理装置	20m ³ /h	日	0.20	
水槽	容量 20m ³	供用日	1.00	
計				

15.1.1.2 沈殿土壌の袋詰め

1. 適用範囲

本歩掛は凝集剤により沈殿処理した沈殿土壌を袋詰めする工程に適用する。沈殿土壌を固化する場合は別途計上する。

2. 施工手順

① 沈殿土壌の大型土のう袋への袋詰め

10 袋当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.16	
特殊除染作業員		人	1.76	
普通除染作業員		人	1.76	
●機械経費				
運転手（除染特殊）		人	1.90	
バックホウ	クローラ排対型(1次)、クレーン機能付 標準バケット容量 山積み 0.45m ³ (平積み 0.35m ³)	時間	11.53	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	127.0	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	1.6	労務費の 1.6%
計				

※1 諸雑費は詰込用補助具等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

15.1.1.3-(1) 濁水処理装置設置

1. 適用範囲

本歩掛は回収した洗浄水等を沈殿処理する濁水処理装置を設置する工程に適用する。

2. 施工手順

① 濁水処理装置設置

1セット当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.25	
特殊除染作業員		人	1.83	
普通除染作業員		人	5.5	
●機械経費				
ラフテレーンクレーン	25t 油圧伸縮ジブ型、排対型 1次	日	2.1	
計				

15.1.1.3-(2) 濁水処理装置撤去

1. 適用範囲

本歩掛は回収した洗浄水等を沈殿処理する濁水処理装置を撤去する工程に適用する。

2. 施工手順

① 濁水処理装置撤去

1セット当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.38	
特殊除染作業員		人	2.63	
普通除染作業員		人	11.38	
●機械経費				
ラフテレーンクレーン	25t 油圧伸縮ジブ型、排対型 1次	日	3.2	
計				

16 除去土壌等の運搬

16.1 除去土壌等の運搬

16.1.1 除去土壌等の運搬

16.1.1.1 クレーン付トラックによる除去土壌等の運搬

1. 適用範囲

本歩掛はクレーン付トラックを使用して除去土壌等を詰めた大型土のう袋等を積込み、運搬～荷卸しまでの一連の作業により仮置場等まで運搬する工程に適用する。本歩掛は 4t 積載車以下の車種を標準としている。不燃物の起算数量は 2 袋、可燃物の起算数量は 6 袋として本歩掛を使用する。

2. 施工手順

- ① 作業場所における大型土のう袋等の積込み
- ② クレーン付トラックによる運搬
- ③ 仮置場等における大型土のう袋等の荷卸し

2 袋又は 6 袋当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人		普通除染作業員の 15%
普通除染作業員		人	注 1	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人		注 2 の 0.17 倍
トラック	クレーン装置付 積載質量 4 t 積 2.9t 吊	時間	注 2	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L		注 2 の 6.6 倍
計				

注 1 不燃物： $1.5 \times \frac{1}{8} \times \left(\frac{2 \times L}{30} + 0.25 \times 2.4 \right)$ により算出 L：片道運搬距離 (km)

可燃物： $1.5 \times \frac{1}{8} \times \left(\frac{2 \times L}{30} + 0.25 \times 1.8 \right)$ により算出

注 2 不燃物： $\frac{2 \times L}{30} + 0.25 \times 2.4$ により算出 L：片道運搬距離 (km)

可燃物： $\frac{2 \times L}{30} + 0.25 \times 1.8$ により算出

※1 4t を超える車種を使用する場合は別途考慮する。

16.1.1.2 人肩による除去土壌等の運搬

1. 適用範囲

本歩掛は原則として道路幅員が 0.5m 未満で、人力積込～人肩運搬～人力取卸しまでの一連の作業により大型土のう積込み箇所等まで運搬する工程に適用する。

2. 施工手順

- ① 仮置きされた除去土壌等の人力積込
- ② 人肩による運搬
- ③ 人力取卸し

除去土壌等 1m³ 当り

換算距離	規格	単位	数量	摘要
0m～ 20m 以下	普通除染作業員	人	0.21	
20m～ 40m 以下	普通除染作業員	人	0.26	
40m～ 60m 以下	普通除染作業員	人	0.32	
60m～ 80m 以下	普通除染作業員	人	0.37	
80m～100m 以下	普通除染作業員	人	0.43	
100m～120m 以下	普通除染作業員	人	0.49	
120m～140m 以下	普通除染作業員	人	0.54	
140m～160m 以下	普通除染作業員	人	0.60	
160m～180m 以下	普通除染作業員	人	0.65	
180m～200m 以下	普通除染作業員	人	0.71	

※1. 運搬距離とは、積込み中心より荷卸し中心間の平均片道距離をいう。

※2. 人肩運搬歩掛には、人肩用のモッコ代を含む。

※3. 地形等により高低差がある場合は、下記の式により補正した距離の歩掛を適用する。

$$L = H + h \times 6 \quad (L : \text{換算距離(m)} \quad H : \text{水平距離(m)} \quad h : \text{高低差(m)})$$

※4. 200m を超える場合は、次により計算する。

$$\text{普通除染作業員} = \frac{\text{運搬距離}}{100} \times 0.275 + 0.156$$

16.1.1.3 小車による除去土壌等の運搬

1. 適用範囲

本歩掛は原則として道路幅員が 0.5m 以上で、人力積込～小車運搬～人力取卸しまでの一連の作業により大型土のう積込み箇所等まで運搬する工程に適用する。

2. 施工手順

- ① 仮置きされた除去土壌等の人力積込
- ② 小車による運搬
- ③ 人力取卸し

除去土壌等 1m³ 当り

換算距離	規格	単位	数量	摘要
0m～ 20m 以下	普通除染作業員	人	0.14	
20m～ 40m 以下	普通除染作業員	人	0.16	
40m～ 60m 以下	普通除染作業員	人	0.20	
60m～ 80m 以下	普通除染作業員	人	0.25	
80m～100m 以下	普通除染作業員	人	0.30	
100m～120m 以下	普通除染作業員	人	0.35	
120m～140m 以下	普通除染作業員	人	0.41	
140m～160m 以下	普通除染作業員	人	0.46	
160m～180m 以下	普通除染作業員	人	0.52	
180m～200m 以下	普通除染作業員	人	0.58	

※1. 運搬距離とは、積込み中心より荷卸し中心間の平均片道距離をいう。

※2. 小車運搬歩掛には、小車の損料を含む。

※3. 地形等により高低差がある場合は、下記の式により補正した距離の歩掛を適用する。

$$L = H + h \times 8 \quad (L : \text{換算距離(m)} \quad H : \text{水平距離(m)} \quad h : \text{高低差(m)})$$

※4. 200m を超える場合は、次により計算する。

$$\text{普通除染作業員} = \frac{\text{運搬距離}}{100} \times 0.250 + 0.100$$

16.1.1.4 小型不整地運搬車による除去土壌等の運搬

1. 適用範囲

本歩掛は原則として走行幅が 2.0m 以下で、人力積込～小型不整地運搬車運搬～人力取卸しまでの一連の作業により大型土のう積込み箇所等まで運搬する工程に適用する。機械による積込み及び取卸しを行う場合は別途計上する。方向変換、積卸し場への据付等の待合せ時間を含む。

2. 施工手順

- ① 仮置きされた除去土壌等の人力積込
- ② 小型不整地運搬車による運搬
- ③ 人力取卸し

除去土壌等 100m³ 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人		(注 1)の 15%
特殊除染運転手		人	(注 1)	
●機械経費				
不整地運搬車	賃貸 クローラ油圧式 1.0t 級	台/日		(注 1)×1.75
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L		(注 1)×6.56
計				

特殊除染作業員の運転日当たり標準運転時間(T)は、6.9h/日とする。

$$1) \quad Q = \frac{60 \times q \times E}{Cm}$$

Q = 1 時間当たり運搬量 (m³/h)

q = 1 サイクル当たり運搬量 = 0.28m³

Cm = 1 サイクル当たりの所要時間 (min)

E = 作業効率 = 0.95

$$2) \quad Cm = t1 + t2 + t3 + t4$$

t1 = 積込み時間 = 6.0 (分)

t2 = 運搬時間 = (2.0×L) / V = (2.0×L) / 50 (分)

t3 = 待合せ時間 = 2.0 (分)

t4 = 荷卸し時間 = 1.0 (分)

L = 片道運搬距離 (m)

V = 走行速度 = 50 (m/分)

注 1 (100.0 ÷ $\frac{60 \times 0.28 \times 0.95}{9 + L/25}$) ÷ 6.9 により算出する。

※1 走行幅が 2.0m を超え 2.5m 未満の場合においても、小型不整地運搬車による運搬を必要とする場合は本歩掛を適用する。

16.1.1.5 ダンプトラック(梱包あり)による草木類等の運搬

1. 適用範囲

本歩掛は原則として走行幅が2.5m以上で、梱包した草木類等を人力にて積込み、2tダンプトラック運搬～人力取卸しまでの一連の作業により、大型土のう積込み箇所等まで運搬する工程に適用する。機械による積込み及び取卸しを行う場合は別途計上する。

2. 施工手順

- ① 仮置きされた除去土壌等の人力積込
- ② 2tダンプトラック(梱包あり)による運搬
- ③ 人力取卸し

可燃物 6m³ 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
運転手(除染一般)		人		(注1)×0.14
普通除染作業員		人	0.16	
●機械経費				
ダンプトラック (普通・ディーゼル)	積載質量 2t 積	時間	(注1)	
タイヤ損耗費及び補修費	ダンプトラック、2t	時間	(注1)	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L		(注1)×4.4
計				

(注1) 可燃物 6.0m³ 当たりの運転時間は下表により計上する。

運搬距離 (km)	1.0 以下	2.5 以下	4.0 以下	6.0 以下	7.5 以下	9.5 以下	11.0 以下
運転時間(h)	0.23	0.26	0.29	0.33	0.37	0.41	0.44
運搬距離 (km)	13.0 以下	17.0 以下	22.0 以下	25.0 以下	32.5 以下	40.0 以下	
運転時間(h)	0.48	0.53	0.60	0.65	0.71	0.76	

※1 運搬距離は片道であり、往路と復路が異なる場合は、平均値とする。

※2 運搬距離が 40.0km を超える場合は、別途考慮する。

16.1.1.6 パッカー車による草木類等の運搬

1. 適用範囲

本歩掛は原則として走行幅が 3.0m 以上で、草木類等を人力にて積込み、パッカー車運搬～取卸しまでの一連の作業により、大型土のう積込み箇所等まで運搬する工程に適用する。

2. 施工手順

- ① 草木類等の人力積込
- ② パッカー車による運搬
- ③ 取卸し

可燃物 6m³ 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
運転手(除染一般)		人		(注 1)×0.22
普通除染作業員		人	0.18	
●機械経費				
パッカー車	積載質量 8m ³	時間	(注 1)	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L		(注 1)×9.2
計				

(注 1) 可燃物 6.0m³ 当たりの運転時間は下表により計上する。

運搬距離 (km)	5.0 以下	6.5 以下	8.0 以下	10.0 以下	12.0 以下	14.0 以下	16.0 以下
運転時間(h)	0.40	0.60	0.70	0.80	0.90	1.00	1.10
運搬距離 (km)	18.0 以下	20.5 以下	26.5 以下	35.0 以下	40.0 以下		
運転時間(h)	1.20	1.30	1.50	1.70	1.90		

※1 運搬距離は片道であり、往路と復路が異なる場合は、平均値とする。

※2 運搬距離が 40.0km を超える場合は、別途考慮する。

16.1.1.7 汚泥吸排車による泥水等の運搬

1. 適用範囲

本歩掛は原則として走行幅が 3.0m 以上で、泥水等を汚泥吸排車により吸引汲み上げし、運搬～排出までの一連の作業により、水処理施設まで運搬する工程に適用する。

2. 施工手順

- ① 泥水等の吸引汲み上げ
- ② 汚泥吸排車による運搬
- ③ 水処理施設における泥水等の排出

100m³ 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●機械経費				
運転手(除染一般)		人		1.20×運転日数
汚泥吸排車	積載質量 8t	供用日		1.44×運転日数
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L		96.0×運転日数
計				

(注 1) 汚泥吸排車(8t)の泥水 100m³ 当たりの運転日数は下表により計上する。

運搬距離(km)	2.0 以下	6.3 以下	14.8 以下	25.7 以下	60.0 以下
運転日数(日)	2.20	2.60	3.20	4.30	6.50

※1 運搬距離は片道であり、往路と復路が異なる場合は、平均値とする。

※2 運搬距離が 60.0km を超える場合は、別途考慮する。

16.1.2 タグの取付け

16.1.2.1 タグの取付け

1. 適用範囲

本歩掛は除去土壌等を詰めた大型土のう袋の放射線量及び内容物の情報等をラベル印刷端末に入力し、入力情報を印刷した QR コード付きラベルを貼り付けたタグを大型土のう袋へ取付けるまでの一連の工程に適用する。

2. 施工手順

- ① 放射線量の測定
- ② データの記録、入力、印字、出力
- ③ 大型土のう袋へのタグの取付け

大型土のう 160 袋当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
特殊除染作業員		人	3.00	
●諸雑費				
諸雑費		%	10.0	労務費の 10.0%
計				

※1 諸雑費率は、線量計、ラベル印刷端末、補縛装置等の損料、タグ、印字用紙等の消耗品の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

17 減容化

17.1 草木等の破碎

17.1.1 草木等の破碎

17.1.1.1 草木等の破碎

1. 適用範囲

本歩掛は回収した草木、樹木、根株等を自走式木材破碎機により破碎して減容化を図る工程に適用する。破碎材の大型土のう袋への詰込み作業を含む。根株等(切口径 0.5m 以下、株高 1.0m 以下)の前処理が必要な場合は別途計上する。

2. 施工手順

- ① 回収した草木、樹木、根株等の破碎、減容化
- ② 破碎材の回収(大型土のう袋への袋詰め)

500m³ 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	4.19	
普通除染作業員		人	9.47	
●機械経費				
運転手 (除染特殊)		人	5.28	
自走式木材破碎機	タブ式 130~150kW	時間	29.40	
バックホウ	クローラ型、後方超小旋回型・超低騒音型・排対型(3次)山積 0.45m ³ (平積 0.35m ³)、掴み装置 0.7m 級	時間	27.80	
バックホウ	クローラ型、標準型・低騒音型・排対型(2次)山積 0.28m ³ (平積 0.20m ³)、1.7 t 吊り	日	7.80	賃料とする
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	1242.2	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	0.8	労務費の 0.8%
計				

※1 諸雑費は、大型土のう袋製作枠の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

※2 本単価構成の対象とする設計数量は、『減容化前』の数量とし、減容化率が『15~30%』の破碎作業に適用できる。

17.2 草類・落葉等の減容化

17.2.1 草類・落葉等の減容化

17.2.1.1 吸引圧縮による減容化

1. 適用範囲

本歩掛は回収した草類、落葉等を圧縮袋に詰込み、吸引圧縮して減容化を図る工程に適用する。大型土のう袋1袋あたりに使用する圧縮袋数は2袋を標準とする。バックホウ等を使用して圧縮袋数への詰込む場合も本歩掛を使用する。

2. 施工手順

- ① 回収した草類・落葉等の吸引圧縮による減容化
- ② 圧縮袋の回収(大型土のう袋への袋詰め)

32袋当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	1.00	
普通除染作業員		人	3.00	
●材料費				
圧縮袋		袋	64.0	
大型土のう袋		袋		別途計上
●諸雑費				
諸雑費		%	5.0	労務費の5.0%
計				

※1 諸雑費は、吸引機、発動発電機、燃料等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

18 仮設等

18.1 足場

18.1.1 足場

18.1.1.1-(1) 足場（手摺先行型枠組足場、2m以上の対象物に適用）

1. 適用範囲

本歩掛は高さが 2m以上 30m以下の対象物を除染するにあたり、足場を設置する場合に適用する。

2. 施工手順

- ① 足場材の設置
- ② 足場材の撤去

100 掛 m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	1.60	
普通除染作業員		人	1.30	
とび工（除染）		人	7.00 (8.50)	
●機械経費				
ラフテレーンクレーン	賃料、排出ガス対策型（第1次基準値）、油圧伸縮ジブ型 25t 吊	日	1.40	
●諸雑費				
諸雑費		%	34.0 (31.0)	労務費、機械賃料の 34.0(31.0)%
計				

※1 諸雑費率は、足場工仮設材等の費用であり、労務費、機械賃料の合計額に 34.0(31.0)%を乗じた金額を上限として計上する。

※2 仮設材内訳は、壁つなぎ、敷板、建枠、筋違、板付布枠、手摺、連結ピン、アームロック、ジャッキベース、手摺柱、手摺枠（二段手摺の機能を有する）、幅木、階段、養生ネット等である。

※3 ラフテレーンクレーンは、賃料とする。

※4 安全ネットが必要な場合は（ ）内の数値を計上する。

18.1.1.1-(2) 足場 (削 除)

18.2 高所作業車

18.2.1 高所作業車

18.2.1.1 高所作業車

1. 適用範囲

本歩掛は高さが 2.8m 以上の対象物を除染するにあたり、高所作業車を使用する場合に適用する。作業床高さが 9.7m を超える場合は、運転労務を除染特殊運転手とし、使用する高所作業車を賃料として 5.1 日計上する。

2. 施工手順

① 高所作業車の運転

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	1.40	
特殊除染作業員		人	4.20	
●機械経費				
運転手（除染一般）		人	5.10	
高所作業車	トラック架装リフト ブーム型 作業床高さ 9.7m	供用日	7.10	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	100.2	
計				

18.2.1.2 高所作業（雨樋）

1. 適用範囲

本歩掛は高さが 2.8m 以上の対象物(雨樋)を除染するにあたり、高所作業車を使用する場合に適用する。作業床高さが 9.7m を超える場合は、運転労務を除染特殊運転手とし、使用する高所作業車を賃料として 0.7 日計上する。

2. 施工手順

① 高所作業車の運転

100m 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.20	
特殊除染作業員		人	0.70	
●機械経費				
運転手（除染一般）		人	0.70	
高所作業車	トラック架装リフト ブーム型 作業床高さ 9.7m	供用日	1.00	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	14.0	
計				

18.3 建設機械等の洗浄

18.3.1 建設機械・トラック等の高圧水洗浄

18.3.1.1 建設機械・トラック等の高圧水洗浄

1. 適用範囲

本歩掛は返却前の線量低減を目的として建設機械・トラック等を洗浄する場合に適用する。建設機械・トラック等の種類、規格、線量の高さ等に関係なく本歩掛を適用する。回収水の水処理施設までの運搬に係る費用については、16.1.1.7「汚泥吸排車による泥水等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 高圧洗浄機を用いた洗浄
- ② 排水回収

10 台当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.30	
普通除染作業員		人	2.00	
●機械経費				
特殊除染作業員		人	1.00	
工事用高圧洗浄機	エンジン駆動、吐出圧 14.7MPa	日	1.00	
ガソリン	スタンド給油	L	32.20	
●材料費				
水		m ³	20.0	
●諸雑費				
諸雑費		%	3.0	労務費の 3.0%
計				

※1 諸雑費は、排水回収のための仮設等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

18.3.1.2 敷鉄板の高圧水洗浄

1. 適用範囲

本歩掛は返却前の線量低減を目的として敷鉄板を洗浄する場合に適用する。規格、線量の高さ等に関係なく本歩掛を適用する。本歩掛は敷鉄板を吊上げて表・裏の両面を洗浄する歩掛としており、洗浄面積は片面(敷鉄板の設置面積)分とする。回収水の水処理施設までの運搬に係る費用については、16.1.1.7「汚泥吸排車による泥水等の運搬」により別途計上する。

2. 施工手順

- ① 高圧洗浄機を用いた洗浄
- ② 排水回収

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.61	
普通除染作業員		人	3.09	
●機械経費				
特殊除染作業員		人	1.00	
トラッククレーン運転	賃料 排対型(1次) 油圧伸縮ジブ型 4.9t 吊り	日	1.20	
工事用高圧洗浄機	エンジン駆動、吐出圧 14.7MPa	日	1.20	
ガソリン	スタンド給油	L	34.50	
●材料費				
水		m ³	20.0	
●諸雑費				
諸雑費		%	3.0	労務費の 3.0%
計				

※1 諸雑費は、排水回収のための仮設等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

18.3.1.3 建設機械等の返却時のセルフスクリーニング費

1. 適用範囲

本歩掛は建設機械等の線量低減を目的として返却前の洗浄後にセルフスクリーニングに適用する。建設機械・トラック等の種類、規格、線量の高さ等に関係なく本歩掛を適用する。建設機械等の起算数量は45台、トラック等の起算数量は30台として本歩掛を使用する。日常的に実施するセルフスクリーニングには適用できない。

2. 施工手順

① 建設機械等の返却時のセルフスクリーニング

30台又は45台当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.30	
特殊除染作業員		人	2.00	
●機械経費				
GM 管式サーベイメーター		日	2.00	
計				

18.3.1.4 敷鉄板の返却時のセルフスクリーニング費

1. 適用範囲

本歩掛は敷鉄板の線量低減を目的として返却前の洗浄後にセルフスクリーニングに適用する。敷鉄板の規格、線量の高さ等に関係なく本歩掛を適用する。本歩掛は敷鉄板を吊上げて表・裏両面のセルフスクリーニングを実施する歩掛としており、計上数量は片面(敷鉄板の設置面積)分とする。日常的に実施するセルフスクリーニングには適用できない。

2. 施工手順

① 敷鉄板の返却時のセルフスクリーニング

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	1.00	
特殊除染作業員		人	4.60	
普通除染作業員		人	2.00	
●機械経費				
トラッククレーン	賃料 排対型(1次) 油圧伸縮ジブ型 4.9t 吊り	日	1.20	
GM 管式サーベイメーター		日	3.60	
計				

18.4 敷鉄板設置・撤去

18.4.1 敷鉄板設置・撤去

18.4.1.1 敷鉄板設置・撤去

1. 適用範囲

本歩掛りは敷鉄板を設置し撤去する場合に適用する。設置又は撤去のみを行う場合は、摘要欄に示す数量を計上する。

2. 施工手順

① 敷鉄板の設置・撤去作業

1,000m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	2.95	設置 1.52 人 撤去 1.43 人
とび工		人	2.95	設置 1.52 人 撤去 1.43 人
普通除染作業員		人	2.95	設置 1.52 人 撤去 1.43 人
●機械経費				
運転手(特殊除染)		人	2.95	設置 1.52 人 撤去 1.43 人
バックホウ(クローラ型)	標準・クレーン機能付 排対3次 山積 0.8 m ³ 、平積 0.6 m ³ 吊能力 2.9t	台/ 日	3.13	設置 1.61 日 撤去 1.52 日
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	351	設置 180.9L 撤去 170.2L
●材料費				
敷鉄板賃料		枚・ 日		必要日数を計上
敷鉄板整備費		枚		必要日数を計上
敷鉄板不足弁償金		t		必要量を計上
●諸雑費				
諸雑費		%	1.0	労務費、機械経費の1%
計				

※1 敷鉄板は賃料とし、賃料・整備費・不足弁償金を必要数計上する。

※2 敷鉄板の整備費、不足弁償金は撤去時に計上する。

※3 本歩掛り内には設置時の敷鉄板取卸し、撤去時の敷鉄板積込みを含まないため、必要に応じて別途仮設材の取卸し積込みを計上すること。

18.5 屋根上作業の墜落防止設備の設置・撤去

18.5.1 屋根上作業の墜落防止設備の設置・撤去

18.5.1.1 屋根上作業の墜落防止設備の設置・撤去

1. 適用範囲

本歩掛は高所作業車の使用及び足場の設置が困難な住宅屋根において、親綱を使用した墜落防止設備を設置し撤去する工程に適用する。計上数量は屋根の実面積とし、高所作業車を使用しない場合も本歩掛を適用する。

2. 施工手順

① 屋根上作業の墜落防止設備の設置・撤去

200m² 当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.45	
普通除染作業員		人	3.00	
●機械経費				
運転手（除染一般）		人	1.50	
高所作業車	トラック架装リフト ブーム型 作業床高さ 9.7m	供用日	1.50	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	18.9	
●諸雑費				
諸雑費		式	1.0	労務費の 5.0%
計				

※1 諸雑費は、安全ブロック・垂直親綱・ハーネス型安全带等の保安用品等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

間接工事費編

19 防護具等

19.1 防護具等（本項は安全費に計上する。）

19.1.1 防護具等

19.1.1.1-(1) 防護具 A

1. 適用範囲

「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン(平成 23 年 12 月 22 日 労働基準局安全衛生部労働衛生課長)(以下、「ガイドライン」という。)」に示されている高濃度汚染土壌等を取り扱わず、又は高濃度粉じん作業を行わない場合は以下の防護具を標準として計上する。

2. 施工手順

① 放射線保護具費 A

1 人・日当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●材料費				
防じんマスク	使い捨てタイプ 粒子捕集効率 80.0%	個	1.00	※1
●機械経費				
個人線量計	賃料	日	1.00	※2
計				

※1 除染等工事従事者の作業内容が多種多様となることより、「粉じん障害防止規則」（昭和 54 年労働省令第 18 号）第 27 条（呼吸用保護具の使用）に該当しない作業（草木や腐葉土の取扱い等）が想定される場合にあっても、防じんマスク（粒子捕集効率 80.0%）を計上する。

※2 作業場所の平均空間線量率が $2.5 \mu\text{Sv/h}$ を超えない場合においても、除染等工事従事者の作業範囲が広範囲に及ぶことから、個人線量計を計上する。

19.1.1.1-(2) 防護具 B

1. 適用範囲

「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン(平成 23 年 12 月 22 日 労働基準局安全衛生部労働衛生課長)(以下、「ガイドライン」という。)」に示されている高濃度汚染土壌等を取り扱い、かつ高濃度粉じん作業を行う場合は以下の防護具を標準として計上する。

2. 施工手順

① 放射線保護具費 B

1 組当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●材料費				
防護服	密閉型全身化学防護服	着	2.00	※1
防じんマスク	使い捨てタイプ 粒子捕集効率 95.0%	個	1.00	※2
●機械経費				
個人線量計	賃料	日	1.00	※3
計				

※1 「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン(平成 23 年 12 月 22 日 労働基準局安全衛生部労働衛生課長)(以下、「ガイドライン」という。)」に示されている高濃度汚染土壌等を取り扱い、かつ、高濃度粉じん作業を行う場合のみ計上する。

※2 ガイドラインに示されている高濃度汚染土壌等を取り扱い、かつ、高濃度粉じん作業を行う場合は、防じんマスク(粒子捕集効率 95.0%)を計上する。

※3 作業場所の平均空間線量率が $2.5 \mu\text{Sv/h}$ を超えない場合においても、除染等工事従事者の作業範囲が広範囲に及ぶことから、個人線量計を計上する。

19.1.1.2-(1) 使用済み防護具の回収費 (全身化学防護服を使用しない場合)

1. 適用範囲

全身化学防護服を使用しない場合は以下の使用済み防護具の回収費を計上する。
本歩掛は使用済み防護具を回収し、運搬～荷卸しまでの一連の作業により近隣のクレーン付トラックの積込み箇所まで運搬する工程に適用する。

2. 施工手順

① 使用済み防護具の回収費

25,000 組当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.50	
特殊除染作業員		人	2.00	
普通除染作業員		人	1.00	
●機械経費				
運転手(除染一般)		人	0.50	
ダンプトラック (普通・ディーゼル)	積載質量 2t 積	供用日	0.60	
タイヤ損耗費及び補修費	ダンプトラック、2t	供用日	0.60	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	12.5	
●材料費				
大型土のう		枚		別途計上
計				

19.1.1.2-(2) 使用済み防護具の回収費 (全身化学防護服を使用する場合)

1. 適用範囲

全身化学防護服を使用する場合は以下の使用済み防護具の回収費を計上する。本歩掛は使用済み防護具を回収し、運搬～荷卸しまでの一連の作業により近隣のクレーン付トラックの積込み箇所まで運搬する工程に適用する。

2. 施工手順

① 使用済み防護具の回収費

1,300 組当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.50	
特殊除染作業員		人	2.00	
普通除染作業員		人	1.00	
●機械経費				
運転手(除染一般)		人	0.50	
ダンプトラック(普通・ディーゼル)	積載質量 2t 積	供用日	0.60	
タイヤ損耗費及び補修費	ダンプトラック、2t	供用日	0.60	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	12.5	
●材料費				
大型土のう		枚		別途計上
計				

19.1.1.3 除染電離則に係る安全講習費

1. 適用範囲

除染電離則に係る安全講習費は、当該工事における除染電離則に係る安全講習の受講者の実数をもって対応する。安全講習費は、普通作業員(内業)の労務単価の5.5/8.0を適用する。

2. 施工手順

① 除染電離則に係る安全講習費

1 工事当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●講習費				
普通作業員	内業	人		
計				

19.1.1.4 健康診断費

1. 適用範囲

健康診断費として内部被ばく検査、電離放射線健康診断、一般健康診断追加分に係る費用として下記数量を計上する。

2. 施工手順

① 健康診断費

1人当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●診断費				
内部被ばく検査	WBC	回	0.016	
電離放射線健康診断		回	0.008	
一般健康診断追加分		回	0.004	
計				

19.1.1.5 セルフスクリーニング費

1. 適用範囲

除染等工事従事者等を対象とするセルフスクリーニングは、午前・午後各1回の測定を基本として下記数量を計上する。

2. 施工手順

① 除染等工事従事者等を対象とするセルフスクリーニング費

100人当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.12	
特殊除染作業員		人	0.80	
●機械経費				
GM 管式サーベイメーター		日	0.80	
計				

19.1.1.6 放射線管理に要する費用

1. 適用範囲

除染等作業員の放射線管理を指揮監督する者(放射線管理責任者)を設置する費用として、作業指揮者の労務費を適用する。工事期間中の稼働日数を計上する。

2. 施工手順

① 放射線管理責任者の設置費用

1日当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者	外業	人		
計				

※ 1ヶ月当たりの稼働日数=22.0を基本とする。

19.1.1.7 元方安全衛生管理者を補助する者に要する費用

1. 適用範囲

元方安全衛生管理者を補助する者に要する費用は発注時の積算には含めない。精算時に下記算定式により配置人数を算出し、元方安全衛生管理者を補助する者に要する費用を安全費に計上する。元方安全衛生管理者を補助する者に要する費用は、作業指揮者の労務単価を適用する。

2. 施工手順

① 元方安全衛生管理者の補助者

1 工事当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者	外業	人		
計				

【 参考 】

- ・ 月当たりの元方安全衛生管理者を補助する者の配置標準数（小数点第2位を四捨五入）

$$P = \alpha \sqrt{(K1 \times K2)} - 1.0$$

P = 月当たりの元方安全衛生管理者を補助する者の配置標準数

$\alpha = 0.18$

K 1 = 予定価格・・・億単位、1千万円未満を切捨て

K 2 = 工種区分係数(2.0)×施工管理係数(1.1)×監督距離係数(1.2)×地域係数(1.3)
= 3.4

- ・ 1 工事当たりの元方安全衛生管理者を補助する者に要する費用

$$A = @ \times P \times N \times n$$

@ = 作業指揮者の労務単価

N = 工事期間(月数)・・・小数点以下切捨て

n = 1 月当たりの算定稼働日数 = 22.0

※1 工事価格から、当該項目及び「除染管理情報の作成に要する費用」を差し引いた金額を予定価格とする。

※2 配置標準数によりがたい場合は、別途考慮する。

19.2 洗浄設備設置・撤去 (本項は営繕費に計上する。)

19.2.1 洗浄設備設置・撤去

19.2.1.1 洗浄設備設置

1. 適用範囲

除染等工事において使用する道具、工具、車両、重機及び防護具等を洗浄する設備を設置する場合に計上する。設備の規格等に関係なく本歩掛を標準として適用する。

2. 施工手順

- ① 床堀～基礎砕石～コンクリート打設～埋戻～養生シート張りまでの一連の作業

1 基当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費(1)				床堀・埋戻
特殊除染作業員		人	0.90	
普通除染作業員		人	2.10	
●労務費(2)				基礎砕石
作業指揮者		人	0.29	
特殊除染作業員		人	0.53	
普通除染作業員		人	1.40	
●労務費(3)				型枠組立撤去
作業指揮者		人	0.90	
特殊除染作業員		人	4.40	
普通除染作業員		人	2.80	
●労務費(4)				コンクリート打設
作業指揮者		人	0.57	
特殊除染作業員		人	0.79	
普通除染作業員		人	1.25	
●労務費(5)				コンクリート養生
普通除染作業員		人	0.30	
●労務費(6)				ワイメッシュ設置
普通除染作業員		人	1.30	
●機械経費(1)				基礎砕石
運転手 (除染特殊)		人	0.28	
バックホウ	クローラ排対型(1次)、標準バケット容量 山積 0.8m ³ (平積 0.6m ³)	供用日	0.38	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	19.8	
●機械経費(2)				基礎砕石を除く

運転手 (除染特殊)		人	0.53	
バックホウ	クローラ排対型(1次)、標準バケット容量 山積 0.45m ³ (平積 0.35m ³)	時間	1.70	
バックホウ	賃料 クローラ排対型(1次)、標準バケット容量 山積 0.8m ³ (平積 0.6m ³)	台/日	0.37	
タンパ	賃料 60~80kg	基/日	1.20	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	46.7	
ガソリン		L	3.9	
●材料費				
砕石	再生クランチャー	m ³	18.0	
コンクリート	18-8-40	m ³	10.5	
溶接金網	2.6×100×100mm	m ²	64.0	
足場パイプ賃料	φ48.6 L=3,000	本/日		必要数量を計上
足場パイプ賃貸基本料		本	20.0	
足場パイプ賃料	φ48.6 L=2,000	本/日		必要数量を計上
足場パイプ賃貸基本料		本	12.0	
ブルーシート	#3000 3.6×5.4	枚	3.0	
●諸雑費				
諸雑費(1)		%	0.7	労務費(2)と機械経費(1)の合計額に0.7%を計上
諸雑費(2)		%	23.0	労務費(3)の23.0%を計上
諸雑費(3)		%	7.0	労務費(4)の7.0%を計上
諸雑費(4)		%	17.0	労務費(5)の17.0%を計上
計				

- ※1 諸雑費(1)は、基礎砕石における締固め機械等の賃料及び燃料の費用であり、労務費(2)と機械経費(1)の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
- ※2 諸雑費(2)は、型枠の製作・設置・撤去における材料費及び工具類の損料等の費用であり、労務費(3)の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
- ※3 諸雑費(3)は、コンクリート打設におけるシュート・バイブレーターの損料及び電力に関する経費等の費用であり、労務費(4)の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
- ※4 諸雑費(4)は、コンクリート養生におけるシート・パイプ・散水等に使用する機械の損料及び電力に関する経費等の費用であり、労務費(5)の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

19.2.1.2 洗淨設備撤去

1. 適用範囲

除染等工事において使用する道具、工具、車両、重機及び防護具等を洗淨する設備を撤去する場合に計上する。設備の規格等に関係なく本歩掛を標準として適用する。

2. 施工手順

① 撤去・取壊し～廃材袋詰め～埋戻までの一連の作業

1 基当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費(1)				撤去・取壊
作業指揮者		人	1.80	
特殊除染作業員		人	6.60	
普通除染作業員		人	4.50	
●労務費(2)				埋戻
特殊除染作業員		人	0.50	
普通除染作業員		人	1.30	
●機械経費				
運転手(除染特殊)		人	0.60	
削岩機	コンクリートブレイカ 20kg 級	日	4.60	
空気圧縮機	排対型(1次)、スクュー・エンジン 3.5 ～3.7m ³ /min	日	2.30	
小型バックホウ	クロー排対型(1次)、標準バケット容量 山積 0.13m ³ (平積 0.10m ³)	供用 日	0.70	
バックホウ	クロー排対型(2次)、標準バケット容量 山積 0.8m ³ (平積 0.6m ³)	時間	1.20	
振動ローラ	賃料 ハンドガイド式 0.8～1.1t	台/日	0.60	
タンパ	賃料 60～80kg	基/日	0.10	
軽油	小型ローリー、パトロール給油	L	95.6	
ガソリン		L	0.4	
●材料費				
大型土のう袋		枚		別途計上
●諸雑費				
諸雑費(1)		%	2.0	労務費(1)の 2.0%を計上
計				

※1 諸雑費(1)は、撤去・取壊における削岩機・空気圧縮機の機械損料及び空気圧縮機の燃料、ロッドの消耗費、電力に関する経費等の費用であり、労務費(1)の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

20 放射線量測定（本項は技術管理費に計上する。）

（共通仕様書 第4章 第1節 放射線量測定に係る積算基準は、本項を参照のこと。）

20.1 除染等の措置時の放射線量測定

20.1.1 除染等の措置時の放射線量測定

20.1.1.1 事前測定（共通仕様書 4-1-2-2）

① 放射線の事前測定点設置作業

1. 適用範囲

本歩掛は除染対象物の汚染の程度を確認するための測定点を設置する作業に適用する。

67 測点当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.30	
特殊除染作業員		人	2.00	
●諸雑費				
諸雑費		%	9.5	労務費の9.5%
計				

② 放射線の事前測定外業人件費

1. 適用範囲

本歩掛は除染の実施前に高さ 1m 位置及び高さ 1cm 位置の空間線量率並びに高さ 1cm 位置の表面汚染密度を測定する作業に適用する。

67 測点当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.50	
特殊除染作業員		人	3.30	
●機械経費				
NaIシンチレーション式 サーベイメーター		運転日	1.70	
GM管式 サーベイメーター		運転日	1.70	
計				

③ 放射線の事前測定データ整理作業

1. 適用範囲

本歩掛は②で実施した測定データを整理する作業に適用する。

67 測点当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者	内業	人	0.05	
特殊作業員	内業	人	0.30	
●機械経費				
パソコン		運転日	0.50	
計				

④ 放射線の事前測定外業人件費

1. 適用範囲

本歩掛は除染の実施前に高さ 1cm 位置の空間線量率並びに高さ 1cm 位置の表面汚染密度を測定する作業に適用する。

100 測点当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.50	
特殊除染作業員		人	3.30	
●機械経費				
NaIシンチレーション式 サーベイメーター		運転日	1.70	
GM管式サーベイメー ター		運転日	1.70	
計				

⑤ 放射線の事前測定データ整理作業

1. 適用範囲

本歩掛は④で実施した測定データを整理する作業に適用する。

100 測点当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者	内業	人	0.05	
特殊作業員	内業	人	0.30	
●機械経費				
パソコン		運転日	0.50	
計				

20.1.1.2 事後測定 (共通仕様書 4-1-2-3)

20.1.1.2-②、20.1.1.2-③、20.1.1.2-④、20.1.1.2-⑤項参照

20.1.1.3 局所的に線量の高い箇所の調査 (共通仕様書 4-1-2-5)

① 局所的に線量の高い箇所の調査

1. 適用範囲

本歩掛は除染後若しくは除染の途中において、現地で局所的に線量の高い箇所をNaIシンチレーション式サーベイメーターを用いて歩行連続探査により調査する作業に適用する。本歩掛には調査結果(局所的に線量の高い箇所の有無)の報告を含む。

7画地当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	1.01	
特殊除染作業員		人	2.57	
●機械経費				
NaIシンチレーション式 サーベイメーター		運転日	2.57	
計				

※1. 起算数量の単位「画地」は、「敷地」を示すものであり、建物数を示すものではない。

② 局所的に線量の高い箇所の調査に係るデータの整理作業

1. 適用範囲

本歩掛は①の調査において局所的に線量の高い箇所が確認され、局所的に線量の高い箇所を特定し、確認された線量、除染を必要とする範囲等を、平面図・写真等を使用して整理する作業に適用する。

17画地当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者	内業	人	0.20	
特殊作業員	内業	人	1.00	
●機械経費				
パソコン		運転日	1.00	
計				

※1. 起算数量の単位「画地」は、「敷地」を示すものであり、建物数を示すものではない。

20.1.2 仮置場の放射線量測定

20.1.2.1 事前測定 (共通仕様書 4-1-3-1)

① 放射線の事前測定

20.1.1.1-①項参照

② 放射線の事前測定外業人件費

1. 適用範囲

本歩掛は除去土壌等の搬入が開始されてから上面の遮へい作業が終了するまでの間、地上高さ 1m 位置の空間線量率を測定する作業に適用する。

200 測点当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.50	
特殊除染作業員		人	3.30	
●機械経費				
NaIシンチレーション サーベイメーター		運転日	1.70	
計				

③ 放射線の事前測定データ整理作業

1. 適用範囲

本歩掛は②で実施した測定データを整理する作業に適用する

200 測点当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者	内業	人	0.05	
特殊作業員	内業	人	0.30	
●機械経費				
パソコン		運転日	0.50	
計				

20.1.2.2 実施中の測定 (共通仕様書 4-1-3-2)

- ① 実施中の測定外業人件費

20.1.2.1-②項参照

- ② 実施中の測定データ整理作業

20.1.2.1-③項参照

20.1.2.3 事後測定 (共通仕様書 4-1-3-3)

- ① 事後の測定外業人件費

20.1.2.1-②項参照

- ② 事後の測定データ整理作業

20.1.2.1-③項参照

20.1.3 地下水及び浸出水調査

20.1.3.1 地下水の放射能濃度の測定

1. 適用範囲

本歩掛は仮置場を巡回して地下水を採取し、分析するまでの一連の作業に適用する。

16 検体当たり

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.15	
特殊除染作業員		人	1.00	
●機械経費				
採水道具	ベーカー他	式	1.00	
検査分析費	ゲルマニウム半導体検出器 検出限界：1.0Bq/kg	検体	16.00	※
ライトバン		供用日	1.20	
ガソリン		L	9.5	
計				

※1 検体数は設計数量に合わせて計上すること。

20.1.3.2 浸出水の放射能濃度の測定

1. 適用範囲

本歩掛は仮置場を巡回して浸出水を採取し、分析するまでの一連の作業に適用する。

8 検体当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.23	
特殊除染作業員		人	1.50	
●機械経費				
採水道具	ベーカー他	式	1.00	
簡易検査用 シンチレーション検出器	検出限界：5.0Bq/kg	供用日	1.00	
ライトバン		供用日	0.60	
ガソリン		L	4.8	
計				

※1 検体数は設計数量に合わせて計上すること。

20.1.4 汚染土壌等の放射能濃度測定

20.1.4.1 除染電離則に係る汚染土壌等の放射能濃度測定

① 汚染土壌等の放射能濃度測定

1. 適用範囲

本歩掛は除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドラインに基づき、除染等業務に労働者を従事させる際に、汚染土壌等が基準値を超えるかどうかを判定し、必要となる放射線防護措置を決定するために放射能濃度を測定する作業に適用する。

200 測点当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.50	
特殊除染作業員		人	3.30	
●機械経費				
N a I シンチレーション式 サーベイメーター		運転日	1.70	
●諸雑費				
諸雑費		%	3.0	労務費の 3.0%
計				

※1 諸雑費は容器等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

② 放射能濃度測定のためのデータ整理作業

1. 適用範囲

本歩掛は①で実施した測定データを整理する作業に適用する。

200 測点当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者	内業	人	0.05	
特殊作業員	内業	人	0.30	
●機械経費				
パソコン		運転日	0.50	
計				

20.1.4.2 沈殿処理した水の放射能濃度測定

① 試料採取

1. 適用範囲

本歩掛は排水処理施設において沈殿処理した水を採取し、試験所まで運搬する作業に適用する。

8 検体当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者		人	0.08	
特殊除染作業員		人	0.50	
●機械経費				
ライトバン		供用日	0.60	
ガソリン		L	4.8	
●諸雑費				
諸雑費		%	1.0	労務費の 1.0%
計				

※1 諸雑費は容器等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。

② 放射能濃度測定

1. 適用範囲

本歩掛は①で採取した水の放射能濃度を測定する作業に適用する。

8 検体当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者	内業	人	0.15	
特殊作業員	内業	人	1.00	
●機械経費				
簡易検査用 シンチレーション検出器	検出限界：5.0Bq/kg	供用日	1.00	
計				

20.2 除染管理情報の作成に要する費用

20.2.1 除染管理情報の作成に要する費用

20.2.1.1 除染管理情報の作成に要する費用

1. 適用範囲

除染管理情報作成費は発注時の積算には含めない。精算時に下記算定式により配置人数を算出し、除染管理情報の作成費を技術管理費に計上する。除染管理情報の作成に要する費用は、作業指揮者の労務単価を適用する。

1 工事当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
作業指揮者	内業	人		
計				

【 参考 】

- ・ 月当たりの除染管理情報を作成する者の配置標準数（小数点第2位を四捨五入）

$$P = \alpha \sqrt{(K1 \times K2)}$$

P = 月当たりの除染管理情報を作成する者の配置標準数

$$\alpha = 0.18$$

K 1 = 予定価格・・・億単位、1千万円未満を切捨て

K 2 = 工種区分係数(2.0)×施工管理係数(1.1)

$$= 2.2$$

- ・ 1工事当たりの元方安全衛生管理者を補助する者に要する費用

$$A = @ \times P \times N$$

@ = 作業指揮者の労務単価

N = 工事期間(月数)・・・小数点以下切捨て

※1 工事価格から、当該項目及び「除染管理情報の作成に要する費用」を差し引いた金額を予定価格とする。

21 諸経費対象外項目（本項は諸経費対象外の項目に計上する。）

21.1 諸経費対象外項目

21.1.1 諸経費対象外項目

21.1.1.1 施工内容等の説明及び確認に要する費用

① 施工内容等の説明及び確認に要する費用

1. 適用範囲

工事着手時に住宅地等の関係人と面接し施工内容の説明及び留意事項等の確認を行うものとし、これに係る説明資料の作成、立会依頼及び確認事項の取りまとめを含む。

関係人 1 人当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
主任技師	内業	人	0.03	
技師(A)	内業	人	0.03	
技師(C)	内業	人	0.03	
技師(A)	外業	人	0.04	
技師(C)	外業	人	0.04	
●諸経費				
直接経費及び諸経費		%	130.0	労務費の合計の 130.0%
計				

※1 外業については、「設計業務委託等技術者単価」に加えて、特殊勤務手当として人事院規則 9-129(東日本大震災に対処するための人事院規則 9-30(特殊勤務手当)の特例)に定める額を加えるものとする。

※2 関係人 1 人当たりの対象物件数が極端に多い等する場合は、別途考慮する。

21.1.1.2 除染結果の報告に要する費用

① 除染結果の報告に要する費用

1. 適用範囲

除染終了後に住宅地等の関係人と面接し除染結果の報告を行うものとし、これに係る報告資料の作成、立会依頼及び立会実施内容の取りまとめを含む。

関係人 1 人当り

名称	規格	単位	数量	摘要
●労務費				
主任技師	内業	人	0.03	
技師(A)	内業	人	0.03	
技師(C)	内業	人	0.03	
主任技師	外業	人	0.09	
技師(A)	外業	人	0.09	
技師(B)	外業	人	0.09	
●諸経費				
直接経費及び諸経費		%	130.0	労務費の合計の 130.0%
計				

※1 外業については、「設計業務委託等技術者単価」に加えて、特殊勤務手当として人事院規則 9-129(東日本大震災に対処するための人事院規則 9-30(特殊勤務手当)の特例)に定める額を加えるものとする。

※2 関係人 1 人当たりの対象物件数が極端に多い等する場合は、別途考慮する。

第 3 章 環境省積算基準等通知資料

週休2日制工事の試行について

環境会発第 1712063 号

平成 29 年 12 月 6 日

大臣官房会計課長から環境省内各部局・機関の長宛て

改正 平成 30 年 8 月 27 日環境会発第 1808271 号

改正 令和 2 年 7 月 21 日環境会発第 2007211 号

改正 令和 4 年 5 月 30 日環境会発第 2205301 号

改正 令和 6 年 9 月 2 日環境会発第 2409021 号

建設産業においては適正な工期設定、適切な賃金確保、週休2日の推進等、長時間労働の是正及び休日確保に向け必要な環境整備を進めることが必要であるとして、建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議において、建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定し、環境省では「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインについて」（平成 29 年 9 月 6 日付け環境会発第 1709062 号）によりその周知を図ったところである。

ガイドラインにおいては、「発注者は、長時間労働の是正や週休2日の確保などの建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備に配慮して、適正な工期での請負契約を締結する役割を担う」とされ、また、「国の発注工事においては当該ガイドラインに沿った工事の実施」が求められており、当省においても適正な工期設定に係る取組として、環境省が発注する施設整備の建設現場における週休2日を推進するため「週休2日制工事の試行について」（平成 29 年 12 月 6 日付け環境会発第 1712063 号）を通知し、建設工事の発注者としてガイドラインを踏まえた各種施策に取り組んできた。

今般、別紙「週休2日制工事の試行実施要領」を改正したので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、「週休2日交替制モデル工事の試行実施要領について（通知）」（令和 4 年 5 月 30 日付け環境会発第 2205302 号）は廃止する。

附則

改正後の本通知（令和 6 年 9 月 2 日付け環境会発第 2409021 号）は、令和 6 年 12 月 1 日以降に入札公告等を行う工事について適用する。なお、令和 6 年 11 月 30 日までに入札公告等を行う工事については、従前によるものとする。

週休2日制工事の試行実施要領

1 試行対象工事

全ての工事を対象に、原則として現場閉所により週休2日を確保する週休2日制工事（現場閉所型）を適用する。

なお、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、現場代理人、技術者及び技能労働者（以下「現場代理人等」という。）が交替しながら各人が週休2日を確保する週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）を適用する。

2 週休2日の考え方

(1) 週休2日制工事（現場閉所型）

ア 月単位の週休2日とは、現場施工期間において、全ての月ごとに4週8休以上の現場閉所を行ったと認められることをいう。

通期の週休2日とは、現場施工期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められることをいう。

イ 現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

ウ 月単位の4週8休以上とは、現場施工期間内の全ての月ごとの現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

通期の4週8休以上とは、現場施工期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

エ 現場閉所日とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、

現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(2) 週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）

ア 月単位の週休2日とは、現場施工期間において、全ての月ごとに現場代理人等が交替しながら各人が4週8休以上の休日確保を行ったと認められることをいう。

通期の週休2日とは、現場施工期間において、現場代理人等が交替しながら各人が4週8休以上の休日確保を行ったと認められることをいう。

イ 現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

ウ 月単位の4週8休以上とは、現場施工期間内に1週間以上現場に従事した現場代理人等の各人について、現場施工期間内における全ての月ごとの休日日数の割合（以下、「休日率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、休日日数が当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上となっている状態をいう。

なお、休日率の算定にあたっては、工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は対象外とする。

通期の4週8休以上とは、現場施工期間内に1週間以上現場に従事した現場代理人等の各人について、現場施工期間内における休日日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪、荒天等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

エ 休日の確認対象は、施工体制台帳に記載された建設会社等のすべての技術者等とし、休日取得状況を確認するものとする。

3 試行のタイプ

発注者指定方式により発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は、受注者希望方式で発注することができる。

(1) 発注者指定方式

発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式（通期の週休2日は必須）

(2) 受注者希望方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）

4 工期の設定

週休2日制工事における工期の設定に当たっては、工種の区分等に応じて、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン改訂について」（平成30年7月5日付け環境会発第1807057号）別添「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン改訂について」（平成30年7月2日付け国土入企第13-1号）または『直轄土木工事における適正な工期設定指針』の一部改定について（通知）（令和4年5月10日付け環境会発第2205107号）別添『直轄土木工事における適正な工期設定指針』の一部改定について（令和4年3月28日付け国技建管第24号）に示された適正な工期設定に係る事項を考慮し、以下に留意して行うものとする。

（1）工期設定の検討方法

（一社）日本建設業連合会の建築工事適正工期算定プログラム等の各種プログラムを利用する場合は、過去の類似工事実績と比較して工期が妥当であることを確認し、当該工事の特性を踏まえ必要に応じ修正するものとする。

なお、プログラムについては常に最新のバージョンを使用すること。

（2）適切な作業及び施工期間の設定

工期の設定に当たっては、計画通知等の許可申請、施工準備、各施工段階、各種検査、後片付け及び清掃期間等のクリティカルとなる期間を適切に見込むものとする。

なお、施工準備期間は、工事の特性及び実績を勘案し、30日から90日の間で、必要な日数を設定する。また、施工終了後の期間は20日間を最大として必要な日数を設定する。

（3）後工程への配慮

内装工事、設備工事、舗装工事等の後工程についても適切な施工期間を設定し、全体のしわ寄せをしないよう配慮する。

（4）その他

ア 工期設定に必要となる現場条件について、必要に応じて設計図書へ明示するよう務めるものとする。

イ 設計変更に伴い工期延期する場合においても、指針等に基づき適切に変更する。

5 工事工程の共有

（1）試行工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する

事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。

- (2) 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。
- (3) 工事工程は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、受注者が作成することとし、その旨を特記仕様書に明示するものとする。
- (4) 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。
- (5) 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

なお、発注者側の理由により工期の変更ができない場合は、受発注者間で協議の上措置する。

6 工事費の補正

(1) 積算方法

工事費に、以下に掲げる区分に応じて定める補正係数を乗じるものとする。なお、土木工事に係る市場単価方式における週休2日の補正については、「市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和6年3月6日付け国技建管第9号）によるものとし、土木工事標準単価における週休2日の補正については、「土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」（令和6年3月6日付け国技建管第10号）によるものとする。また、建築・設備工事に係る市場単価方式における週休2日の補正については、「営繕工事における週休2日促進工事の実施及び積算方法等の改定について（通知）」（令和6年6月3日付け環境会発第2406033号）別添「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」（令和6年3月22日付け国営積第13号）によるものとする。

ア 週休2日制工事（現場閉所型）

対象期間内の現場閉所率に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

① 月単位の週休2日（現場閉所率 28.5%以上）の場合

	土木工事	建築・設備工事
労務費	1.04	1.04
機械経費（賃料）	1.02	—
共通仮設費率	1.03	—
現場管理費率	1.05	—

② 通期の週休2日（現場閉所率 28.5%以上）の場合

	土木工事	建築・設備工事
労務費	1.02	1.02
機械経費（賃料）	1.02	—
共通仮設費率	1.02	—
現場管理費率	1.03	—

イ 週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）

対象期間内の休日率に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

① 月単位の週休2日（休日率 28.5%以上）の場合

	土木工事	建築・設備工事
労務費	1.04	1.04
現場管理費率	1.03	—

② 通期の週休2日（休日率 28.5%以上）の場合

	土木工事	建築・設備工事
労務費	1.02	1.02
現場管理費率	1.01	—

(2) 補正方法

ア 週休2日制工事（現場閉所型）

① 発注者指定方式の場合

入札説明書等において月単位の週休2日に取り組む旨を明記するとともに、月単位の4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更し、請負代金額を減額変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。

② 受注者希望方式の場合

入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日の取組について協議することを明記するとともに、月単位の4週8休以上の現場閉所を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないもの及び工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しないものを含む。）は、通期の週休2日の補正係数に変更し、請負代金額を減額変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しないものを含む。）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて、通期の週休2日の補正係数への変更を行うものとする。

提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、月単位の週休2日に関する点数を減ずる措置は行わない。

イ 週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）

① 発注者指定方式の場合

入札説明書等において、現場代理人等が交替しながら月単位の週休2日以上の日日の確保に取り組む旨を明記するとともに、月単位の4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更し、請負代金額を減額変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。

② 受注者希望方式の場合

入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して現場代理人等の交替制による月単位の週休2日以上の日日の確保の取組について協議することを明記するとともに、月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないもの及び工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が交替制による月単位の週休2日の取組を希望しないものを含む。）は、通期の週休2日の補正係数に変更し、請負代金額を減額変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。

また、工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しないものを含む。）については、契約締結後における直近の変更契約時に合わせて、通期の週休2日の補正係数への変更を行うものとする。

提出された工程表が現場代理人等の交替制による通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定実施要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、月単位の週休2日に関する点数を減ずる措置は行わない。

7 1ヶ月ごとの4週8休以上の実施について

受注者が週休2日に取り組む場合、月単位の週休2日又は通期の週休2日に係わらず、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所または全ての現場代理人等

による月毎の4週8休以上の休日取得が達成できるよう努めるものとし、発注者はこれを要請する。

8 入札公告から工事完了後までの流れ

(1) 週休2日制工事（現場閉所型）の場合

ア 発注時

入札公告、入札説明書及び特記仕様書に当該工事が週休2日制工事（現場閉所型）の対象工事であることを記載するものとする。

イ 施工時

監督職員は、現場閉所率を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について月1回程度を目安として受注者に提示を求め、取組の状況を確認するものとする。取組の状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

ウ 完成時

- ① 受注者は別紙様式第1「現場閉所実績報告書」を作成し、監督職員へ提出するものとする。
- ② 監督職員は、現場閉所実績報告書により現場施工期間内における現場閉所日数等を確認し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

(2) 週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の場合

ア 発注時

入札公告、入札説明書及び特記仕様書に当該工事が週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の対象工事であることを記載するものとする。

イ 施工時

監督職員は、休日率を確認できる資料等（休日取得実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について月1回程度を目安として受注者に提示を求め、取組の状況を確認するものとする。

取組の状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

ウ 完成時

- ① 受注者は別紙様式第2「休日取得実績報告書」を作成し、監督職員へ提出するものとする。
- ② 監督職員は、休日取得実績報告書により現場施工期間内における休日取得日数等を確認し、

月単位の週休2日を達成できない場合は、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

9 入札公告、入札説明書及び工事特記仕様書の記載例

(1) 週休2日制工事（現場閉所型）の場合

ア 入札公告

入札公告の1工事概要（7）の次に以下の文書を記載する。ただし、「見積活用方式」及び「電子入札対象」に関する記載がある場合は、それらの次に記載する。

(○) 本工事は、現場閉所により週休2日を確保する「週休2日制工事（現場閉所型）※【（発注者指定型）又は（受注者希望型）】」の対象工事である。

※【】は、（発注者指定型）又は（受注者希望型）のいずれかを記載する。

イ 入札説明書

入札説明書の3工事概要（6）の次に以下の文書を記載する。ただし、「見積活用方式」に関する記載がある場合は、その次に記載する。

(○) 本工事は、現場閉所により週休2日を確保する「週休2日制工事（現場閉所型）※【（発注者指定型）又は（受注者希望型）】」の対象工事である。入札時においては、当初の予定価格から現場施工期間内における全ての月ごとの現場閉所日数の割合が4週8休（28.5%（8日／28日））以上を満たすことを前提に、労務費等を補正することにより工事費を積算する。

週休2日の考え方は下記のとおりである。

ア 月単位の週休2日とは、現場施工期間内において、全ての月ごとに4週8休以上の現場閉所を行ったと認められることをいう。

通期の週休2日とは、現場施工期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められることをいう。

イ 現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

ウ 月単位の4週8休以上とは、現場施工期間内における全ての月ごとの現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

通期の4週8休以上とは、現場施工期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪、荒天等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

エ 現場閉所日数とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場や現場事務所が閉所された日をいう。

オ 月単位の週休2日を達成できない場合において、通期の週休2日を達成した場合は、補正係数を変更し、通期の週休2日を達成できない場合は、補正係数を除し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額する。

※【 】は、（発注者指定型）又は（受注者希望型）のいずれかを記載する。

ウ 工事特記仕様書

工事特記仕様書に、以下の文書を記載する。

○1 本工事は、建設工事における週休2日制工事（現場閉所型）の対象工事である。

2 週休2日の考え方

(1) 月単位の週休2日とは、現場施工期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められることをいう。

(2) 現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含めない。

(3) 月単位の4週8休以上とは、現場施工期間内における全ての月で現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

通期の4週8休以上とは、現場施工期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 現場閉所日とは、巡回パトロール及び保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き1日を通して現場及び現場事務所が閉所された日をいう。

(5) 受注者の責によらない現場閉所

工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。

ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

(6) やむを得ない現場閉所

やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

3 現場閉所実績報告書

受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書を作成し、監督職員が指定する日までに現場閉所実績報告書を提出するものとする。

4 総合工事工程表の作成

受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工程表を作成する。

総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。

(1) 建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保

- (2) 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「施工準備期間」
- (3) 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」
- (4) 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

5 工事工程の共有

- (1) 工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。
- (2) 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。
- (3) 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。
- (4) 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

6 現場閉所の達成状況及び精査

現場施工期間における全ての月ごとの現場閉所率が 28.5%に満たない場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率及び市場単価等を請負代金額の変更により減額するものとする。（労務費及び各諸経費の補正分は入札説明書等による。）

(2) 週休 2 日制工事（現場非閉所型・交替制）の場合

ア 入札公告

入札公告の 1 工事概要（7）の次に以下の文書を記載する。ただし、「見積活用方式」及び「電子入札対象」に関する記載がある場合は、それらの次に記載する。

- (○) 本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者が交替しながら各人が週休 2 日を確保する「週休 2 日制工事（現場非閉所型・交替制）※【（発注者指定型）又は（受

注者希望型)】の対象工事である。

※【】は、(発注者指定型)又は(受注者希望型)のいずれかを記載する。

イ 入札説明書

入札説明書の3工事概要(6)の次に以下の文書を記載する。ただし、「見積活用方式」に関する記載がある場合は、その次に記載する。

(○) 本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者(以下「現場代理人等」という。)が交替しながら各人が週休2日を確保する「週休2日制工事(現場非閉所型・交替制)※【(発注者指定型)又は(受注者希望型)】の対象工事である。

入札時においては、当初の予定価格から現場施工期間内の各月において、現場に従事する現場代理人等の各人の休日日数の割合が、4週8休(28.5%(8日/28日))以上を満たすことを前提に、労務費等を補正することにより工事費を積算する。

週休2日の考え方は下記のとおりである。

ア 月単位の週休2日とは、現場施工期間において、全ての月ごとに現場代理人等が交替しながら各人が4週8休以上の休日確保を行ったと認められることをいう。

通期の週休2日とは、現場施工期間において、現場代理人等が交替しながら各人が4週8休以上の休日確保を行ったと認められることをいう。

イ 現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

ウ 月単位の4週8休以上とは、現場施工期間内に1週間以上現場に従事した現場代理人等の各人について、現場施工期間内における全ての月ごとの休日日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、休日日数が当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上となっている状態をいう。

通期の4週8休以上とは、現場施工期間内に1週間以上現場に従事した現場代理人等の各人について、現場施工期間内における休日日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪、荒天等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

エ 月単位の週休2日を達成できない場合において、通期の週休2日を達成した場合は、補正係数を変更し、通期の週休2日を達成できない場合は、補正係数を除し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額するものとする。

- (○) 現場開所日における現場代理人等の休暇取得に当たっては、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないこと並びに発注者との連絡体制の確保状況について、事前に発注者の了解を得ること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定に基づき専任の者でなければならないとされている主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の休暇については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を事前に得ること。

※【】は、（発注者指定型）又は（受注者希望型）のいずれかを記載する。

ウ 工事特記仕様書

工事特記仕様書に、以下の文書を記載する。

- 1 本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者（以下「現場代理人等」という。）が交替しながら、各人が週休2日を確保する「週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）」の対象工事である。

2 週休2日の考え方

- (1) 月単位の週休2日とは、現場施工期間において、全ての月で現場代理人等が交替しながら各人が4週8休以上の休日確保を行ったと認められることをいう。

通期の週休2日とは、現場施工期間において、現場代理人等が交代しながら各人が4週8休以上の休日確保を行ったと認められることをいう。

- (2) 現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

- (3) 月単位の4週8休以上とは、現場施工期間内に1週間以上現場に従事した現場代理人

等の各人について、現場施工期間内における全ての月の休日日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、休日日数が当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上となっている状態をいう。

通期の4週8休以上とは、現場施工期間内に1週間以上現場に従事した現場代理人等の各人における現場施工期間内における休日日数の割合（以下「休日率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

(4) 休日の確認対象は、施工体制台帳に記載された建設会社等のすべての技術者等とし、休日取得状況を確認するものとする。

(5) 工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交替制による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、交替制による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

(6) やむを得ず交替制による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とする。

3 現場閉所実績報告書

受注者は、毎月末までに休日取得実績報告書を作成し、監督官が指定する日までに提出するものとする。

4 休日率の達成状況及び精査

工事完成時において、現場施工期間における全ての月ごとの現場代理人等の休日率が28.5%に満たない場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）及び現場管理費率を請負代金額の変更により減額するものとする。

10 その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合等については、これらによらないことができる。

環境省内各部局・機関 会計事務担当者 殿

大臣官房会計課

週休2日制工事の試行に係る留意事項等について

令和6年9月2日付け環境会発第2409021号により改正した「週休2日制工事の試行について」(平成29年12月6日付け環境会発第1712063号。以下「通知」という。)の実施にあたって留意すべき事項等について以下のとおりまとめたので、参考とされたい。

1. 週休2日制工事(現場閉所型)の実施状況の確認方法について

発注者は、週休2日に取り組む受注者(以下、「受注者」という)から提出される現場閉所実績報告書等により現場閉所の実施状況の確認を行う。確認の経緯及び結果については、別紙参考様式1の工事打合せ簿等を用いて記録するものとする。

発注者による現場閉所の状況の確認は月1回程度を目安とし、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

施工箇所が点在する工事の場合、施工箇所ごとに週休2日補正を設定せず、工事全体に補正を掛けることとし、現場閉所の実施にあたっては、全ての地区を同日で閉所するものとする。

<受注者の取り組み内容>

ア 受注者は、施工計画書に以下の条件を満たす工程を立てた工程表を添付し発注者に提出する。

- ・対象期間中、工事現場において週休2日相当の休日を確保し、工程表に休日を明記する。
- ・工程表で定めた休日においては、下請企業を含む工事現場の全労働者を休日とする。

イ 受注者は対象期間中、やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者と協議する。

ウ 受注者は毎月末までに現場閉所実績報告書を作成し、発注者が指定する日までに提出して確認を受ける。発注者は、必要に応じて工事現場の労働者の勤務状況がわかる既存資料(出勤簿、工事日誌、現場閉所実績が記載された工程表等)の提示を受注者に対して求めるものとする。

エ 受注者は週休2日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。

<発注者の取り組み内容>

ア ウィークリースタンス等を徹底することにより、受注者の週休2日の取り組みに協力する

こと。

イ 発注者は受注者に対して週休2日確保の取り組みに支障が出ないよう、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するよう努めるなど、工程調整等に配慮し、工程（工期）の変更等に柔軟に対応する。

ウ 発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じるような示を行ってはならない。

エ 発注者による現場閉所の状況の確認は月1回程度を目安とし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

【週休2日（4週8休）を確保するイメージ】

ア 対象期間

工事開始日から工事完成日のうち、非対象期間を除いた期間

イ 非対象期間

準備期間、後片付け期間、年末年始（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみが行われている期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、工事契約後、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

ウ 休工対象日数

「土曜日・日曜日」、「祝祭日」を問わず、対象期間の4週8休以上の日数とする。

また、現場閉所は降雨・降雪等により休工した場合に加え、「災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合」「異常気象等による安全パトロール」「休むべき日に現場見学会等、現場を公開する場合」などが想定されるが、現場閉所日としてカウントするかは、受発注者間の協議により決定するものとし、臨機に対応すること。



2. 週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の場合

発注者は、受注者から提出される休日取得実績報告書等により技術者及び技能労働者の休日率の達成状況の確認を行う。確認の経緯及び結果については、別紙参考様式2の工事打合せ簿等により記録するものとする。

発注者による休日率の確認は月1回程度を目安とし、週休2日交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

<受注者の取り組み内容>

ア 週休2日に取り組む受注者（以下、「受注者」という）は、施工計画書に以下の条件を満たす工程を立てた工程表を添付し発注者に提出する。

- ・対象期間中、工事現場において週休2日相当の休日を確保し、工程表に休日を明記する。
- ・工程表で定めた休日においては、下請企業を含む工事現場の全労働者を休日とする。

イ 受注者は対象期間中、やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者と協議する。

ウ 受注者は毎月末までに休日取得実績報告書を作成し、発注者が指定する日までに提出して確認を受ける。この際、発注者は受注者に対して、必要に応じて工事現場の労働者（下請企業を含む）の休日取得状況がわかる既存資料（出勤簿、工事日誌、休日実績が記載された工程表等）の提示を求めるものとする。

エ 受注者は週休2日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。

<発注者の取り組み内容>

ア ウィークリースタンス等を徹底することにより、受注者の週休2日の取り組みに協力すること。

イ 発注者は受注者に対して週休2日確保の取り組みに支障が出ないように、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するよう努めるなど、工程調整等に配慮し、工程（工期）の変更等に柔軟に対応する。

ウ 発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じるような指示を行ってはならない。

【休日率を確認する対象者】

- ア 施工体制台帳上の元請け及び下請けの技術者及び技能労働者を対象とする。
- イ 非常勤（臨時）で従事する者は除く。

【休日日数の割合（休日率）の算出】

ア 対象者ごとに、休日日数の割合（＝当該工事における休日日数／工期日数※）を算出する。

※下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から設定

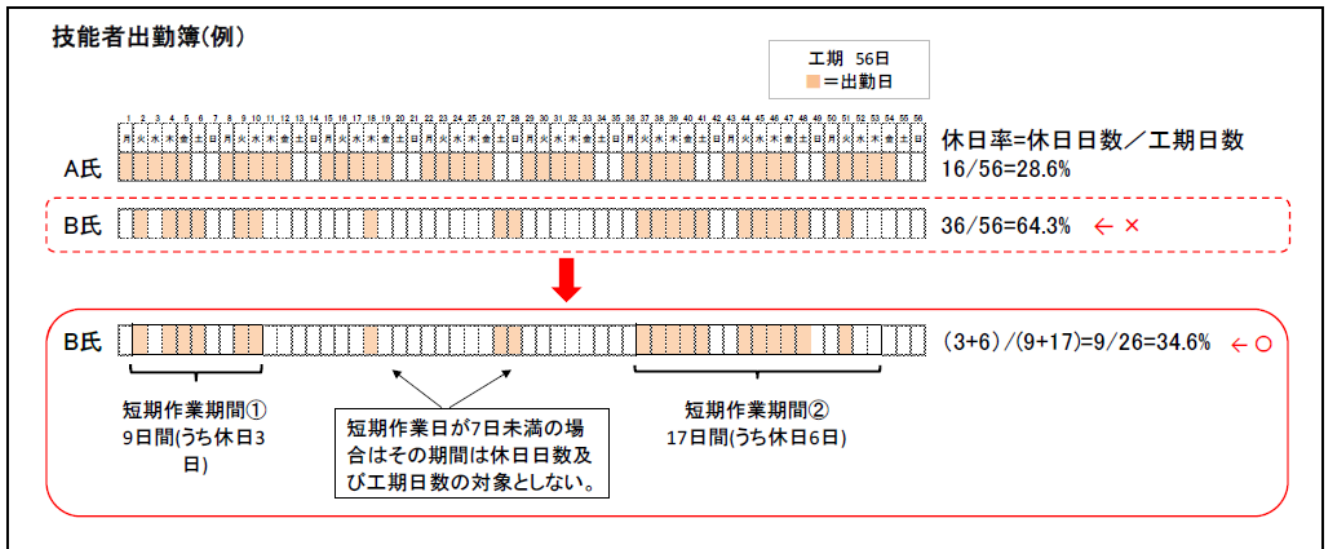
イ 全対象者の「休日日数の割合（休日率）」を平均化する。

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均
A建設	●●	300	90	30.0%	28.9%
	■	300	80	26.7%	
	◆◆	300	84	28.0%	
	▲▲	300	90	30.0%	
B建工(一次下請)	○○	200	60	30.0%	
	□□	200	65	32.5%	
C電設(二次下請)	××	100	25	25.0%	
					4週8休以上

工事着手前に確認

工事完成時に確認

ウ 非常勤（臨時）以外で短期作業期間が偏在する作業形態の作業員については、短期作業期間のみを合計した期間を集計期間とし、短期作業期間と短期作業期間の間の作業のない中抜け期間は休日日数を算出する際の休日日数及び工期日数の対象としない。短期作業期間の定義は、作業日が7日以上ある場合とし、作業日が7日未満の場合は週休2日が成立しないことから、その期間は休日日数及び工期日数の対象としない。



【対象工種・確認対象期間】

工種によっては交替要員の確保が困難な工種もありうるが、全工種、全ての技術者、技能労働者の平均での休日率で判断する。



工事打合せ簿

別紙参考様式 1

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	令和〇〇年〇月〇日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工事名	〇〇〇〇〇〇〇〇工事		
(内容) 特記仕様書 (〇〇)「週休2日の実施」に基づき、週休2日実施状況について協議します。			
		① 工事着手日	令和〇年〇月〇日
		② 工事完成日	令和〇年〇月〇日
		③ 週休2日対象期間	〇〇日 (年末年始・夏季休暇除く)
		④ うち現場閉所日	〇〇日
		⑤ 現場閉所率 (④÷③)	〇〇.〇%
添付 葉、その他添付図書			
処理・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します <input type="checkbox"/> その他 「〇〇 (※資料名)」により現場閉所率を確認しました。	
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します <input type="checkbox"/> その他	

総括 監督員	主任 監督員	監督員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者

(現場閉所実績報告書及び関連資料資料を監督職員に提示し確認を受けること)

工事打合せ簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	令和〇〇年〇月〇日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工事名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事		

(内容)

特記仕様書(〇〇)「週休2日交替制適用工事の実施」に基づき、週休2日実施状況について、下記及び別紙対象者毎の休日日数割合一覧表のとおり協議します。

① 全体工期	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	〇〇日
② 週休2日確認対象期間	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日	〇〇日
③ 平均休日率 (休日日数の割合)	〇〇.〇%	

添付図 葉、その他添付図書

処理・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 受理 します <input type="checkbox"/> その他 「〇〇(※資料名)」により平均休日率を確認しました。 年月日：
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 受理 します <input type="checkbox"/> その他 年月日：

総括 監督員	主任 監督員	監督員

現場 代理人	主任 (監理) 技術者

(休日取得実績報告書及び関連資料を監督職員に提示し確認を受けること)

建設キャリアアップシステムの活用について

環境会発第 2310241 号
令和 5 年 10 月 24 日

環境省内各部局・機関の長 殿

大臣官房会計課長
(公印省略)

建設キャリアアップシステムの活用について (試行)

建設キャリアアップシステム (以下「CCUS」という。) の活用については、建設技能者の処遇改善による担い手確保を更に推進することを目的として、国土交通省より普及・活用等について周知されてきたところ、環境省直轄の一般土木工事において CCUS を活用するモデル工事の試行について、当面向記のとおり行うこととしたので通知する。

記

1. モデル工事の実施

環境省直轄工事のうち、一般土木工事の支出負担行為担当官が発注する工事 (予定価格が WTO 対象工事以上) については、原則として全ての工事においてモデル工事を実施することとする。

また、これ以外の環境省直轄工事については、建設業界の要望や理解の状況を十分踏まえた上で、対象とする工事や件数、発注方式を各地方環境事務所、各国民公園等管理事務所において積極的に検討し、モデル工事を実施することとする。

2. 発注方式

CCUS を活用するモデル工事については、以下のいずれかの発注方式により実施するものとし、実施にあたっては、別紙によることとする。

(1) CCUS義務化モデル工事

発注者が、CCUSを活用することを指定する方式であり、CCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点又は減点を行う試行工事

(2) CCUS活用推奨モデル工事

受注者が、工事着手前に、発注者に対してCCUSを活用することを協議したうえで取り組む方式であり、CCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点を行う試行工事

3. フォローアップの実施

モデル工事における効果や課題を検証し、必要に応じて別紙を改善していくため、別途国土交通省より実態把握のための調査が依頼されることがあるので、承知されたい。

附 則

本通知の施行後、令和6年度の調達に係る入札公告等を行う工事から適用する。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事 実施要領

1. 目的

本要領は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促進するため、環境省直轄工事において、発注者がCCUSを活用することを指定し、CCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点又は減点するモデル工事（以下「CCUS義務化モデル工事」という。）及び受注者が発注者に対してCCUSを活用することを協議し、CCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点するモデル工事（以下「CCUS活用推奨モデル工事」という。）の試行を実施するため、必要な事項を定め、もってCCUS義務化モデル工事及びCCUS活用推奨モデル工事の試行の円滑な実施に資することを目的とする。

2. 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- ・下請企業： 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
- ・技能者： 下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
- ・CCUS登録事業者： 下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- ・CCUS登録技能者： 技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
- ・登録事業者率： $\text{CCUS登録事業者の数} / \text{下請企業の数}$
- ・登録技能者率： $\text{CCUS登録技能者の数} / \text{技能者の数}$
- ・就業履歴蓄積率： $\text{建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数} / \text{工事現場へ入場した技能者の数}$
- ・計測日： 登録事業者率、登録技能者率又は就業履歴蓄積率を計測する日をいう。計測日は、特記仕様書に基づき受発注者の協議の上で決定するものとし、工事の始期から半年後を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で設定するものとする。
- ・平均登録事業者率： 登録事業者率の計測日における登録事業者率の平均値をいう。
- ・平均登録技能者率： 登録技能者率の計測日における登録技能者率の平均値をいう。
- ・平均就業履歴蓄積率： 就業履歴蓄積率の計測日における就業履歴蓄積率の平均値をいう。

3. CCUS義務化モデル工事

(1) 試行内容

CCUS義務化モデル工事の対象工事において、発注者は、下表のとおり指標ごとの最低基準及び目標基準を指定するものとし、最低基準及び目標基準の達成状況に応じて、工事成績評定に基づく工事成績評定点について加点又は減点を行うものとする。

指標	最低基準	目標基準
平均登録事業者率	70%	90%
平均登録技能者率	60%	80%
平均就業履歴蓄積率	30%	50%

(2) 最低基準及び目標基準の達成状況の確認方法

発注者は、受注者に対して(1)に掲げる各指標に係る最低基準及び目標基準の計測日における達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、最低基準及び目標基準の達成状況を確認するものとする。

(3) 工事成績評定への反映

受注者が(1)に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成した場合は、「工事成績要領の改定について」(平成28年9月13日付け環境会発第1609131号)及び「中間貯蔵施設事業に係る請負工事成績評定等について」(平成29年3月30日付け環放参発第1703301号)以下「工事成績評定実施要領」という。)の別記様式第1における考査項目「5. 創意工夫」の「その他」において、1点加点するものとする。

受注者が、(1)に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は、同考査項目において更に1点加点するものとする。

また、受注者が(1)に掲げるいずれかの指標に係る最低基準を達成しなかった場合は、工事成績評定実施要領の別記様式第1における考査項目「7. 法令遵守等」において、1点減点するものとする。

(4) 未達成項目等の報告

受注者が(1)に掲げるいずれかの指標に係る最低基準を達成しなかった場合、発注者は、工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに受注者に報告させるものとする。

(5) 入札説明書及び特記仕様書への明示

CCUS義務化モデル工事の対象工事は、下記の例に従い、入札説明書及び特記仕様書においてその旨を明らかにすること。

<入札説明書>

(○) 本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。

試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

<特記仕様書>

第〇条 CCUS義務化モデル工事

1. 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評価を実施する試行工事である。
2. 受注者は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。
3. 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。
 - ・下請企業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
 - ・技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
 - ・CCUS登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
 - ・CCUS登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
 - ・登録事業者率：CCUS登録事業者の数／下請企業の数
 - ・登録技能者率：CCUS登録技能者の数／技能者の数
 - ・就業履歴蓄積率：建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数
 - ・平均登録事業者率：4. に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値
 - ・平均登録技能者率：4. に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値
 - ・平均就業履歴蓄積率：4. に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値
4. 受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測（当該計測した日を以下「計測日」という。）し、発注者に報告する。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。ただし、計測頻度については、CCUSの改修状況を踏まえて、受発注者の協議の上で変更することがある。
5. 受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率70%以上、平均登録技能者率60%以上及び平均就業履歴蓄積率30%以上（以下「最低基準」と総称する。）を全て達成するものとし、最低基準が未達成の場合は、本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告すること。また、発注者は、工事成績評価実施要領の別記様式第1における考査項目（以下「考査項目」という。）「7. 法令遵守等」において1点減点を行う。

6. 受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率 90%以上、平均登録技能者率 80%以上及び平均就業履歴蓄積率 50%以上（以下「目標基準」と総称する。）を全て達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において1点加点を行う。また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率 90%以上を達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において更に1点加点を行う。
7. モデル工事における効果や課題を検証するため、発注者がCCUSの活用状況等の実態調査を行う場合は、これに協力すること。

4. CCUS活用推奨モデル工事

(1) 試行内容

CCUS活用推奨モデル工事の対象工事において、受注者がCCUSの活用に取り組む旨を希望し、工事着手前に発注者に対してCCUSを活用することを協議した場合は、発注者は、下表のとおり指標ごとの最低基準及び目標基準を指定するものとし、当該目標基準の達成状況に応じて、工事成績評定に基づく工事成績評定点について加点を行うものとする。

指標	最低基準	目標基準
平均登録事業者率	70%	90%
平均登録技能者率	60%	80%
平均就業履歴蓄積率	30%	50%

なお、本制度が技能者のキャリアパス形成に資する取組であることを踏まえ、工事成績評定未実施の工事においても試行することは妨げない。

(2) 最低基準及び目標基準の達成状況の確認方法

発注者は、受注者に対して(1)に掲げる各指標に係る最低基準及び目標基準の計測日における達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、最低基準及び目標基準の達成状況を確認するものとする。

(3) 工事成績評定への反映

受注者が(1)に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成した場合は、工事成績評定実施要領の別記様式第1における審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において、1点加点するものとする。受注者が、(1)に掲げる全ての指標に係る目標基準を達成し、かつ、平均登録技能者率 90%以上を達成した場合は、同審査項目において更に1点加点するものとする。

(4) 未達成項目等の報告

受注者が(1)に掲げるいずれかの指標に係る最低基準を達成しなかった場合、発注者は、工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに受注者に報告させるものとする。

(5) 入札説明書及び特記仕様書への明示

CCUS活用推奨モデル工事の対象工事は、下記の例に従い、入札説明書及び特記仕様書においてその旨を明らかにすること。

<入札説明書>

(○) 本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。

<特記仕様書>

第〇条 CCUS活用推奨モデル工事

1. 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評価を実施する試行工事である。

(工事成績評価未実施の場合)

1. 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定する試行工事である。

2. 受注者は、CCUSの活用について希望する場合、工事着手前に発注者に対して協議し、CCUSの活用に取り組むものとする。

また、受注者がCCUSの活用に取り組む場合は、本条3.～7.を適用するものとし、受注者がCCUSの活用に取り組まない場合は、本条3.～7.は適用しないものとする。

3. 受注者は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。

4. 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- ・下請企業： 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
- ・技能者： 下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
- ・CCUS登録事業者： 下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- ・CCUS登録技能者： 技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
- ・登録事業者率： $\text{CCUS登録事業者の数} / \text{下請企業の数}$
- ・登録技能者率： $\text{CCUS登録技能者の数} / \text{技能者の数}$
- ・就業履歴蓄積率： $\text{建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数} / \text{工事現場へ入場した技能者の数}$
- ・平均登録事業者率： 5. に定める計測日において計測された登録事業者率の平均値

- ・平均登録技能者率： 5. に定める計測日において計測された登録技能者率の平均値
- ・平均就業履歴蓄積率： 5. に定める計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値

5. 受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、工事の始期から半年を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で計測（当該計測した日を以下「計測日」という。）し、発注者に報告する。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。ただし、計測頻度については、CCUSの改修状況を踏まえて、受発注者の協議の上で変更することがある。
6. 受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率90%以上、平均登録技能者率80%以上及び平均就業履歴蓄積率50%以上（以下「目標基準」と総称する。）を全て達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において1点加点を行う。また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において更に1点加点を行う。

（工事成績評定未実施の場合）

6. （削除）

7. 受注者は、本工事期間中において、平均登録事業者率70%、平均登録技能者率60%、平均就業履歴蓄積率30%のいずれかが未達成の場合は、本工事名、未達成の項目、要因及び改善策を工事完成検査日までに発注者に報告すること。
8. モデル工事における効果や課題を検証するため、発注者がCCUSの活用状況等の実態調査を行う場合は、これに協力すること。

環境会発第 2310242 号
令和 5 年 10 月 24 日

環境省内各部局・機関の長 殿

大臣官房会計課長
(公印省略)

建設キャリアアップシステム義務化モデル工事及び活用推奨モデル工事の積算
について

建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用については、
「建設キャリアアップシステムの活用について（試行）」（令和 5 年 10 月 24 日付け環
境会発第 2310241 号）により、環境省直轄工事において試行的に取り組む事項を定めた
ところであるが、このうち、当該通知において規定する CCUS 義務化モデル工事及び
CCUS 活用推奨モデル工事における積算上の取り扱いを下記のとおり定めたので、遺
漏なきよう措置されたい。

記

CCUS 義務化モデル工事及び CCUS 活用推奨モデル工事のうち受注者がモデル
工事に取り組む場合において、CCUS 活用のためのカードリーダー設置費用及び現場
利用料（カードタッチ費用）について、以下のとおり、精算変更時に支出実績に基づき、
現場管理費として計上することとする。

この際、これらの費用は一般管理費等率の対象外とする。また、予定価格の設定にあ
たり、当該費用については官積算に基づく価格に落札率を乗じないこととする。

1. 用語の定義

①カードリーダー

CCUS に対応した IC カードリーダーとする。

②現場利用料（カードタッチ費用）

CCUS のシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）毎に
発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払いを行う費用のこと。

2. 積算方法等

①カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用する OS が Windows の場合は1台あたり1万円、iOS の場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。原則として、1工事あたり2台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OS が Windows の場合は1台あたり1万円、iOS の場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。

なお、CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用は計上しない。

また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。

②現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、受注者が提出する当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、現場管理費として計上することとする。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

3. 特記仕様書への明示

CCUS義務化モデル工事及びCCUS活用推奨モデル工事の対象工事は別紙の例に従い、特記仕様書へ明示すること。

4. 適用

本通知は、令和6年度の調達に係る入札公告等を行う工事から適用する。

<特記仕様書記載例>

○. CCUS現場利用料等について

当初においては計上していないが、【受注者がCCUSの活用に取り組む場合は】
（※）下記①、②の項目を支出実績、現場での使用実績に基づき「CCUS現場利用料等」として精算変更時に費用計上するものとする。なお、費用計上にあたっては、支出実績、現場での使用実績が確認できる資料を監督職員に提出すること。

①カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入費用について、現場で使用するOSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。原則として、1工事あたり2台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、監督職員と協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。

なお、CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は、費用は計上しない。

また、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は積上げ計上しない。

②現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料は、当該現場に係る現場利用料の明細に基づき、現場管理費として計上することとする。なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

（※）CCUS活用推奨モデル工事の場合【 】内の記載を追記する。